

The background features a variety of colorful circles and lines. At the top, there are blue and purple circles with white diagonal stripes, and a yellow circle. A large green circle with white diagonal stripes is on the right. In the center, a large green circle with a white border contains the title. Below it, a smaller green circle with white diagonal stripes is on the right. At the bottom, there are blue and purple circles with white diagonal stripes, and a yellow circle. A large blue circle with white diagonal stripes is on the right. The overall design is modern and abstract.

第3次京田辺市 男女共同参画計画

改訂

2026年（令和8年）3月
京田辺市

はじめに

これまで本市では、2010年（平成22年）9月に「京田辺市男女共同参画推進条例」を制定し、また2021年（令和3年）3月には「第3次京田辺市男女共同参画計画」を策定して、男女共同参画社会の実現をめざし施策を推進してまいりました。

この間、社会全体ではさまざまな分野における男女共同参画への動きが拡大し、2024年（令和6年）4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されるなど、その気運も高まってきたところです。



本市が2024年（令和6年）に行った市民意識調査においても、女性が職業をもつことに肯定的な意見を持つ人の割合が5年前と比べて増え、家事・育児・介護の役割分担も「夫と妻で同程度」を希望する人の割合が高い結果となっています。しかし一方で、まだまだ現実には固定的な性別役割分担も見られ、配偶者等や恋人間での暴力も減少していないなど、今後も引き続き解決に向けて取り組んでいくべき課題が明らかになりました。

このたび、計画の策定から5年が経過し、社会情勢や市民の意識に変化が見られたことから、各施策の見直しを行いました。新たに「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を本計画に包含することとし、「めざすべき社会」を実現するための4つの基本目標に向かって、さらなる取組を進めてまいります。そして、性別にとらわれず多様性を認めあい、誰もがいきいきと輝くことのできる地域社会の構築を目指して、計画に掲げる179の施策を総合的かつ計画的に取り組んでまいります。

男女共同参画社会を実現するためには、行政だけでなく、市民の皆様、事業者、市民団体、教育に携わる方々などとの連携・協働が不可欠でございます。今後とも、皆様のなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の改訂にあたり、熱心にご審議いただきました男女共同参画審議会委員の皆様、市民意識調査・事業所調査やパブリックコメント等で貴重なご意見をいただきました市民並びに各事業者・団体等の皆様に、心から感謝を申し上げます。

2026年（令和8年）3月

京田辺市長

上村 崇

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨・背景	1
2	男女共同参画をめぐる近年の動向	3
3	計画の性格と位置付け	8
4	計画の期間	9
5	計画の改訂方法	9
第2章	京田辺市の現状と課題	10
1	統計資料等からみる市の現状	10
2	市民意識調査等の結果からみる市の現状	14
3	第3次計画の中間評価	26
4	男女共同参画推進の課題	27
第3章	計画の基本的な考え方	31
1	計画の枠組み	31
2	計画における基本理念	32
3	計画がめざす男女共同参画社会	33
4	基本目標	35
5	基本目標における数値目標	36
6	計画の体系	37
第4章	基本目標の達成に向けた施策展開	38
基本目標1	性別にとらわれずお互いに認め合う意識の浸透	38
基本目標2	仕事も生活も大切にできるライフスタイルの実現（女性活躍推進計画）	45
基本目標3	共に支え合い活躍することができる地域の実現	58
基本目標4	安全・安心で健やかな暮らしの実現	66
第5章	計画の効果的な推進に向けて	77
1	計画の周知	77
2	市民や関係機関との連携・協力	77
3	総合調整機能の充実	78
4	施策の進行管理・評価	78

資料編 79

1	計画策定に関する体制図	79
2	計画の改訂経過	80
3	市民参画の状況	81
4	諮問書・答申書	85
5	京田辺市男女共同参画審議会の審議経過	86
6	京田辺市男女共同参画審議会委員名簿	87
7	男女共同参画に関する年表（市・府・国・世界の動き）	88
8	関係法令	95

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

国は、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法¹」を制定し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会²」の実現を、21世紀における最重要課題としています。

この男女共同参画社会基本法に基づいて、2000年（平成12年）には「男女共同参画基本計画³」が策定され、男女共同参画社会の形成に向けて、総合的・体系的に施策を整備・展開することが目指されています。その後、5年ごとに男女共同参画基本計画は見直されており、2020年（令和2年）12月には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

第5次男女共同参画基本計画では、目指すべき社会として、次の4つが掲げられています。

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs⁴で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

¹ 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、1999年（平成11年）6月23日に公布・施行された。

² 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

³ 男女共同参画基本計画

政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画。男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされている。また、都道府県及び市町村も男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることとされている。

⁴ SDGs（Sustainable Development Goals）

2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール、169のターゲットから構成される。

また、2015年（平成27年）8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律⁵」（以下、「女性活躍推進法」という。）が成立し、就学前児童や小学生の保育の充実、「女性のチャレンジ応援計画」の取組の推進、企業における女性の活躍状況の「見える化」の推進などのさまざまな取組が進められています。こうした取組により女性の就業率は飛躍的に上昇している一方で、収入や正規雇用率などの雇用分野における性差は依然としてあり、仕事と家庭生活との両立の難しさなど、取り組むべき課題は多く顕在しています。

国連においては、2015年（平成27年）9月に「持続可能な開発目標（SDGs）」が合意され、一人ひとりが多様性を認め合い、それぞれが持つ個性や能力を発揮して、あらゆる分野で共に参画し、活躍しやすいまちづくりを推進していくことが求められています。

本市においては、2002年（平成14年）3月に「京田辺市男女共同参画計画」を策定して以降、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取組を推進してきました。2010年（平成22年）10月には、男女共同参画社会の形成に向けた取組を一層進めていくため「京田辺市男女共同参画推進条例」を施行し、この条例に基づいて、2011年（平成23年）3月には「第2次京田辺市男女共同参画計画」を策定し、市民・事業所・市民団体教育に携わる方等との連携・協力の一層の推進を図っています。2016年（平成28年）3月には「女性活躍推進法」の制定などの社会情勢の変化を踏まえ、「第2次京田辺市男女共同参画計画（改訂版）」（以下、第2次計画という。）を策定し、男女共同参画の取組を総合的に推進する体制を整えています。

現計画である「第3次京田辺市男女共同参画計画」については、第2次計画が2020年度（令和2年度）をもって計画の終期を迎えることから、国の第5次男女共同参画基本計画や京都府計画、社会情勢の変化、本市の現状などを踏まえ2021年（令和3年）3月に「第3次京田辺市男女共同参画計画」を策定したものです。

⁵ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として、2025年（令和7年）6月に改正された。

2 男女共同参画をめぐる近年の動向

(1) 世界の動き

2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連加盟193か国の全会一致で採択されました。2030アジェンダでは、2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、17のゴール・169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられており、地球上の「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことが誓われています。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



SDGsでは、目標5に「ジェンダー⁶平等を実現しよう（ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント⁷を図る）」が立てられ、教育や経済的資源へのアクセスなど、女性や女児であることを理由に平等な機会を与えられていない状況に終止符を打ち、世界人口の半数を占めるすべての女性及び女児の能力強化を行うことが掲げられています。

また、国連婦人の地位委員会⁸においては、2016年（平成28年）3月（第60回）では「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」と「女性及び女児に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止」をテーマに、2018年（平成30年）3月（第62回）では「農山漁村の女性と女児のジェンダー平等とエンパワーメント達成のための課題と機会」をテーマとした協議等が行われ、女性の地位向上を目指した国際的な取組は継続して積極的に進められています。

⁶ ジェンダー

生物学的な性別（sex）に対して、社会的・文化的につくられる性別のこと。男らしさや女らしさといった特定の社会で共有されている価値観などによって形づくられる、男女の役割やその相互関係を含む意味合いを持つ。

⁷ エンパワーメント

力をつけることという意味で、一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を持つこと。

⁸ 国連婦人の地位委員会

1946年（昭和21年）6月に国連経済社会理事会の機能委員会のひとつとして設置された。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、国連経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、国連経済社会理事会はこれを受けて、総会に対して勧告を行う。

しかしながら、2019年（令和元年）12月に発表された、世界経済フォーラムによる「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数⁹」において、日本は153か国中121位と過去最低の順位となりました。これは政治・経済・教育・健康の4部門について、男女にどれだけの格差が存在しているかを分析して算出される指標で、日本は、特に政治と経済の分野において男女の格差が大きく、男女共同参画において取り組むべき課題は依然として多く残されています。

そして、2025年（令和7年）6月に発表された最新の「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数2025」においても、日本は148か国中118位の低順位となっています。傾向についても令和元年と同様、政治と経済の分野の評価が低くG7（先進7か国首脳会議）の中では最下位です。ジェンダー平等を実現するためには、これらの分野における男女格差の解消のため、さまざまな取組を推し進めていく必要があります。

⁹ グローバル・ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが、毎年発表している世界男女格差指数。各国を対象に、政治・経済・教育・健康の4部門について、男女にどれだけの格差が存在しているかを分析してスコア化し、そのスコアを元に各国の男女平等の順位をつけている。

(2) 国の動き

2015年（平成27年）9月に施行された「女性活躍推進法」では、女性の職業生活における活躍の推進に向けて、都道府県や市町村は推進計画を策定することとされています。また、同年4月には「次世代育成支援対策推進法¹⁰」が2025年（令和7年）3月まで10年間延長されており、女性が活躍しやすい環境の整備に向けて、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）¹¹のさらなる推進が強調されています。

2020年（令和2年）7月に「すべての女性が輝く社会づくり本部」において決定された「女性活躍加速のための重点方針2020」では、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組や困難に直面する女性への支援、各界各層の女性活躍推進のための自主的な取組や地域の実情に応じた取組の積極的な後押しと働きかけ、誰もが仕事と育児・介護等の二者択一を迫られることなく経済的に自立しながら働き続けられる環境の整備及び学校教育段階を含む社会全体での意識改革の推進、あらゆる取組において分野横断的な価値としての男女共同参画・女性活躍の視点の確保及び施策への反映などが、女性の活躍を加速するために今後重点的に取り組むべき事項として示されました。

また、災害に強い社会の実現に向けては、女性の視点からの災害対応を進める際に参照できるよう、2020年（令和2年）5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が作成され、基本的な考え方、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において取り組むべき事項が示されています。

そして、2023年（令和5年）5月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律¹²」（以下、「配偶者暴力防止基本法」という。）が改正され、保護命令の対象に「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加したほか、保護命令制度の拡充や保護命令違反の罰則強化が定められました。

また、2023年（令和5年）6月に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律¹³」が公布、施行されました。性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする差別はあってはならないという基本理念のもと、国や自治体、企業等に対して多様性の理解の増進を図ることが求められています。

¹⁰ 次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担うこどもたちが健やかに生まれ育成される環境の整備を図るため、国・地方公共団体・事業主の責務を明らかにし、行動計画などを策定することを義務づける法律。2015年（平成27年）3月31日までの時限立法だったが、有効期限が2025年（令和7年）3月31日まで延長され、次世代育成支援対策の実施状況が特に優良な認定事業主に対する新たな特例認定制度が創設された。その後延長され、さらに2024年（令和6年）に改正、有効期限が2035年（令和17年）3月31日まで再延長された。

¹¹ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できること。

¹² 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。

¹³ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神^{かんよう}を涵養し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現を図ることを目的とする法律。

また、2024年（令和6年）4月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律¹⁴」（以下、「困難女性支援基本法」という。）が施行されました。この法律では、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった観点が明確に示されています。さらに、国や地方公共団体には、困難な問題を抱える女性を支援するための施策を実施する責任が課されています。また、民間団体と連携し、訪問や巡回、居場所の提供、インターネットの活用など、さまざまな方法で支援を行うことも求められています。

さらに、2024（令和6年）5月に、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律¹⁵」が改正され、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにする観点から、柔軟な働き方の利用が義務付けられました。

2025年（令和7年）6月に、「女性活躍推進法」が改正され、期限を10年間延長し、2036年（令和18年）3月31日までとするとともに、社員の男女の給与の額の差異及び管理的地位にある社員に占める女性社員の割合の情報公表が義務化されました。

2026年（令和8年）3月には、これまでの議論を踏まえ、「第6次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、目指すべき社会像として以下の4点が掲げられています。

- ・男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ・男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ・仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ・あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

これらの方向性は、女性活躍推進法、配偶者暴力防止基本法、困難女性支援基本法などの法制度の改正・整備と連動し、見直しされています。

¹⁴ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

性的虐待被害や家庭内の問題、経済的困窮等の困難な問題を抱える女性に対して支援を行うことを目的とする法律。

¹⁵ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにすることを目的とする法律。

(3) 京都府の動き

京都府では、2015年（平成27年）3月、京都における女性の活躍を加速化させるための推進組織として「輝く女性応援京都会議」を発足し、女性が企業等で持てる力を十分発揮できるよう、自主的な行動計画の策定推進、積極的な人材発掘・能力開発・登用等の推進、「働き方改革」の推進による環境づくり、起業・創業の推進の4つを掲げた行動宣言が採択されました。

2016年（平成28年）3月には、女性活躍推進法に基づく「京都女性活躍応援計画」を策定し、「輝く女性応援京都会議」行動宣言の具体化を図っています。

また、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画としては、2011年（平成23年）3月に「ＫＹＯのあけぼのプラン（第3次）」、2016年（平成28年）3月に「ＫＹＯのあけぼのプラン（第3次）後期施策」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな施策を推進しています。なお、本計画の策定と同時期の2021年（令和3年）3月に「ＫＹＯのあけぼのプラン（第4次）」へ改訂が行われました。

さらに、2024年（令和6年）3月に改訂された「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第5次）」に基づき、被害者自身や周囲による被害への気づきを促進し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DV¹⁶を容認しない社会の実現をめざしています。そして、2024年度（令和6年度）からは、加害者プログラムの実施に加え、デートDV¹⁷の被害を防ぐための若年男性向けのグループワークの実施、男性相談員による男性相談窓口の開設などの施策を開始しています。それに伴い、加害相談に対応できる相談員の養成にも取り組んでいます。

2025年（令和7年）12月現在、「ＫＹＯのあけぼのプラン（第4次）」の施策の中間見直し検討年度となっており、施策の見直しが進められています。

¹⁶ DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者との間でふるわれる暴力のことをいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などもDVに含まれる。

¹⁷ デートDV

DVの中でも特に、交際しているカップル間で起こる暴力をいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力なども含まれる。

3 計画の性格と位置付け

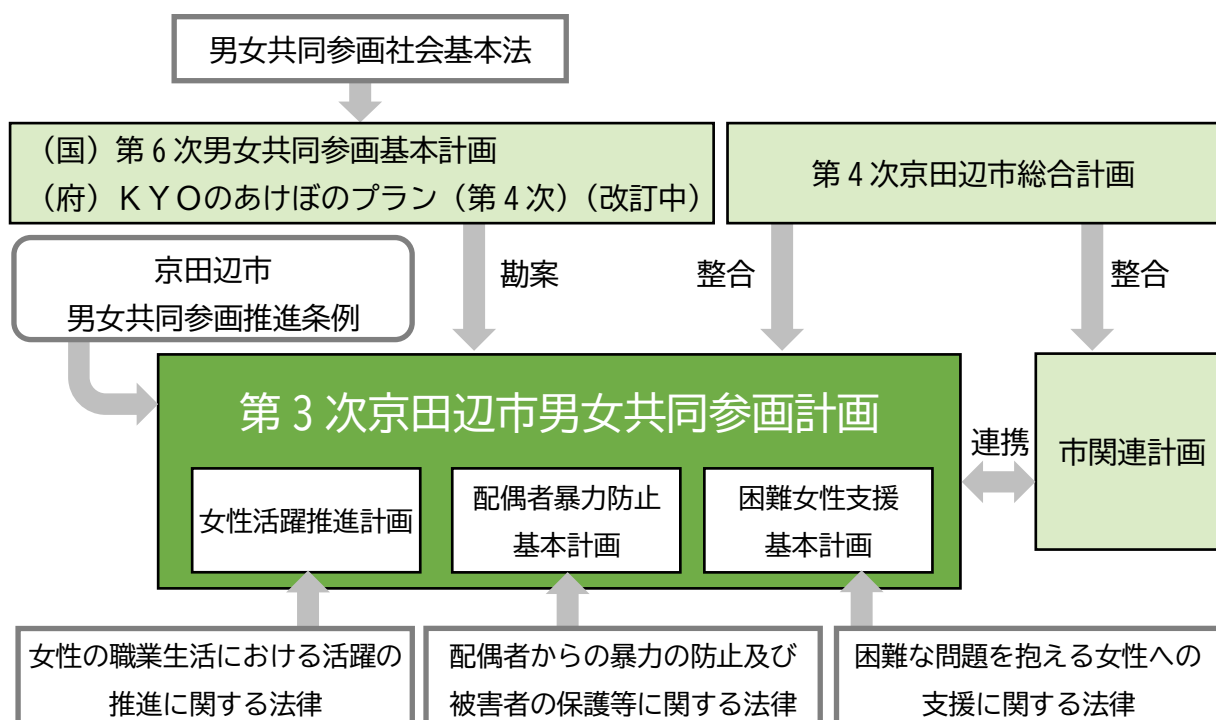
本計画は、「京田辺市男女共同参画推進条例」第9条第1項に基づく、本市における男女共同参画施策の推進のための基本計画として位置付けるものです。

また、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定されている市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画「市町村男女共同参画計画」に位置付けられます。

計画の策定にあたっては、「第4次京田辺市総合計画」を踏まえ、国の第6次男女共同参画基本計画や府のK Y Oのあけぼのプラン（第4次）（改訂中）などの目標・課題等を勘案するとともに、市民及び市内事業所を対象としたアンケート調査等による現状を踏まえて策定しています。

なお、本計画の「基本目標2仕事も生活も大切にできるライフスタイルの実現」の部分は「女性活躍推進法」第6条第2項の「市町村推進計画」（以下、「女性活躍推進計画」という。）を包含しています。また、「基本目標4安全・安心で健やかな暮らしの実現」の「(1) あらゆる暴力の防止」の部分は「配偶者暴力防止基本法」第2条の3第3項の「市町村基本計画」（以下、「配偶者暴力防止基本計画」という。）を包含しています。また、「基本目標4安全・安心で健やかな暮らしの実現」の「(2) 困難な問題を抱える女性への支援」の部分は、「困難女性支援基本法」第8条3項の「市町村基本計画」（以下、「困難女性支援基本計画」という。）を包含しています。

また、計画の内容は、市民、事業者、関係団体等が相互に連携しながら、行政が行動計画として共有できるように留意しつつ、策定することとします。



4 計画の期間

計画の期間は、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間です。今回、計画策定から5年を経過したことから、国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化、そして目標の達成状況等を踏まえ、見直しを行いました。

5 計画の改訂方法

(1) 市民意識調査等の実施

本計画の改訂にあたり、市民の男女共同参画や性別による役割分担、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などについての現状や課題、今後の方向性、男女共同参画施策についての意見等を把握し、計画策定の基礎資料とするために市民意識調査、事業所調査を実施しました。

また、今後の取組の検討に向けては、市民によるワークショップ¹⁸の開催や事業所に配置されている男女共同参画推進員へのヒアリングを実施し、市民や地域、事業所での取組に対する意見や提案をいただきました。

(2) パブリックコメントの実施

より幅広く市民の意見を募り計画へ反映するため、パブリックコメントを実施しました。

＜実施期間＞2026年（令和8年）1月26日（月）～ 2026年（令和8年）2月25日（水）

＜公開場所＞市ホームページ、市公共施設19箇所

＜意見総数＞28件

(3) 男女共同参画審議会等による意見聴取

本計画の改訂にあたり、市民等の意見を反映するとともに、市における男女共同参画関連施策を着実に実施するため、2024年（令和6年）7月に公募による市民、学識経験者等で構成する「京田辺市男女共同参画審議会」に諮問を行い、同審議会での審議を重ね、2026年（令和8年）3月に同審議会から第3次京田辺市男女共同参画計画の改訂についての答申がなされました。

¹⁸ ワークショップ

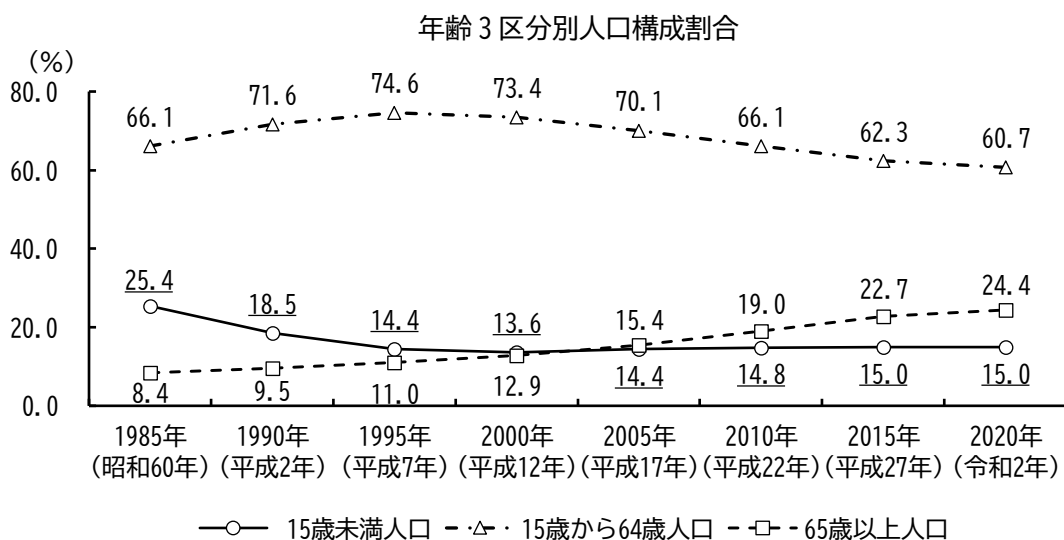
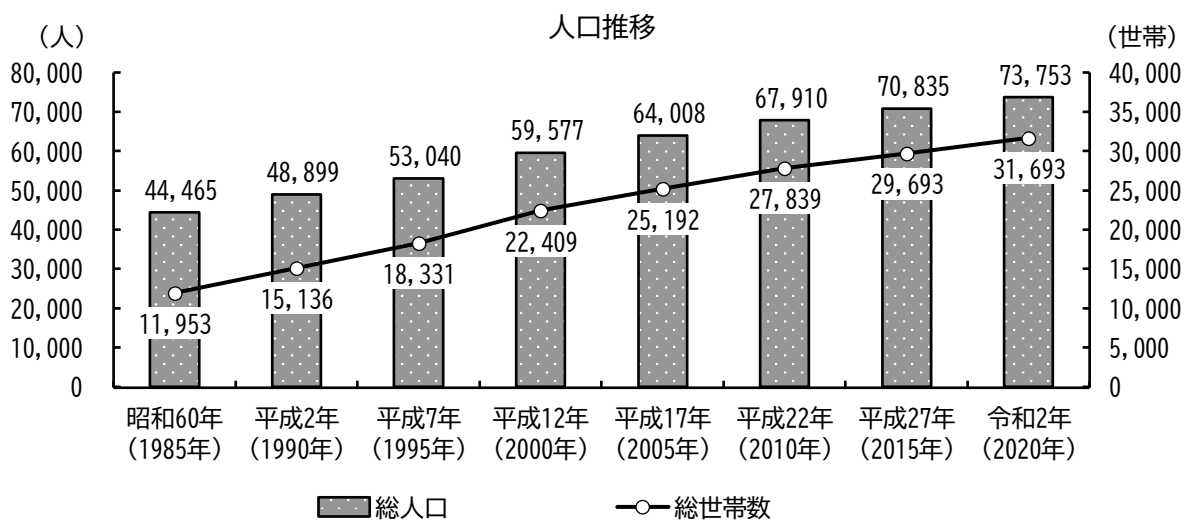
体験型講座のことで、一方的に講座を受けるのではなく、参加者が実際に参加・体験することとして大きな特徴があり、学び・創造、トレーニングや問題解決の場として広く認知されている。

第2章 京田辺市の現状と課題

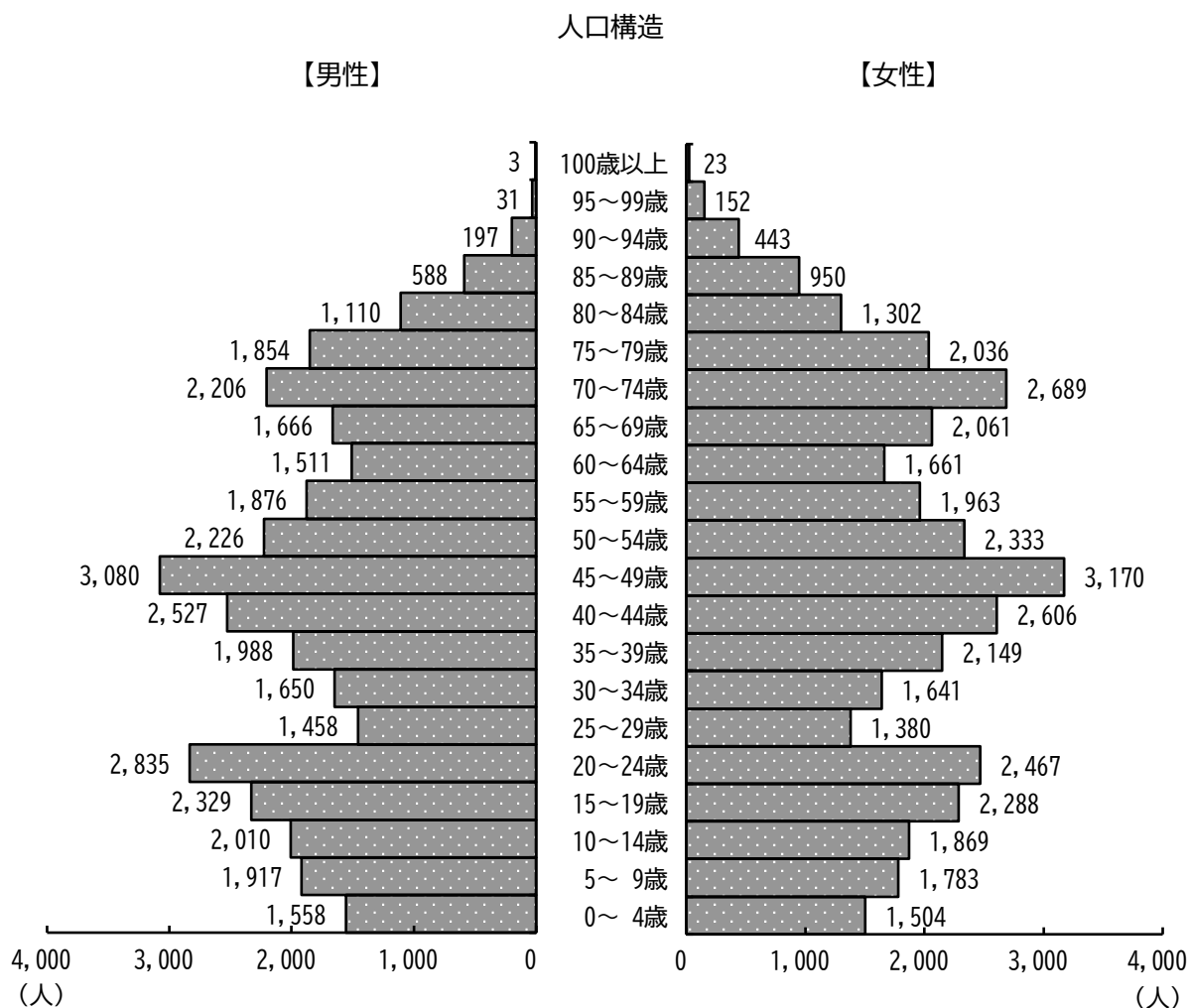
1 統計資料等からみる市の現状

(1) 人口の動向

人口推移をみると、総人口は年々増加し、2020年（令和2年）で73,753人となっています。また、年齢3区分別人口構成割合の推移をみると、15歳未満人口割合は近年において15%前後で推移しているのに対し、65歳以上人口割合は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



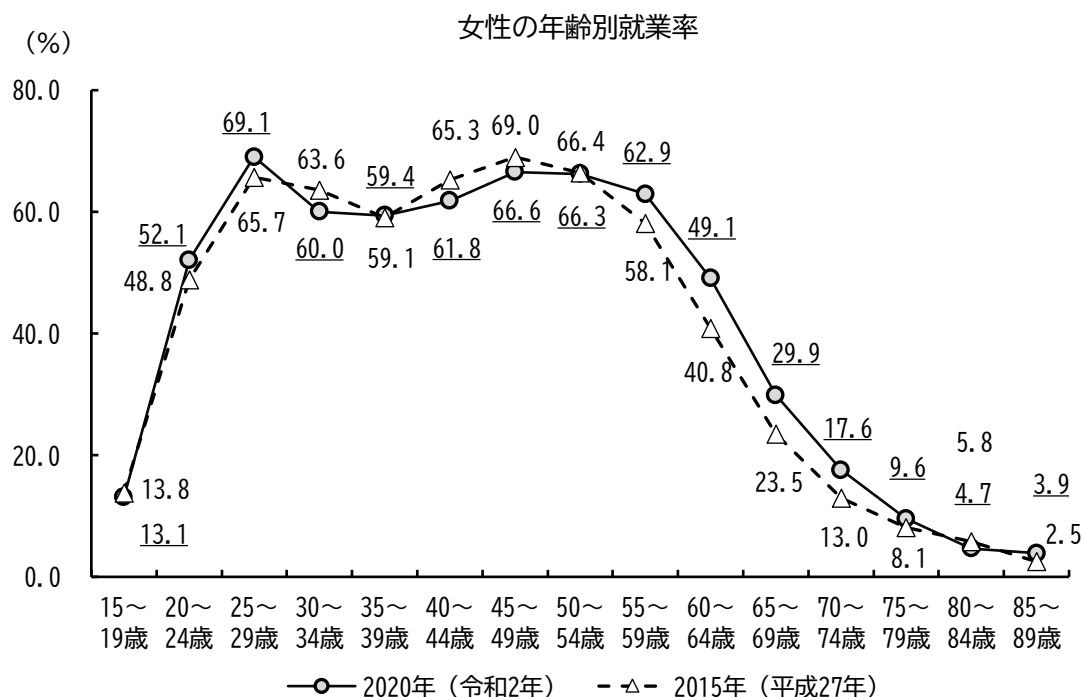
人口構造をみると、70歳代前半の団塊の世代、またそのこども世代である40歳代後半の年齢層が多くなっているものの、大学生の居住による影響もあり、10歳代後半～20歳代前半の人口も多い傾向となっています。



資料：国勢調査（2020年（令和2年））

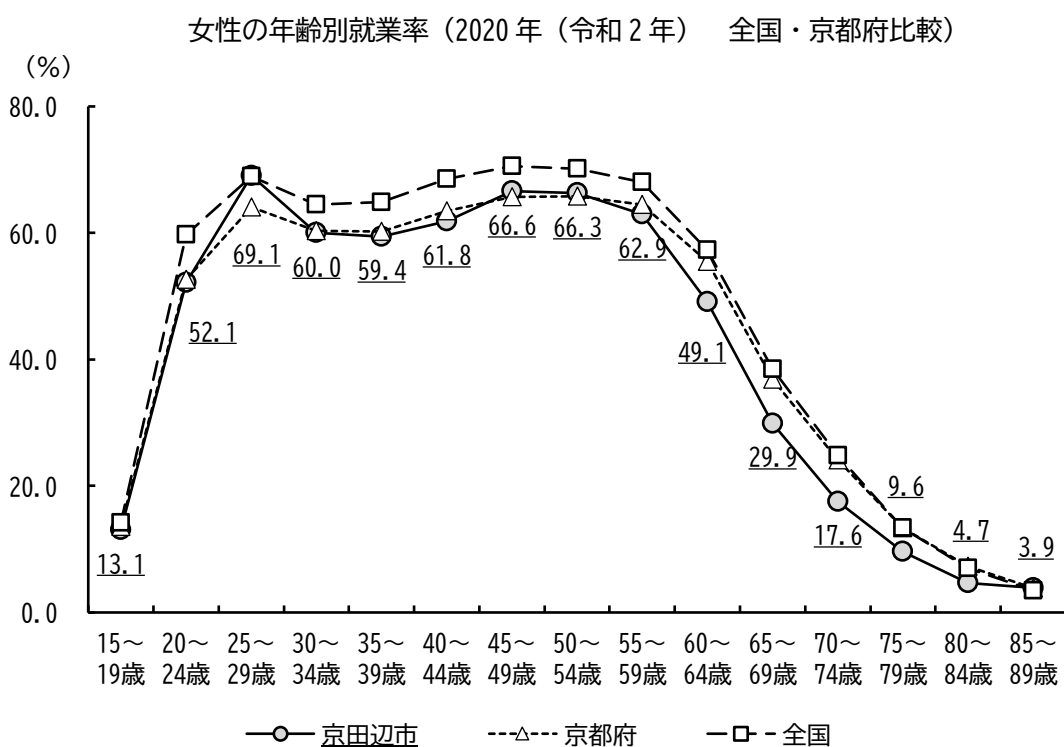
(2) 女性の就労状況

女性の年齢別就業率は、出産・育児期にあたる30～44歳では60%前後となっていますが、55～74歳では前回調査に比べて増加しています。



資料：国勢調査

また、2020年（令和2年）の女性の年齢別就業率を全国、京都府と比較すると、出産・育児期にあたる30～39歳では全国に比べ低くなっていますが、京都府と同様となっています。



資料：国勢調査

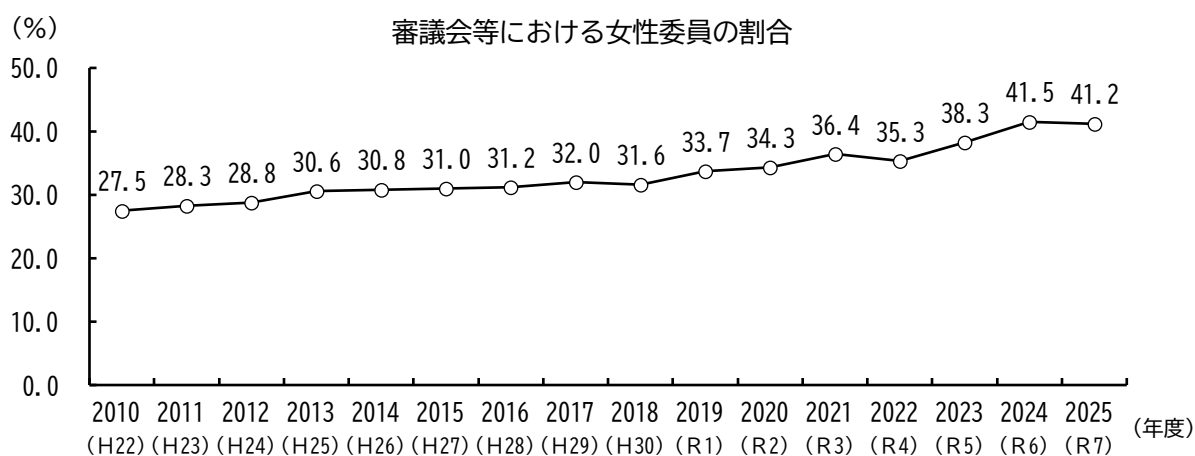
(3) 市の審議会等における女性の参画状況

審議会等における女性の参画状況をみると、2025年度（令和7年度）では審議会等の委員総数981人のうち女性委員は404人と、女性委員の占める比率は41.2%となっています。

	審議会等数		委員数		
		うち、女性委員がいる 審議会等数	人	うち、 女性委員 人	女性委員の 割合 %
地方自治法第180条の5に基づく委員会等	6	4	31	7	22.6
地方自治法第202条の3に基づく審議会等	47	44	630	227	36.0
その他規則等に基づく審議会等	17	15	320	170	53.1
全審議会等	70	63	981	404	41.2

資料：京田辺市（2025年（令和7年）4月1日）

審議会等における女性委員の割合は、2010年度（平成22年度）以降、上昇傾向となっていますが、依然として女性がいない審議会や女性委員登用率が3割に達していない審議会等もあるという状況です。



資料：京田辺市（各年度4月1日現在）

2 市民意識調査等の結果からみる市の現状

(1) 調査概要

本調査は、市民や市内の事業所の男女共同参画や性別による役割分担、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などについての状況や意識を把握し、「第3次京田辺市男女共同参画計画」（2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）まで）の中間見直しや市のあらゆる施策や計画の基礎資料とするために実施したものです。

・調査対象

市民意識調査：京田辺市在住の18歳以上の男女 各1,500人（計3,000人）

事業所調査：京田辺市内の従業員数10人以上の492事業所

・調査方法：郵送による配布・回収、WEBによる調査

・調査期間：2024年（令和6年）11月15日から2024年（令和6年）12月6日まで

・回収状況

市民意識調査：有効回答数 728人（有効回答率 24.3%）

事業所調査：有効回答数 78事業所（有効回答率 15.9%）

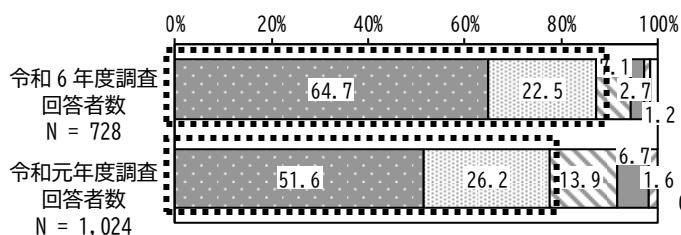
(2) 家庭生活について

『結婚は個人の自由であるから、してもしなくてもどちらでもよい』の考え方では、9割近くの人が“そう思う”（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）と回答しており、若い年代ほど割合が高く、前回調査より増加しています。

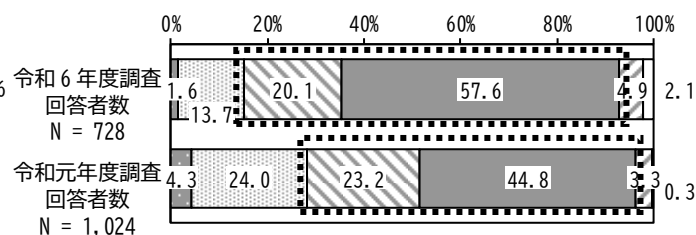
『夫は外で働き、妻は家庭を守るのがよい』の考え方では、8割近くの人が“そう思わない”（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）と回答しており、前回調査と比較すると増加しており、結婚観や家庭観への固定観念は減っていることが分かります。

【「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」という考え方について】

【「夫は外で働き、妻は家庭を守るのがよい」という考え方について感じる割合について】



■ そう思う
 ■ どちらかといえばそう思う
 ■ どちらかといえばそう思わない
 ■ そう思わない
 ■ わからない
 □ 無回答



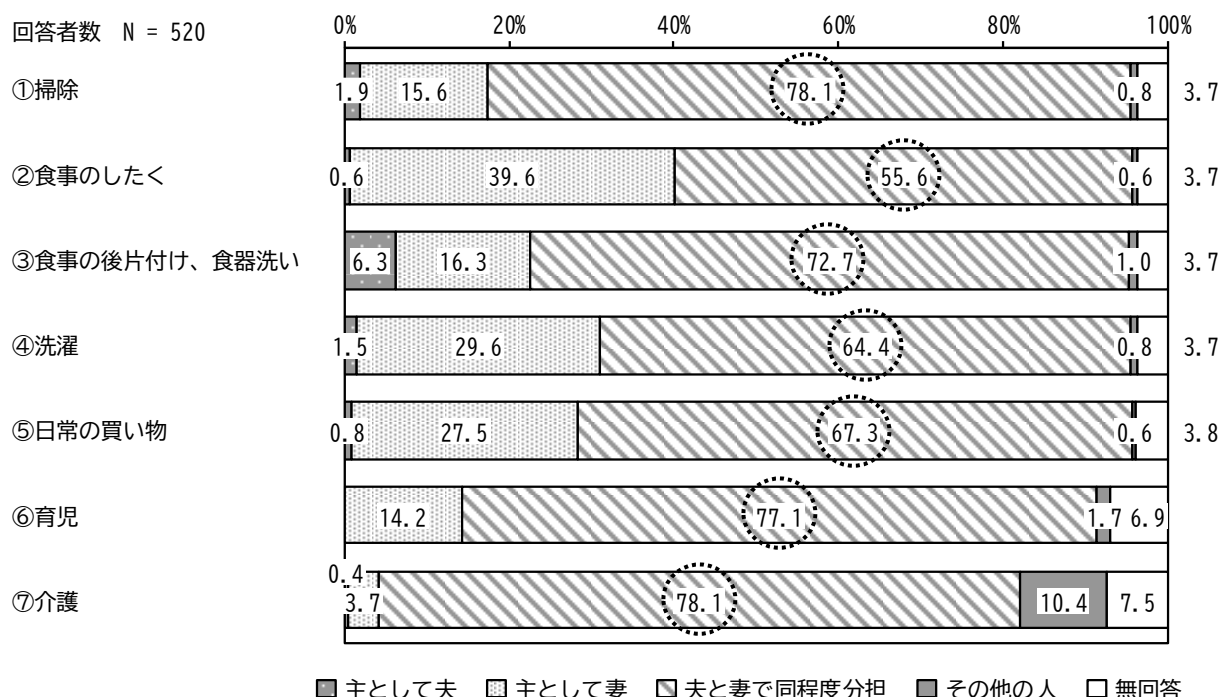
■ そう思う
 ■ どちらかといえばそう思う
 ■ どちらかといえばそう思わない
 ■ そう思わない
 ■ わからない
 □ 無回答

【家庭内の役割分担の理想と現実】

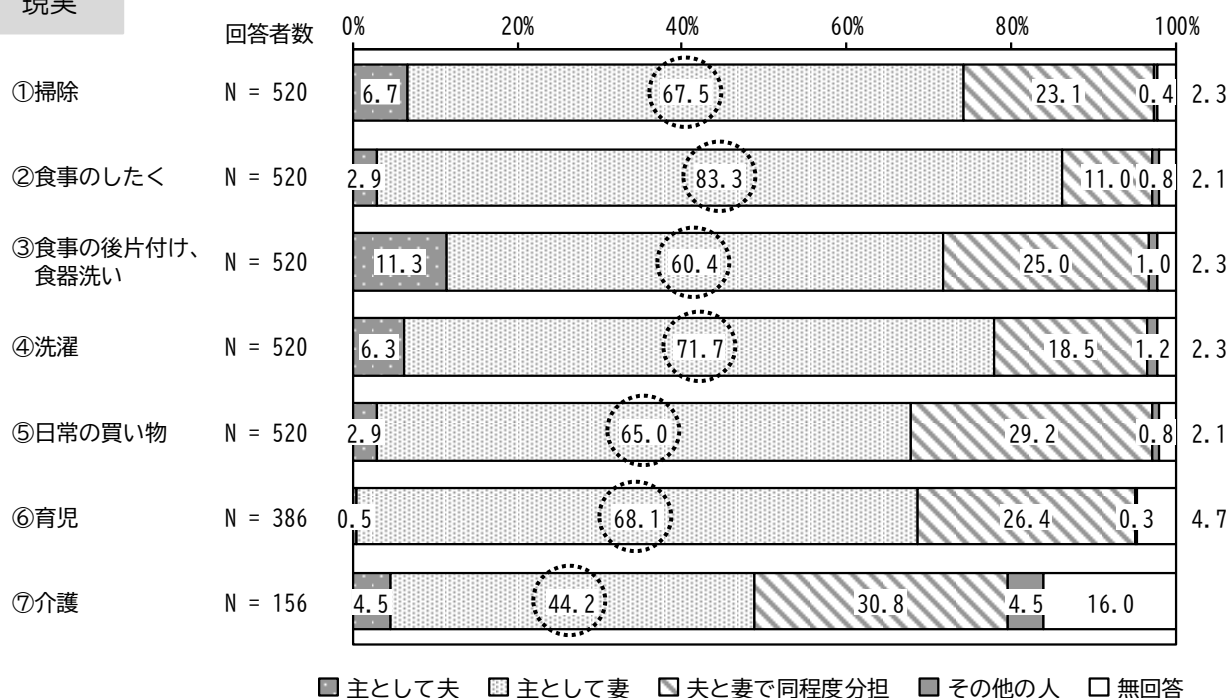
家庭での役割分担の理想では、夫と妻で同程度を望む人が多く、一方で、現状ではすべての項目で主として妻が担当している家庭が多く、夫も妻もフルタイムで働く家庭でも主として妻が担当している場合が大半を占めています。現状と比べると、理想に沿った役割分担になっていない状況がみられます。

理想

回答者数 N = 520



現実

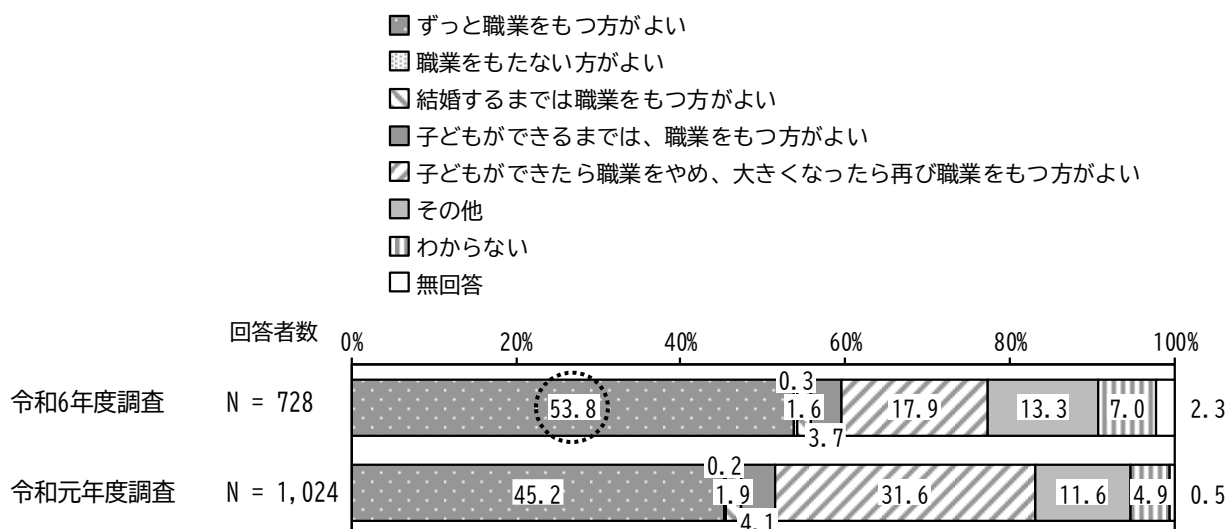


(3) 仕事について

【女性が職業をもつことに対する考え方】

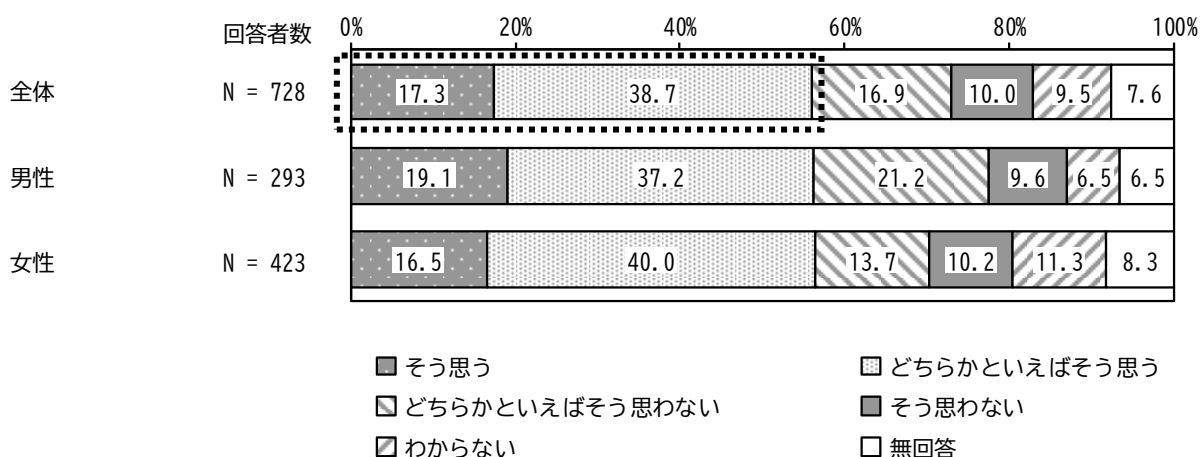
女性が職業をもつことに対する考え方については、「ずっと職業をもつ方がよい」の割合が53.8%と最も高く、次いで「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の割合が17.9%、「わからない」の割合が7.0%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「ずっと職業をもつ方がよい」の割合が増加しています。女性が職業をもつことに肯定的な意見を持っている人が多く増加している結果となっています。



【希望する時間の使い方ができているかどうか】

希望する時間の使い方ができているかどうかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”の割合が56.0%となっており、ワーク・ライフ・バランスが実現できていると感じる市民は半数にとどまっています。

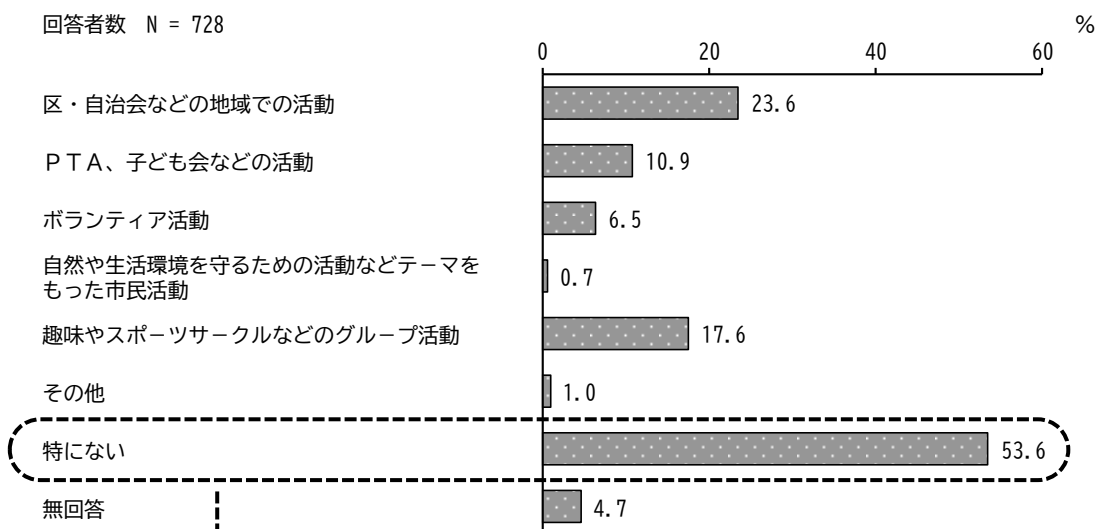


(4) 地域活動・社会活動について

【地域活動・社会活動への参加状況】

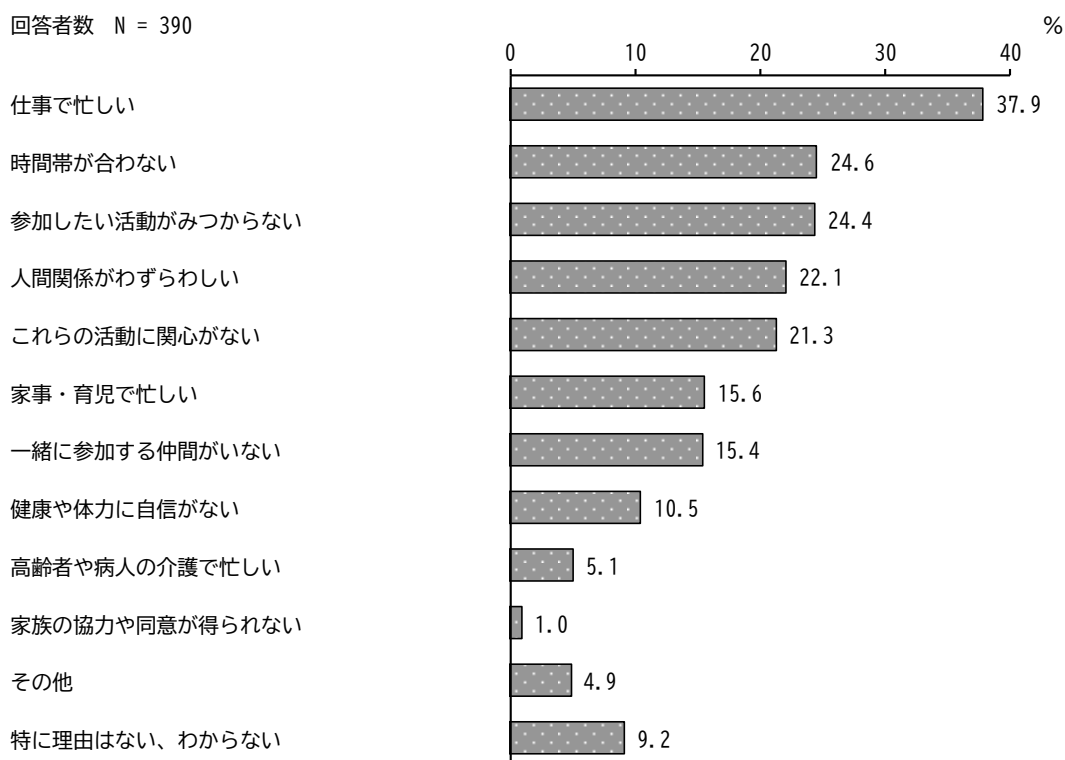
現在参加している地域活動・社会活動については、「特にない」の割合が53.6%と最も高く、次いで「区・自治会などの地域での活動」の割合が23.6%、「趣味やスポーツサークルなどのグループ活動」の割合が17.6%となっています。また、地域活動・社会活動に参加していない理由については、「仕事で忙しい」の割合が37.9%と最も高く、次いで「時間帯が合わない」の割合が24.6%、「参加したい活動が見つからない」の割合が24.4%となっています。

回答者数 N = 728



参加していない人の理由は…

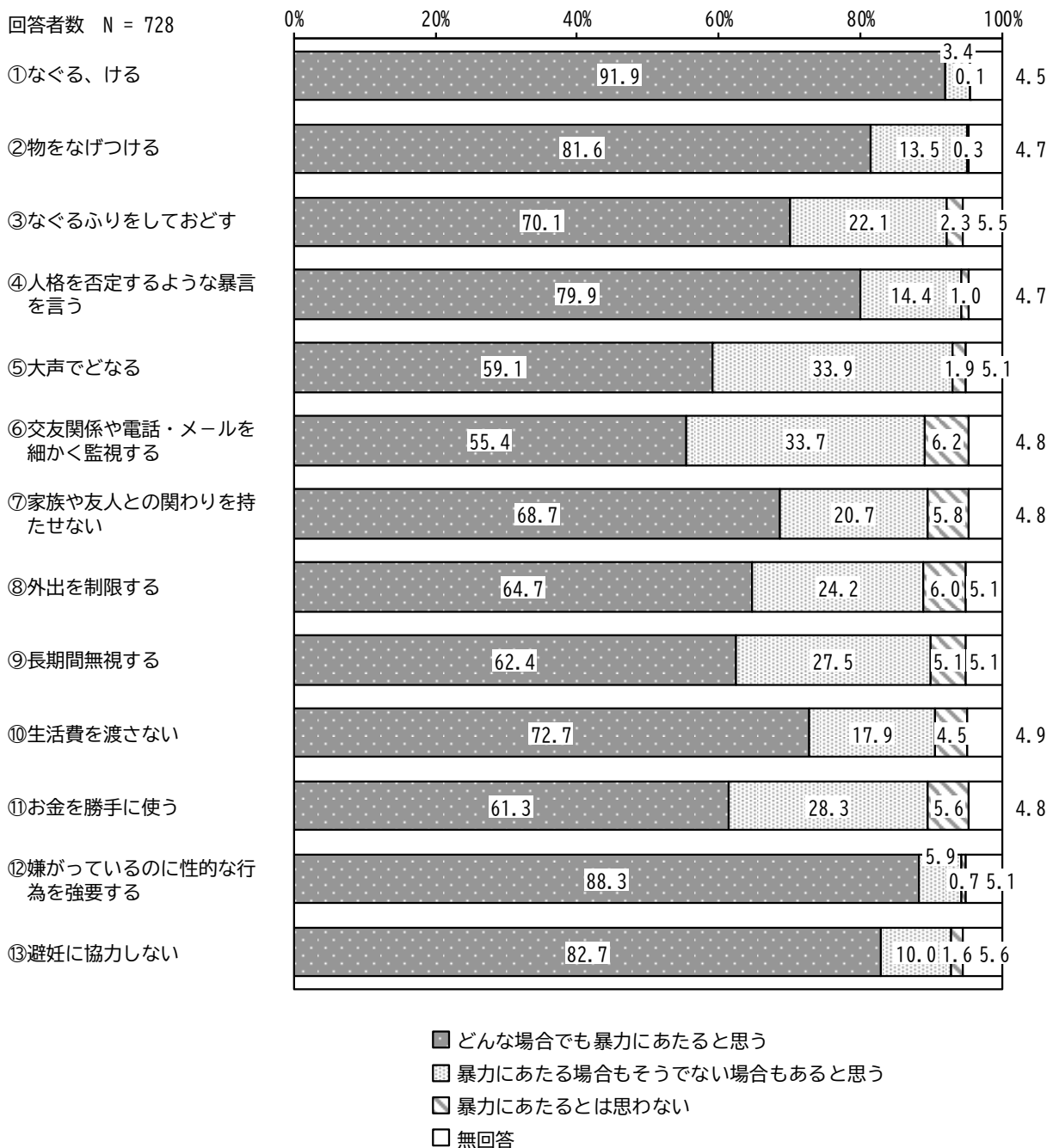
回答者数 N = 390



(5) DVについて

【配偶者等や交際相手からの行為に対する考え】

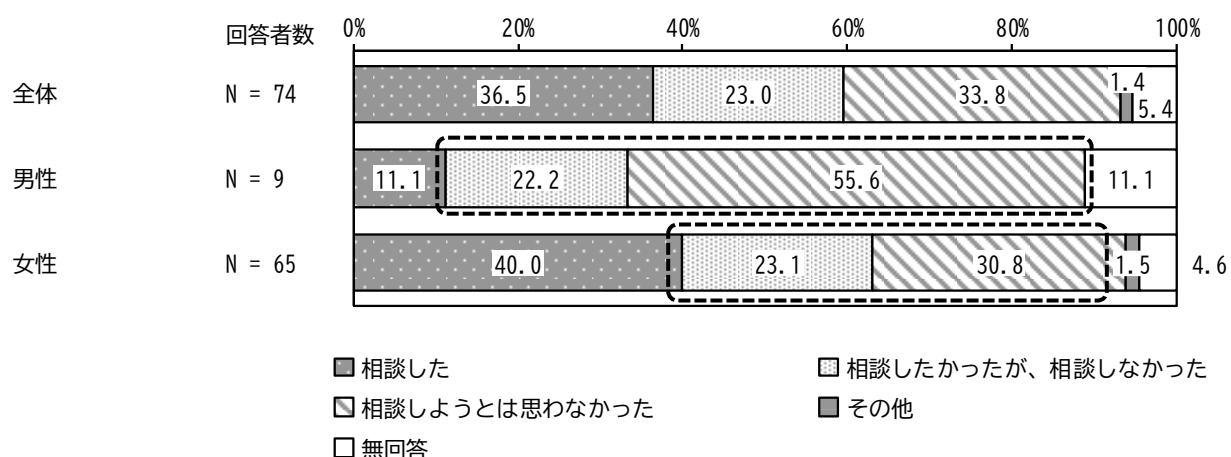
配偶者等や交際相手からの行為に対する考えでは、すべての項目で「どんな場合でも暴力にあたると思う」の割合が最も高くなっており、特に『①なぐる、ける』『⑫嫌がっているのに性的な行為を強要する』で割合が高くなっています。また、『⑤大声でどなる』『⑥交友関係や電話・メールを細かく監視する』で「暴力にあたる場合もそうでない場合もあると思う」の割合が、その他の項目に比べてやや高くなっており、精神的暴力もDVであるとの認識がやや薄い結果となっています。



【配偶者等や交際相手からの暴力を受けたときの相談の有無】

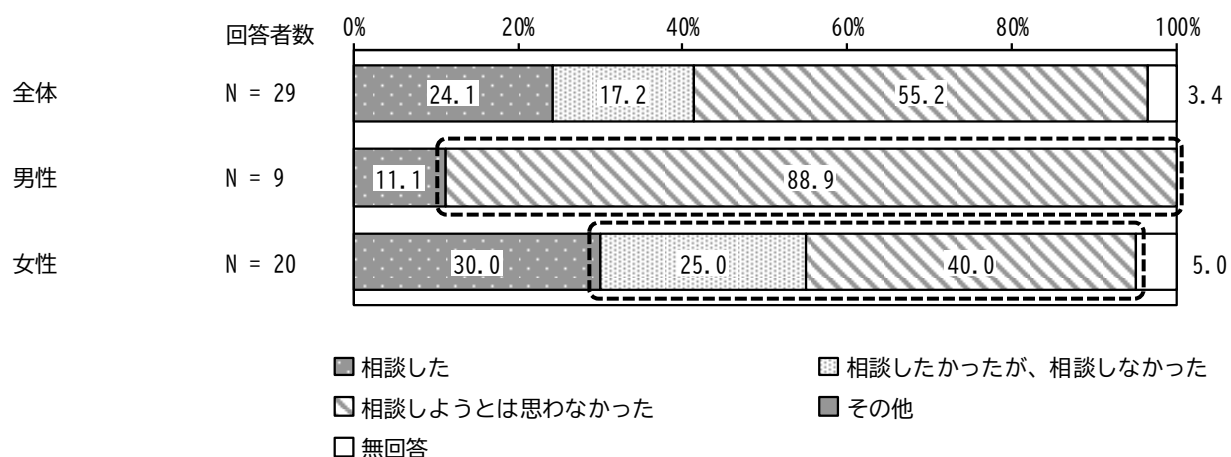
①配偶者等からの暴力を受けたときの相談

配偶者等からの暴力を受けたときの相談では、「相談しようとは思わなかった」と「相談したかったが、相談しなかった」を合わせると、全体で約6割の人が相談しておらず、男性では約8割の人が、女性では約5割の人が相談しておらず、男性の割合が高くなっています。



②交際相手からの暴力を受けたときの相談

交際相手からの暴力を受けたときの相談では、「相談しようとは思わなかった」と「相談したかったが、相談しなかった」を合わせると、全体で約7割を超えて相談しておらず、男性では約9割の人が、女性では約7割の人が相談しておらず、男性の割合が高くなっています。

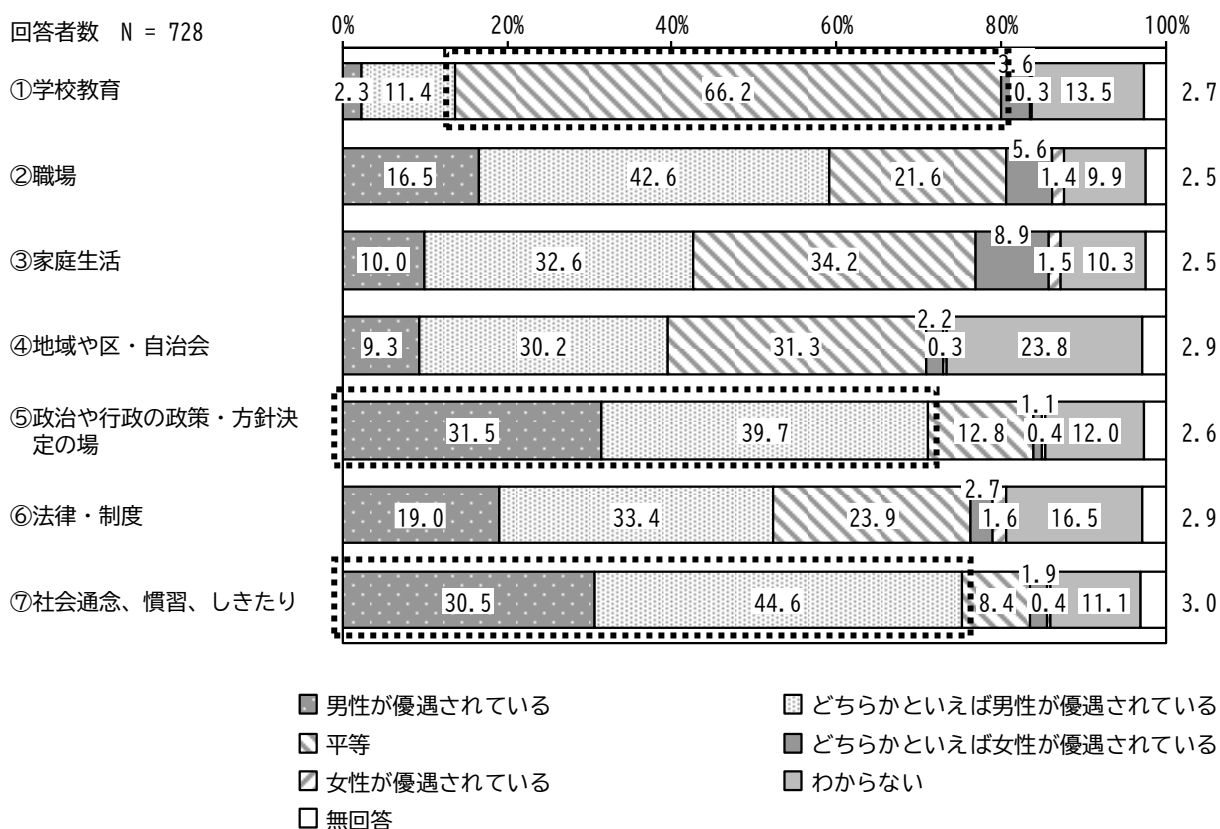


(6) 男女共同参画全般について

【男女の平等感】

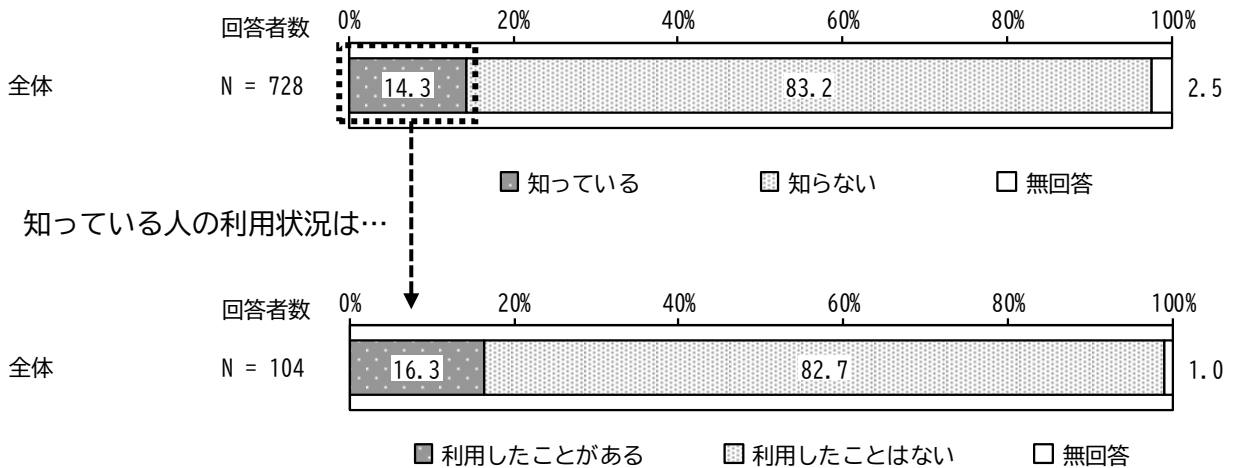
『①学校教育』で「平等」の割合が6割を超えて高くなっているのに対し、その他の項目では「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた“男性が優遇されている”の割合が最も高く、特に『⑤政治や行政の政策・方針決定の場』『⑦社会通念、慣習、しきたり』で割合が高く7割以上を占めています。

回答者数 N = 728



【京田辺市女性交流支援ルーム「ポケット」について】

京田辺市女性交流支援ルーム「ポケット」¹⁹については、「知っている」の割合が14.3%、「知らない」の割合が83.2%となっています。また、知っている人の利用状況では、「利用したことがある」の割合が16.3%、「利用したことはない」の割合が82.7%となっています。

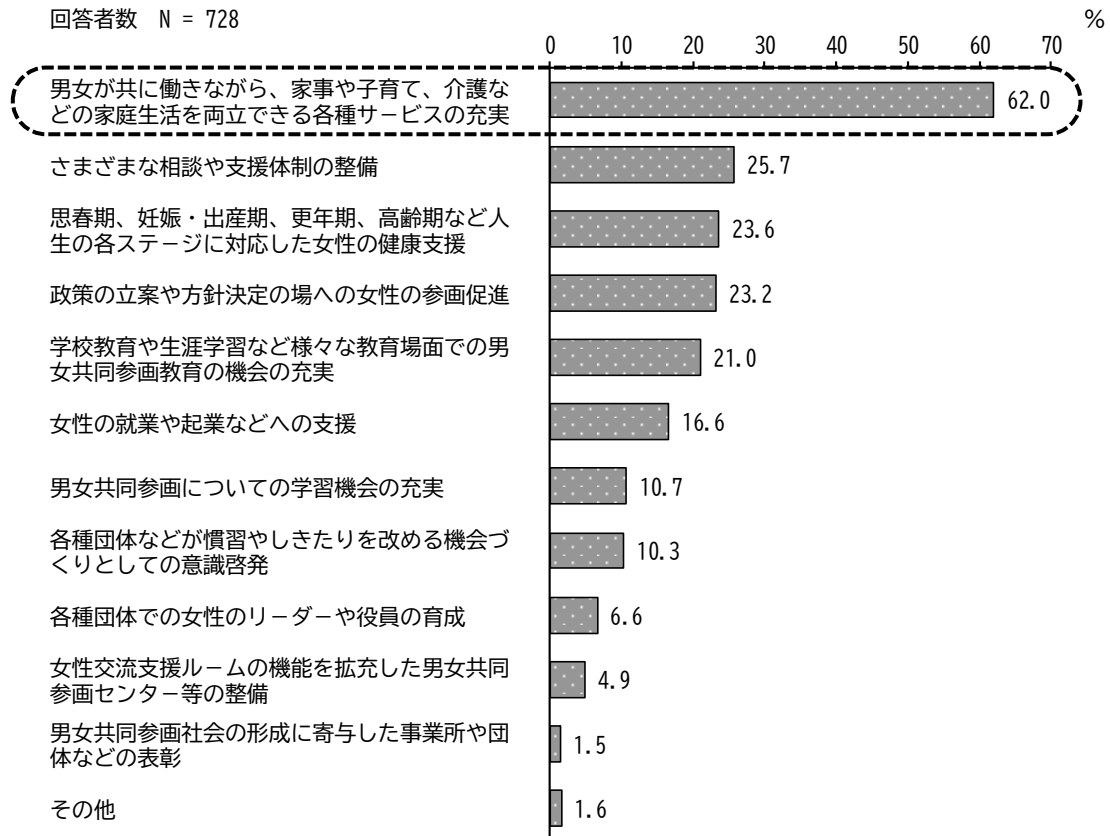


¹⁹ 京田辺市女性交流支援ルーム「ポケット」

男女共同参画社会の形成を目指して、本市が平和堂アル・プラザ京田辺に設置している施設。男女共同参画に関する情報収集や情報提供、各種団体等の情報交換及び交流支援、女性の相談室などの事業を行っている。

【男女共同参画社会を形成していくために、市が優先的に進めるべきだと思うこと】

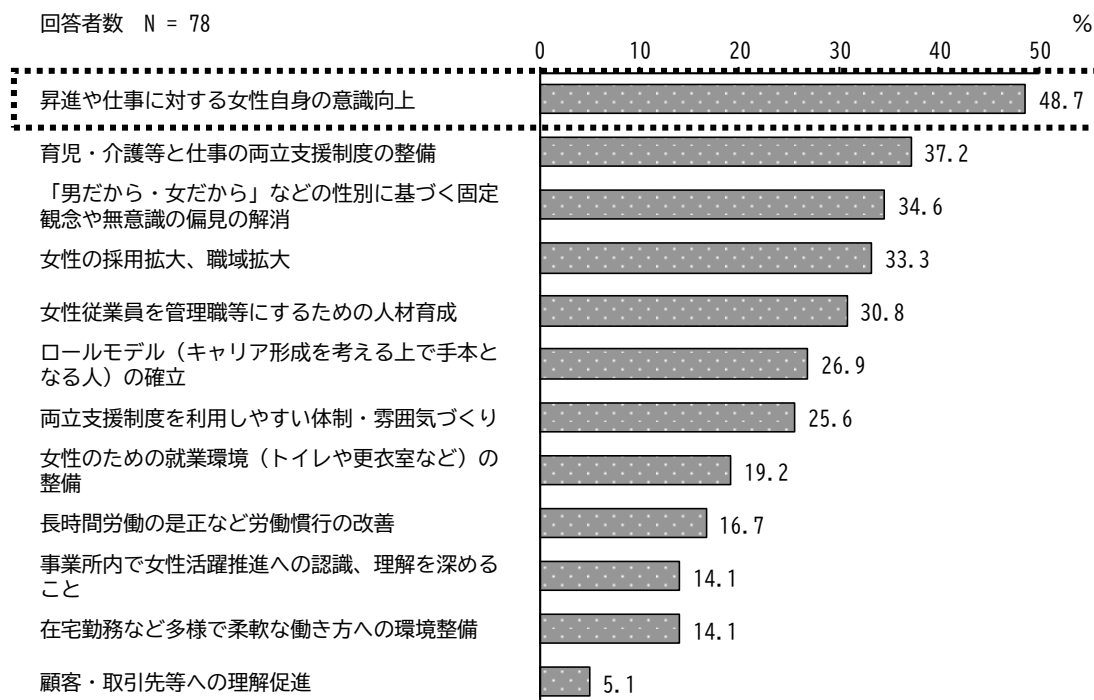
「男女が共に働きながら、家事や子育て、介護などの家庭生活を両立できる各種サービスの充実」の割合が62.0%と最も高く、次いで「さまざまな相談や支援体制の整備」の割合が25.7%、「思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など人生の各ステージに対応した女性の健康支援」の割合が23.6%となっています。



(7) 事業所での取組状況（事業所調査より）

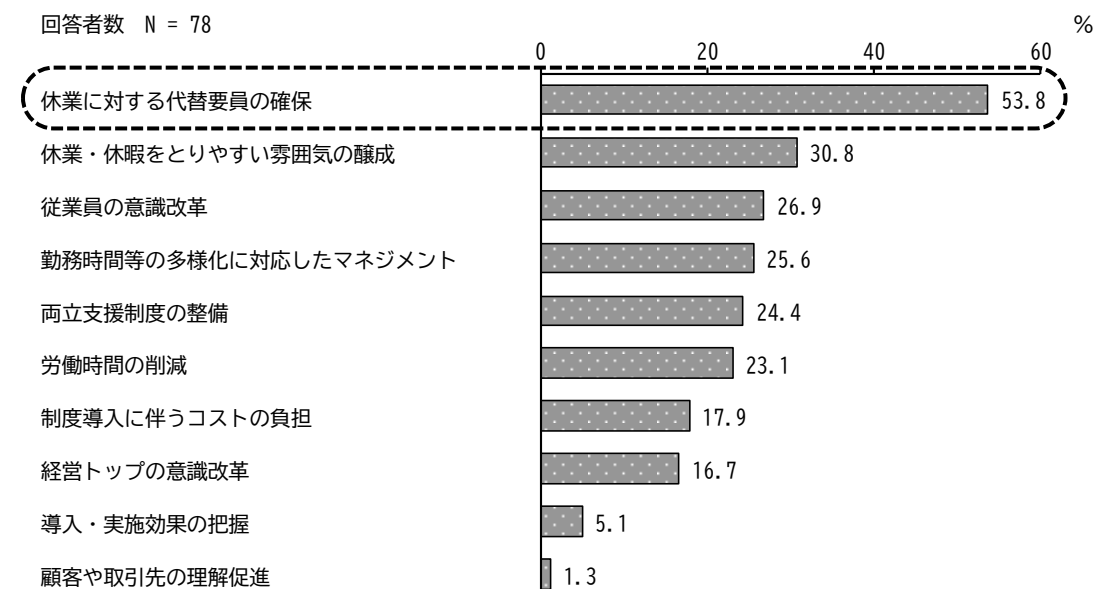
【女性の活躍を推進する上での課題】

「昇進や仕事に対する女性自身の意識向上」の割合が48.7%と最も高く、次いで「育児・介護等と仕事の両立支援制度の整備」の割合が37.2%、「男だから・女だから」などの性別に基づく固定観念や無意識の偏見の解消」の割合が34.6%となっています。



【ワーク・ライフ・バランスを推進していく上での課題】

「休業に対する代替要員の確保」の割合が53.8%と最も高く、次いで「休業・休暇をとりやすい雰囲気の醸成」の割合が30.8%、「従業員の意識改革」の割合が26.9%となっています。男性の育児・介護休暇の取得促進と同様に、人員体制や周囲の理解が必要であると回答した事業所が多い結果となっています。



【セクハラ、マタハラ、パワハラ、その他のハラスメントの防止に関する取組の状況】

ハラスメント²⁰に関する取組については、『A. セクハラ²¹』『C. パワハラ²²』で「既に取り組んでいる」の割合が高くなっています。また、『B. マタハラ²³』で「これから取り組む予定」の割合が高くなっています。

『D. その他』では、「障がい者差別人権問題」、「カスタマーハラスメントも発生する可能性あり、将来的に考える」、「ハラスメント全般」という回答がありました。

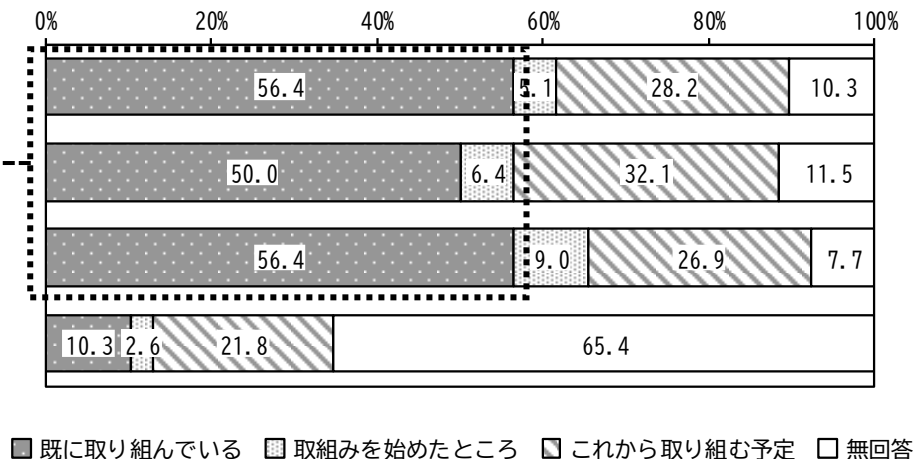
回答者数 N = 78

A セクハラ

B マタハラ

C パワハラ

D その他



具体的な取組内容は…

【主な取組内容】

①相談・苦情に対処するための窓口または担当の設置	②外部相談窓口（公的なものを含む）について周知	③経営トップの宣言や就業規則などでのハラスメント防止の方針の明確化	④実態把握のための調査の実施
セクハラ 62.7%	セクハラ 39.2%	セクハラ 66.7%	セクハラ 21.6%
マタハラ 54.9%	マタハラ 35.3%	マタハラ 51.0%	マタハラ 23.5%
パワハラ 62.7%	パワハラ 33.3%	パワハラ 60.8%	パワハラ 23.5%
⑤ハラスメント防止のための研修・講習等の実施	⑥社内報、パンフレット等による啓発	⑦ハラスメントが発生した際のマニュアルの作成	
セクハラ 52.9%	セクハラ 33.3%	セクハラ 27.5%	
マタハラ 43.1%	マタハラ 27.5%	マタハラ 23.5%	
パワハラ 52.9%	パワハラ 31.4%	パワハラ 25.5%	

²⁰ ハラスメント

弱い立場の相手に、嫌がらせや迷惑行為を行うこと。

²¹ セクハラ（セクシュアルハラスメント）

相手の意に反する性的言動による嫌がらせのこと。特に職場においては、労働者の意に反する性的な言動により、労働者が労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されることがある。

²² パワハラ（パワーハラスメント）

主に社会的な地位の強い者による自らの権力や立場を利用した嫌がらせのこと。特に職場においては、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されることがある。①から③までの3つの要素を全て満たすものをいう。

²³ マタハラ（マタニティハラスメント）

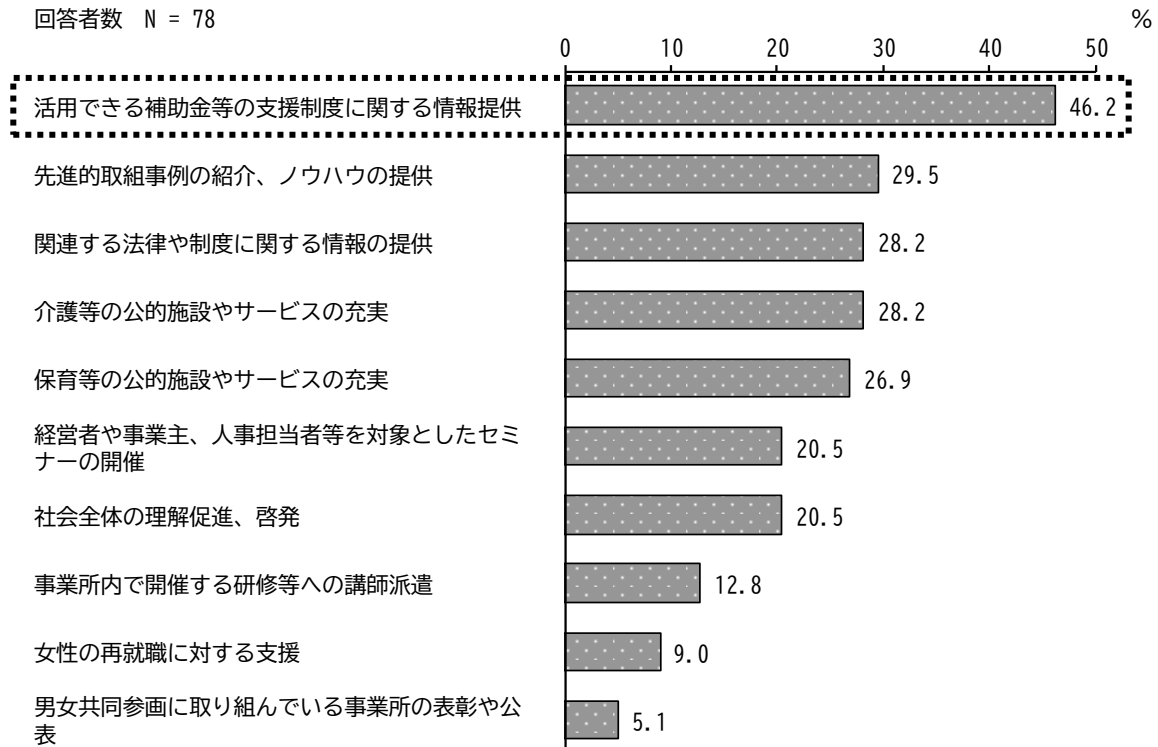
妊娠、出産、子育てなどをきっかけとした嫌がらせのこと。特に職場において行われる上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業、介護休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した女性労働者や、育児休業・介護休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されることがある。

【事業所における男女共同参画の推進にあたって、行政へ求める支援や取組】

行政に求める支援や取組については、「活用できる補助金等の支援制度に関する情報提供」の割合が46.2%と最も高く、次いで「先進的取組事例の紹介、ノウハウの提供」の割合が29.5%、「関連する法律や制度に関する情報の提供」、「介護等の公的施設やサービスの充実」の割合が28.2%となっています。

情報の提供とともに負担を軽減するための施設やサービスの充実に望む事業所が多くなっています。

回答者数 N = 78



3 第3次計画の中間評価

第3次計画に掲げる各事業の進捗状況については、取組事業について、開催回数や参加人数などの数値目標により評価する「実績評価」と、男女共同参画の視点をもって事業を実施したかどうかの「意識度チェック」の両面から毎年評価を行っています。第3次計画における4つの基本目標ごとに評価指標の達成状況をまとめました。

基本目標1 性別にとらわれずお互いに認め合う意識の浸透

評価項目	現状値		中間値目標	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度) 調査結果	2025年度 (令和7年度)	
「夫は仕事、妻は家庭」という役割分担意識にとらわれない人の割合※1	68.0%	77.7%	74%	達成
女性は「ずっと職業を持つほうがよい」と考える人の割合	45.2%	53.8%	53%	達成

※1:「夫は外で働き、妻は家庭を守るのがよい」という考え方について、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合

基本目標2 仕事も生活も大切にできるライフスタイルの実現

評価項目	現状値		中間値目標	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度) 調査結果	2025年度 (令和7年度)	
家事を「夫と妻で同程度分担」している人の割合※2	17.0%	21.4%	21%	達成
自身が希望する時間の使い方ができている人の割合※3	60.2%	56.0%	65%	未達成

※2:家事(掃除、食事のしたく、食事の後片付け食器洗い、洗濯、日常の買物)の各項目を「夫と妻で同程度分担」している人の割合の平均

※3:「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合

基本目標3 共に支え合い活躍することができる地域の実現

評価項目	現状値		中間値目標	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度) 調査結果	2025年度 (令和7年度)	
全審議会等における女性委員の割合※4	33.7%	41.5%	37%	達成
地域活動や社会活動に参加している人の割合※5	49.3%	41.7%	55%	未達成

※4:毎年度4月1日現在の庁内調査結果

※5:「特にない」「無回答」と回答した人を除いた割合

基本目標4 安全・安心で健やかな暮らしの実現

評価項目	現状値		中間値目標	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度) 調査結果	2025年度 (令和7年度)	
精神的な暴力等の認知度※6	63.3%	66.0%	72%	未達成
配偶者等や交際相手からの暴力被害者がどこ(だれ)かに相談した割合※7	36.7%	33.0%	43%	未達成

※6:「配偶者等や交際相手からの行為に対する考え」「③なぐるふりをしておどす」から「⑩お金を勝手に使う」までの行為について、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した人の割合の平均

※7:「配偶者等や交際相手からの暴力を受けたときの相談の有無」について「①配偶者等からの暴力を受けたときの相談」と「②交際相手からの暴力を受けたときの相談」のそれぞれについて、「相談した」と回答した人の合計の割合

(1) 性別にとらわれずお互いに認め合う意識の浸透

本市では、男女共同参画の意識の醸成を目的として、「男女（みんな）いきいき・さんかくセミナー」などの講座や「京たなべ男女共同参画フォーラム」、また、市民が主体となって開催する「ふれあい夢フェスタ」など、さまざまなイベントを毎年開催しており、参加者からのアンケートにおいては、理解が深まったと好評を得ています。

また、こどもの頃からの男女共同参画意識の向上を図るため、学校での講座なども実施して発達段階に応じた性に関する教育を実施するなど、人権を尊重するための事業を実施しています。評価指標においても、一人ひとりの生き方を尊重できる人が増加しています。

市民意識調査では、結婚観や家庭観に関する意識について、固定観念にとらわれない人が増加しており、評価指標の目標も達成しています。固定的な性別役割分担意識²⁴の解消が進んでいると考えられます。

一方で、家庭内での家事や育児・介護の状況をみると、希望としては夫と妻での分担を望む人が多いのに対し、実際には主に女性が担っている状況がみられました。また、男女の平等感では、学校教育の場では平等と感じている人が多いものの、職場や家庭、地域、社会通念や慣習・しきたり等においては、男性が優遇されていると感じている人が多くなっています。

固定的な性別役割分担や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、学校・家庭・地域社会などの様々な場面において、幼い頃から長年にわたり形成されやすいため、幼少期のうちから性別に基づく固定概念を生じさせないよう家庭や学校において男女平等意識を形成して行くことが重要であると考えられます。

ワークショップでは、家事について自分がやるべきという思い込みがあるとの意見があり、また、地域活動・社会参加においても男女で役割を求められる傾向が多く、責任の重さや役割分担の不明確さが参加への障壁となっているとの意見がありました。

今後も「男女共同参画の推進」について認識・理解を深め、これまでの男女の固定的な役割分担意識を変えていくために、各種実態把握や情報提供、啓発活動を行っていく必要があります。

すべての人が男女共同参画を自分の問題として捉えられるよう、職場や家庭、地域、学校などあらゆる場において、固定的な性別役割分担や一方に不利な慣行や差別的な待遇などを見直し、男女共同参画を促進する意識づくりと学習機会の提供を推進するなど、引き続き改善に取り組んで行くことが必要です。

²⁴ 固定的な性別役割分担意識

男女問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

(2) 仕事も生活も大切にできるライフスタイルの実現

本市では、仕事と家庭の両立を支援するため、「カジダン講座」など男性の家庭生活への参画を促進する事業や、育児や介護を支援するサービスの充実を図っており、特に、子育て支援では父子手帳の配布やパパママセミナーの実施など、男性の育児への参加を促進するとともに、子育てサークルへのサポートや地域子育て支援センター²⁵の拡充など、仕事と育児の両立を支援する事業を行っています。

従来は、「男性が仕事、女性は家事」という性別による役割分担の考え方が中心でしたが、近年は女性を取り巻く労働環境が次第に整備され、女性が結婚・出産後も仕事を続ける、共働きの家庭が増えています。

市民意識調査では、女性が職業を持つことについて、子どもができてみずっと職業を持つ方が良いと考える人が多く、過去の調査結果と比較しても増加しています。また、本市の女性の就労率は、出産・育児期にあたる30～44歳では60%前後となっていますが、55～74歳では前回調査に比べて増加しており、子育て期後には仕事をする人が増えていると考えられます。

そのなかで、前回調査より、自分の希望する時間の使い方ができている人の割合が減少している結果となっています。

また、事業所調査では、女性の活躍を推進する上での課題として、昇進や仕事に対する女性自身の意識向上や育児・介護等と仕事の両立支援制度の整備、「男だから・女だから」などの性別に基づく固定観念や無意識の偏見の解消があげられており、ワーク・ライフ・バランスを推進していく上での課題としては、休業に対する代替要員の確保や休業・休暇を取りやすい雰囲気醸成、従業員の意識改革の回答が多く、推進に向けて各種支援制度の整備とともに、周囲の理解や意識改革が必要とされています。

ワークショップでは、洗濯や料理などの家事に時間がかかること、家事・育児の負担で仕事のオン・オフがとれないことなどで自由な時間がなく、自分の時間が欲しいとの意見があり、今後の改善案として、家族と日常的に話し合う時間をつくり、家族をチームとして家事分担する意識付けを行うことなどの意見がだされました。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、男女の固定的な役割分担意識解消へのさらなる啓発を進め、男女が共に仕事と家庭生活を両立できる環境を整備していくことが必要です。

²⁵ 地域子育て支援センター

厚生労働省によってすすめられている「地域子育て支援拠点事業」の一つで、主に乳幼児とその保護者の親子が気軽に集い交流し、相談できる場。

(3) 共に支え合い活躍することができる地域の実現

本市では、男女が共に参画する地域づくりを促進するため、「男女いきいき地域セミナー」や女性交流支援ルームの登録団体支援などの事業を行っています。

市民意識調査では、地域活動や社会活動への参加が少なく、参加していない人の理由では仕事が忙しいとの回答が最も多く、時間にゆとりを持った生活が難しくなっていると考えられます。また、参加したい活動が見つからない、時間帯が合わないなど、地域活動に参加したくてもできない人も一定数みられます。

ワークショップからは、地域活動について参加者の意見が届きにくく、意見が反映されない場面があるほか、地域活動の内容やメリットが伝わっておらず、情報発信が不足しているとの意見がありました。今後の改善案としては、ボランティアコーディネーター配置など支援体制を整備するとともに、市民の声を吸い上げ活動内容に反映する仕組みづくりや、活動を楽しくし雑談や交流の場となる環境づくりを進めるとの意見がだされました。

今後も男女が共に地域活動に参画できるよう、情報発信や環境の整備を進めて行く必要があります。また、今後さらに高齢化が進み、介護を担う家庭も増えていくことが推測されることから、仕事と育児や介護が両立でき、合わせて、地域活動や自主活動への参画も阻むことのないよう、各種支援サービスの充実を図るとともに、職場環境の整備も必要となります。

(4) 安全・安心で健やかな暮らしの実現

本市では、あらゆる暴力の防止に向け、啓発事業と合わせ、暴力が起こった際の被害者支援やサポートに向けて各種関係機関とのネットワークの構築などを進めているものの、暴力被害者が相談した割合は、配偶者からの暴力においては微増しているものの、交際相手からの暴力では減少しています。

市民意識調査では、男性は女性に比べ相談しない傾向が高い結果となっています。また、配偶者等や交際相手からの行為について、身体的・性的な暴力に対しては暴力であるとの認識が高いのに対して、大声でどなることや交友関係や電話・メールを細かく監視すること、精神的な暴力については暴力であると認識している人が比較的少ない結果となっています。

また、事業所調査では、ハラスメントに関する取組が進んでおり、主に相談・苦情に対処する窓口又は担当の設置や、経営トップの宣言や就業規則などでの明確化、研修・講習等の実施などがされていると答える事業所が多い一方で、対応の難しさについて、どこまでがハラスメントに該当するか線引きが難しいことや当事者の言い分が異なる場合などが多くなっており、ハラスメントの事実確認に難しさを感じている事業所が多い結果となっています。

ワークショップでは、対策案として、同じ境遇の人と集まる機会をつくることや、自分の悩みを周囲に共有することで孤立が防げるとの意見がだされました。

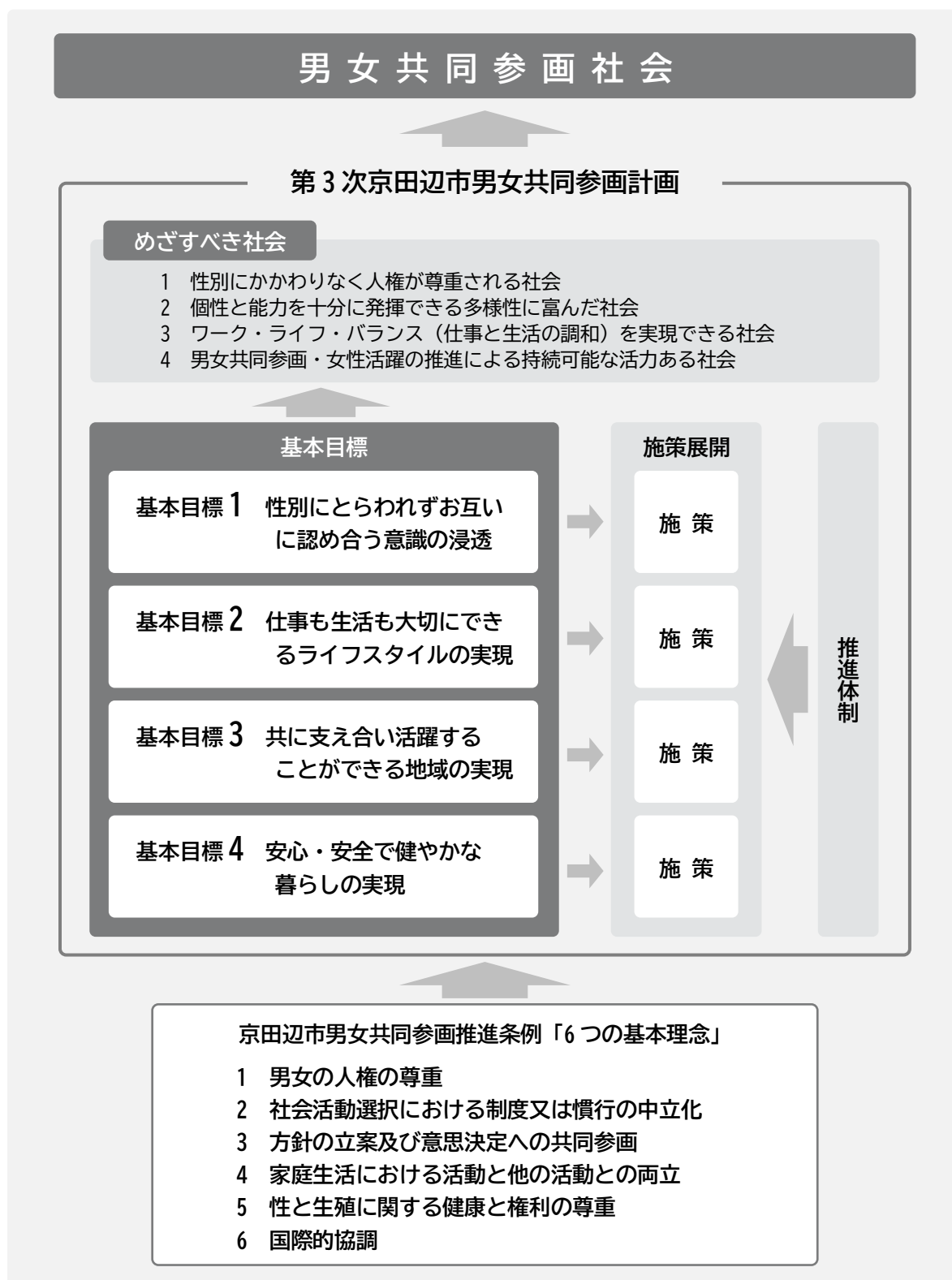
暴力は潜在化しやすい問題ですが、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、こどもが見ている前での夫婦間での暴力はこどもへの心理的虐待にもあたります。

市民が互いを尊重しながら自立し、支え合う社会づくりを進めて行くためには、一人ひとりが性に関する正しい知識と認識を持ち、あらゆる暴力の根絶に向けた取組が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の枠組み

(現行計画書より参照)



本計画は、「京田辺市男女共同参画推進条例」第9条第1項に基づく、本市における男女共同参画施策の推進のための基本計画として位置づけるものであることから、第3条に規定する6つの基本理念を本計画においても基本理念とします。

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会活動選択における制度又は慣行の中立化
- 3 方針の立案及び意思決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動との両立
- 5 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 6 国際的協調

京田辺市男女共同参画推進条例

（略）市はもとより、市民や事業者、市民団体、教育に携わる者が互いに連携し、世代を越えて価値観を共有しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組をより一層総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に及ぼす影響をできる限り中立的なものとする事。
- (3) 男女が、対等な構成員として、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び意思決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と仕事、地域活動その他の社会生活における活動を両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (6) 男女共同参画の形成が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下で行われること。

3 >> 計画がめざす男女共同参画社会

本計画がめざす男女共同参画社会は以下のとおりです。

(1) 性別にかかわらず人権が尊重される社会

男女共同参画社会の実現に向けて、市民一人ひとりが、家庭・職場・地域等において、性別にかかわらずその人権を尊重され、いきいきと生涯を通じて活動できるよう、多様な性のあり方を認める意識づくりを進め、人権が尊重される社会づくりを進めます。

また、近年では、性的少数者の人々への理解は広がってきているものの、まだ差別的な傾向にあるため、理解を促進する取組を進めます。

(2) 個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ社会

少子高齢化が進行していく中で、社会の活力を持続的に高めていくためには、多様な視点による男女共同参画社会の実現が必要です。多様性を認め合い、市民一人ひとりの潜在的な可能性を引き出し、個性や能力が十分に発揮できる社会づくりを進めます。

(3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できる社会

女性の社会進出は進んできているものの、仕事と家事や子育てとの両立に悩む人が多いのも現状です。市民一人ひとりが、やりがいや充実感を持って働きながら、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てるよう、ライフステージ²⁶に応じた多様で柔軟な働き方や生き方の選択ができる社会づくりを進めます。

(4) 男女共同参画・女性活躍の推進による持続可能な活力ある社会

社会の持続可能性の確保や諸課題の解決に向けては、女性の活躍がこれまで以上に必要とされています。行政・経済・地域など、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画できる社会づくりを進めます。

²⁶ ライフステージ

人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、中年期、高年期と分けた、それぞれの段階のこと。

家庭では

家庭がお互いに尊重し合い、ふれあいのある心豊かな家庭を築いています。

一人ひとりが家事、育児、介護などの家族としての責任を分かち合いながら、家庭と仕事や地域活動との調和のとれた生活を送っています。



職場では

雇用機会や待遇などで男女格差が解消され、男女が共に個性や能力を十分に発揮しています。

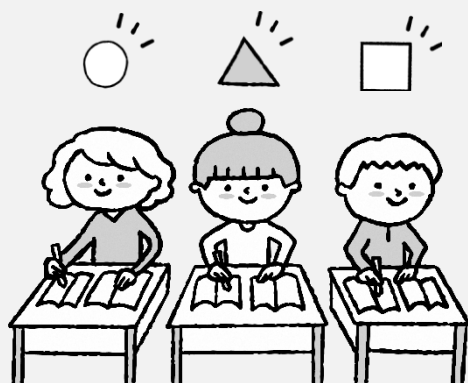
男女が共に育児休業²⁷や介護休業²⁸を積極的に利用し、ゆとりと充実感をもって仕事と家庭や地域活動を両立しています。



学校では

一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育が行われ、性別にとらわれない適正に応じた主体的な進路選択がなされています。

自分らしさを大切にし、お互いの個性と人権を尊重することも育っています。



地域では

性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりが見直され、地域での子育てやまちづくりなどの活動に、男女が共にいきいきと参画しています。

地域における方針の立案や決定過程に男女が共に参画し、多様な考え方を活かした地域活動が行われています。



²⁷ 育児休業

子を養育する労働者が法律に基づいて取得できる休業。

²⁸ 介護休業

一定の親族を介護する労働者が法律に基づいて取得できる休業。

4 基本目標

めざすべき男女共同参画社会に向けて、下記の4つを基本目標として掲げ、市民や事業者、行政の共通認識を深め、協働で男女共同参画の推進に取り組んでいきます。

基本目標 1 性別にとらわれずお互いに認め合う意識の浸透

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画についての意識と理解を持ち、職場や家庭、学校、地域等の社会のあらゆる分野において、お互いを対等な人格として認め、尊重し合うことが不可欠です。

家庭や学校教育、地域等のさまざまな活動の場において、男女共同参画社会についての理解を深め、男女共同参画を推進するための意識形成を図ります。

基本目標 2 仕事も生活も大切にできるライフスタイルの実現

誰もがその能力を十分に発揮し、生きがいを持って働くことができるよう、各人の価値観を反映した多様なライフスタイルの実現を可能にする環境づくりを推進します。

また、これまでの男性に多くみられた職場優先の働き方の見直しを推進し、男性も子育てや介護などの家庭での責任を積極的に担うよう啓発に努め、企業・事業所の協力を得ながら、家庭と仕事の両立を支援し、安心して子育てや介護等ができる環境づくりを推進します。

基本目標 3 共に支え合い活躍することができる地域の実現

活力ある男女共同参画社会を実現するためには、すべての男女が個人として対等な立場で参画し、活躍できる社会を形成することが必要です。

特に、女性の参画が少ない行政や地域等における政策や方針決定の場への参画を推進するとともに、男女が共に地域の一員として、地域活動や社会活動に参加できるよう、活動内容や参加方法等に関する広報や周知を行うなど、参加しやすい環境の整備を行います。

基本目標 4 安全・安心で健やかな暮らしの実現

男女が共に充実した生活を送り、社会で活躍するためには、安全で安心して暮らすことができる地域が基盤となります。男女が互いの身体の特性を理解し合い、相手を思いやる意識を持つとともに、健康状態に応じて的確に自己管理ができるよう理解と環境づくりを進めます。

また、暴力はその対象の性別や年齢、加害者と被害者の関係を問わず、決して許されるものではありません。一人ひとりの意識を高め、あらゆる暴力の発生をなくするとともに、被害に悩む人を救済できる体制の整備を進めます。あわせて、困難な問題を抱える女性が安心して支援を受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

5 基本目標における数値目標

4つの基本目標における数値目標を設定し、基本目標の実現に向けた施策展開の各事業を進めることにより、2030年度（令和12年度）までの目標達成をめざします。

基本目標1 性別にとらわれずお互いに認め合う意識の浸透

評価項目	現状値		目標値
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度) 調査結果	2030年度 (令和12年度)
「夫は仕事、妻は家庭」という役割分担意識にとらわれない人の割合※1	68.0%	77.7%	80%
女性は「ずっと職業を持つほうがよい」と考える人の割合	45.2%	53.8%	60%

※1：「夫は外で働き、妻は家庭を守るのがよい」という考え方について、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合

基本目標2 仕事も生活も大切にできるライフスタイルの実現

評価項目	現状値		目標値
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度) 調査結果	2030年度 (令和12年度)
家事を「夫と妻で同程度分担」している人の割合※2	17.0%	21.4%	25%
自身が希望する時間の使い方ができている人の割合※3	60.2%	56.0%	70%

※2：家事（掃除、食事のしたく、食事の後片付け食器洗い、洗濯、日常の買物）の各項目を「夫と妻で同程度分担」している人の割合の平均。

※3：「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合

基本目標3 共に支え合い活躍することができる地域の実現

評価項目	現状値		目標値
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度) 調査結果	2030年度 (令和12年度)
全審議会等における女性委員の割合※4	33.7%	41.5%	40%
地域活動や社会活動に参加している人の割合※5	49.3%	41.7%	60%

※4：毎年度4月1日現在の庁内調査結果

※5：「特にない」「無回答」と回答した人を除いた割合

基本目標4 安全・安心で健やかな暮らしの実現

評価項目	現状値		目標値
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度) 調査結果	2030年度 (令和12年度)
精神的な暴力等の認知度※6	63.3%	66.0%	80%
配偶者等や交際相手からの暴力被害者がどこ（だれ）かに相談した割合※7	36.7%	33.0%	50%

※6：「配偶者等や交際相手からの行為に対する考え」「③なぐるふりをしておどす」から「⑪お金を勝手に使う」までの行為について、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した人の割合の平均

※7：「配偶者等や交際相手からの暴力を受けたときの相談の有無」について「①配偶者等からの暴力を受けたときの相談」と「②交際相手からの暴力を受けたときの相談」のそれぞれについて、「相談した」と回答した人の合計の割合

[めざすべき社会]

[基本目標]

[施策の方向性]

1 2 3 4

男女共同参画・女性活躍の推進による持続可能な活力ある社会
 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できる社会
 個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ社会
 性別にかかわらず人権が尊重される社会

1 性別にとらわれ
ずお互いに認め
合う意識の浸透

(1) 男女共同参画の視点に立った意識改革・
社会慣行の見直し

(2) 男女共同参画を推進する教育・学習

2 仕事も生活も大
切にできるライ
フスタイルの実
現（女性活躍推
進計画）

(1) 男女がいそいそと働ける就業環境

(2) 男女が共に参画する家庭生活

(3) 多様なライフスタイルに応じた子育て・
介護の支援

3 共に支え合い活
躍することがで
きる地域の実現

(1) 男女が共に参画することによる地域
活性化

(2) 誰もが社会参加できる環境

4 安全・安心で健
やかな暮らしの
実現

(1) あらゆる暴力の防止
（配偶者暴力防止基本計画）

(2) 困難な問題を抱える女性への支援
（困難な問題を抱える女性への支援に
関する基本計画）

(3) 生涯を通じた心身の健康

第4章 基本目標の達成に向けた施策展開

※この章の取組は、めざすべき男女共同参画社会に向けて掲げた4つの基本目標を達成するために、目標（値）を設定して重点的に取り組む「重点取組」と、目標（値）を設定せずに取り組む「関連する取組」に分類しています。

※各取組名の前に付した記号は、

★＝新規事業、◎＝第3次計画からの拡充事業、○＝継続事業

を示しています。また、取組の概要欄の「現状」は2024年度（令和6年度）の実績、「目標」は2030年度（令和12年度）までの目標を示しています。

基本目標1 性別にとらわれずお互いに認め合う意識の浸透

(1) 男女共同参画の視点に立った意識改革・社会慣行の見直し

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方は、時代とともに解消されつつあるものの、年代によってはいまだ根強く固定的な性別役割分担意識が残っているのが現状です。

また、近年では「多様性」や「共生社会」などの言葉もよく聞かれるようになりました。「多様性を受け入れる」ということは、「相手を否定せず、ありのままの存在を受け入れる」ということです。男女共同参画社会も含めた共生社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画や多様な性についての意識と理解を持ち、職場や家庭、学校、地域等の社会のあらゆる分野において、お互いを対等な人格として認め、尊重し合うことが不可欠です。

意識や制度、社会慣行の見直しを図るため、より一層の広報・啓発活動を推進するとともに、広報紙やホームページ等において、男女共同参画の視点に立った情報提供を行います。

① 広報・啓発の推進

男女共同参画の理念や内容、推進するための取組等について、ホームページや広報紙、講演会、研修会等のあらゆる機会を通じて、分かりやすい広報や啓発、情報提供を行います。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
1	○京たなべ男女共同参画週間 ²⁹ 事業 (再掲2(2)①51)	人権啓発推進課	毎年度、男女共同参画週間に、男女共同参画社会基本法の趣旨とともに、ワーク・ライフ・バランスやライフスタイルの変化等に合わせた男女共同参画について、市民の理解を深めるための啓発を行います。			
			指標	フォーラム参加者の満足度	現状 目標	95.8% 95%
2	○男女共同参画イベントの支援	人権啓発推進課	市民・市民団体による実行委員会形式の男女共同参画イベントを支援します。			
			指標	イベントの支援	現状 目標	実施 実施
3	○女性交流支援ルームだよりの発行	人権啓発推進課	さまざまな分野で活躍する市民等の紹介や団体の事業や図書の紹介、DVなどについてやその相談窓口の周知等を目的に発行し、市内公共施設等に配架します。			
			指標	ルームだより発行	現状 目標	4回／年 4回／年

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
4	○市民等の活躍事例の収集・発信	人権啓発推進課	男女共同参画に関する意識向上のため、さまざまな分野で活躍する市民等の事例を発信します。
5	○女性交流支援ルーム情報スペースの充実	人権啓発推進課	男女共同参画等に関する図書、DVDの貸し出しや、各種情報や資料を収集し提供します。市民による図書等選定を行い、ルームだよりやホームページ等で情報発信の充実を図ります。

²⁹ 男女共同参画週間

内閣府では、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」と定め、さまざまな取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指している。

番号	取組	担当課名	取組の概要
6	○人権啓発の推進	人権啓発推進課	人権情報紙の全戸配布や市ウェブページへの情報掲載を行います。
7	○人権強調月間 ³⁰ 、人権週間 ³¹ における啓発	人権啓発推進課	8月の人権強調月間、12月4日～10日の人権週間のそれぞれにおいて、人権啓発のぼりの設置や街頭啓発活動を実施します。
8	○企業等に対する広報・啓発の促進	人権啓発推進課	女性問題、男女共同参画等に関する図書・関連資料を収集し、貸し出しやパンフレットの配布を行います。また、山城人権ネットワーク推進協議会参加企業への事業案内の送付を行います。

② 多様な生き方を認め合う意識の創造

LGBT³²をはじめとする性的少数者の方々が、心の悩みだけではなく、社会のさまざまな場面において差別的な取扱いを受けることがないよう、多様な性のあり方を理解し、認め合うための取組を進めていきます。

【重点取組】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
9	○LGBTの理解のための啓発	人権啓発推進課	市民向け講演会の実施に加え、リーフレットによる啓発や職員向けの研修を実施します。			
			指標	研修参加職員の理解度	現状	94.4%
					目標	70%
10	○LGBTへの理解促進事業	人権啓発推進課 保育幼稚園課 こども・学校サポート室	リーフレット等を活用し、こども・親・教員向けへの、周知・研修に取り組みます。			
			指標	実施	現状	実施
					目標	実施

³⁰ 人権強調月間

京都府と京都人権啓発推進会議では、昭和40年（1965年）8月に、同和問題に関する諮問に対して節目となる答申（同和对策審議会答申）が提出されたことに由来し、毎年8月を人権強調月間と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

³¹ 人権週間

昭和23年（1948年）12月10日開催の国際連合の第3回総会で世界人権宣言が採択されたことに由来し、法務省では昭和24年（1949年）から、毎年12月4日から12月10日までの一週間を人権週間と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

³² LGBT（Lesbian Gay Bisexual Transgender）

女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、そしてトランスジェンダー（Transgender）の頭文字を用い、これらの人々をまとめた呼称として使われる。同義の「性的マイノリティ（性的少数者）」が、第三者的な立場からの呼称であるのに対して、「LGBT」は当事者の立場からの自称に使用される。

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
11	○公文書における性別記載調査及び同欄廃止に向けた取組	人権啓発推進課	公文書における不要な性別記載欄の廃止に向け、毎年現況の調査・分析を行うとともに、廃止不可な書類に関しては、代替策としての記載方法に関する方針を作成します。
12	○性に関する教育の推進 (再掲1(2)②26)	こども・学校サポート室	各小中学校の実態・発達段階に応じて特別活動等の時間で計画的に実施します。

③ 市職員の人材育成と男女共同参画の視点に立った表現の促進

市の各種刊行物については、男女平等の観点からその表現や内容を検討し、男女共同参画を推進する意義が明確に伝わるようにするとともに、男女共同参画の実現及び計画の推進について、職員の意識の高揚に努めます。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
13	○職員研修の実施	人権啓発推進課	市職員の男女共同参画への理解を深めるとともに、公的広報の作成に携わる職員の意識を高めるため、男女共同参画の視点に立った表現などをテーマとした職員研修を行います。			
			指標	研修参加職員への効果度	現状	89.7%
					目標	85%

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
14	○男女共同参画の視点に立った表現の促進	人権啓発推進課	各講座や情報紙等を通じて、男女共同参画の視点に立った表現の促進を啓発します。
15	○男女共同参画の視点による広報紙、ホームページの作成	秘書広報課	固定的な性別役割分担意識等にとらわれない男女共同参画の視点で作成します。

(2) 男女共同参画を推進する教育・学習

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女平等の意識を持ち、男女共同参画について正しく理解することが不可欠です。また、男女が共に自らの個性や能力を発揮し、社会に参画していくためには、一人ひとりが主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育が重要です。

家庭や地域においては、性別による固定的な考え方を見直し、男女が対等なパートナーシップ³³の確立を図り、家事や育児、家庭教育等を共に担う家庭づくりを推進します。

また、学校教育にあつては、児童・生徒の資質と適性に十分配慮し、自分らしい生き方を選択できるようにするとともに、一人ひとりの個性や能力を発揮できるよう教職員に対する研修を行うなど、男女平等意識に基づいた適切な指導の充実を図ります。

① 家庭や地域における教育の促進

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を見直すため、各種講演会、講座の開催等を推進するとともに、家庭での教育の推進に向けて情報提供を充実します。

【重点取組】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
16	○男女共同参画推進のための講座の開催 (再掲2(2)①52)	人権啓発推進課	市民の男女共同参画への意識を高め、各家庭、職場、地域などにおいて男女共同参画がより一層推進されることをめざし、男女共同参画に関連する身近なテーマの講座を開催します。			
			指標	参加者の満足度	現状	97.9%
					目標	90%
17	○女性交流支援ルーム（ポケット）講座の開催	人権啓発推進課	ルーム事業の周知や男女共同参画に関する認識、理解を深め、エンパワーメントを高めることを目的として、日常生活上身近な話題を取り上げ、男女共同参画の視点に立った啓発や情報発信講座を開催します。			
			指標	参加者への効果度	現状	100%
					目標	85%

³³ パートナーシップ

互いを自立した主体的存在として認め合い、対等な立場で連携・協力し合う関係のこと。

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
18	○人権問題研修会の開催	人権啓発推進課	8月の人権強調月間に合わせて、講師を招いて講演会を行います。
19	○ヒューマン映画上映会の開催	人権啓発推進課	8月の人権強調月間に合わせて、人権に関する映画の上映会を行います。
20	○わくわくワークショップ ～人権に気づいて感じて考えよう～	人権啓発推進課	市民に人権問題について身近に感じてもらうため、ワークショップ(参加型体験学習)及びフィールドワーク(野外学習)を行います。
21	○ハートフルフェスタの開催	社会教育課 人権啓発推進課	市民一人ひとりが、人権尊重の理念についての理解を深め、人権の意義や重要性を確実に身につけるとともに、さまざまな人権問題を解決しようとする実力を養うために開催します。
22	○家庭教育に関する情報提供	社会教育課	家庭教育に関するガイドブックを小学生の保護者に配布します。

② こどもへの教育の推進

こどもの頃からの教育により、男女平等の意識や職業に対する正しい知識と理解を推進します。また、一人ひとりの個性や能力を発揮できるよう教職員に対する研修を行うなど、男女平等意識に基づいた適切な指導の充実を図ります。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
23	○子どもを対象とした男女共同参画推進事業	人権啓発推進	こどもの頃からの男女共同参画への理解促進と将来を見通した自己形成の推進を図るため、市立小中学校等で、男女共同参画に関係するテーマの講座・講演会を開催します。			
			指標	参加者の理解度	現状	96.9%
					目標	95%
24	○児童・生徒への指導(男女共同参画関係授業の実施)の推進	こども・学校サポート室	教科学習や道徳、特別活動などの時間を活用し指導を行い、男女平等や人権意識の向上を図ります。			
			指標	実施	現状	実施
					目標	実施

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
25	○校内教職員の研修	こども・学校サポート室	男女共同参画に係わるテーマで校内研修を行い、男女平等に対する意識や人権意識の向上を図ります。
26	○性に関する教育の推進 (再掲1(1)②12)	こども・学校サポート室	各小中学校の実態・発達段階に応じて特別活動等の時間で計画的に実施します。
27	○生徒の意識向上の促進	こども・学校サポート室	中学校におけるマタニティ体験・乳児とのふれあい体験を実施し、子育てに対し男女が協力する態度を培います。
28	○思春期育児体験事業	子育て支援課	思春期のこどもたちに対し、乳幼児とふれあう機会を提供し、こどもたちが自身の将来像を描く手助けをすることを目的に、地域子育て支援拠点施設において育児体験事業を行います。
29	○中学生対象子育て理解講座の開催	社会教育課	家庭教育のあり方を見つめ直すという観点から、今後の親となる中学生を対象に、命の大切さやこどもを育てる親の気持ちなど、社会人講師等を招き、開催します。
30	○子どもを対象とした国際理解事業	市民参画課	外国人との交流を通じて、互いの国の生活や文化の違い等、こどもたちの国際理解を深めます。

一人ひとりの取組 ～家庭・地域・職場で～

- 男女共同参画に関する情報を積極的に収集しましょう。
- 性別にとらわれず多様な生き方を認め合う視点を持ちましょう。
- 研修会や講演会、講座に参加するなど、社会にある男女共同参画の問題に関心を持ちましょう。
- 情報を発信するときは、その表現が性別による固定的役割分担意識を助長させることがないように心がけましょう。
- 学校で学んだ男女共同参画や人権に関することを家庭で話し合いましょう。

(1) 男女がいきいきと働ける就業環境

職場において、男性と女性が対等の立場で仕事をしていくためには、男女の格差をなくす取組をしていくことが不可欠です。

雇用機会や待遇などの面で男女間の格差がないよう、育児休業制度や介護休業制度の普及、働き方の見直しや多様な就業形態についての意識啓発など、充実した職業生活を営むことができるよう雇用環境の整備について積極的に啓発を進めます。

また、一人ひとりの就労を推進していくためには、市民一人ひとりが自らの職業能力を向上させていくことも重要であることから、就業・起業に関する情報を積極的に提供していくとともに、職業能力を高める学習の場の拡充と支援体制の充実、労働条件等に関する悩みや不安に対して適切に対応できる相談や支援体制を構築していきます。

① 働き方の見直しや多様な就業形態についての意識啓発

労働基準法や男女雇用機会均等法³⁴などの関係法制度の周知を図り、すべての就労者が働きやすく、公正に処遇される職場環境づくりを推進します。

また、事業者や男女労働者に対し、雇用環境の整備などについて啓発や情報提供を行います。

³⁴ 男女雇用機会均等法

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。昭和60年（1985年）に制定され、翌昭和61年（1986年）4月に施行された。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
31	○男女共同参画推進員の募集・支援 (再掲3(1)③111)	人権啓発推進	事業所及び市民団体における男女共同参画を推進するため、事業所等に男女共同参画推進員の設置を進めるとともに、推進員を対象として研修及び情報提供を行います。			
			指標	推進員設置	現状 目標	76箇所 100箇所
32	○男女共同参画推進セミナーの開催	人権啓発推進課	事業所の管理職・人事担当者等を対象としたセミナーを開催します。ライフスタイルの変化等に合わせた働き方などのテーマを加えます。			
			指標	参加者への効果度	現状 目標	88.9% 85%
33	○男女いきいき実践セミナーの開催 (再掲3(1)①97)	人権啓発推進課	事業所及び市民団体が男女共同参画に関係するテーマでセミナーを開催する際に、講師を派遣します。ライフスタイルの変化等に合わせた働き方などのテーマを加えます。			
			指標	参加者への効果度	現状 目標	93.9% 70%
34	○事業所への男女共同参画に関する情報提供 (再掲2(3)①90、2(3)②94)	人権啓発推進課	事業所における男女共同参画の推進に役立つ情報（企業への補助制度等の周知・セミナーの開催援助等の周知）をホームページなどで提供します。			
			指標	情報提供回数	現状 目標	2回／年 2回／年

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
35	○事業所等の男女共同参画に関する実態調査の実施	人権啓発推進課	市内事業所の男女共同参画に関する取組の実態やニーズの把握に努めます。
36	○女性職員のキャリア・働き方に関する研修	職員課	庁内の女性職員や監督職、管理職等を対象に、キャリアデザイン ³⁵ や働き方に関する研修を行います。

³⁵ キャリアデザイン
自身の理想の職業人生を描き、実現する方法を考えること。

② 就業・起業の支援

性別によって差別されることなく、充実した職業生活を営むことができるよう雇用環境の整備に努めるとともに、再就職や起業、能力向上について、関係機関と連携した情報提供を行います。

また、農業分野で性別にかかわらず能力を発揮できるよう、労働条件の改善を呼びかけ、産業の活性化、男女の対等なパートナーシップの確立をめざします。

【重点取組】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
37	○女性の就職・チャレンジ相談	人権啓発推進課	さまざまな立場の女性に合わせた就職等に関する情報提供、個別相談を実施し、支援を行います。			
			指標	枠数・回数	現状	6枠×2回
					目標	6枠×2回
38	○女性の就業支援	人権啓発推進課	就業のための講座を開催し、女性が就業するのに必要な情報等を得る機会を設けます。			
			指標	参加者への効果度	現状	100%
					目標	80%

【関連する取組】

番号	取組	担当課名	取組の概要
39	○女性交流支援ルーム情報スペースでの資格関係の情報提供	人権啓発推進課	資格取得情報の提供及び資格取得に関する図書の配架を行います。
40	○就業・職業能力開発に関する情報提供	社会福祉課	仕事とくらしの相談室「ぷらす」 ³⁶ （社会福祉課内）において生活困窮者を対象とした、就業に向けた相談支援、各種情報提供を、ハローワーク・関係機関と連携して実施します。
41	○就業に関する相談体制の充実	社会福祉課	仕事とくらしの相談室「ぷらす」に就労支援員2名を配置し、就業に向けた相談支援体制を構築します。

³⁶ 仕事とくらしの相談室「ぷらす」

生活に困窮している方、または困窮するおそれがある市民を対象に、窓口相談、就労支援、再就職までの住居確保のための家賃給付、生活資金貸付、児童の学習支援などを行う自立相談支援窓口。

番号	取組	担当課名	取組の概要
42	○D-e g g ³⁷ の支援	産業振興課	D-e g g入居企業に対して、入居費の一部を支援します。
43	○創業の支援	産業振興課	ビジネスモデルの構築、資金調達など創業に必要となる要素に応じて、関係機関の連携によりそれぞれの強みを生かした創業支援を行います。
44	○市内企業の経営改善普及	産業振興課	商工会が行う経営改善普及事業をはじめ女性部等活動推進のため、支援を行います。
45	○女性の農業士 ³⁸ 育成支援	農政課	地域の女性リーダーとして女性の農業者全体の能力開発や地位向上を図るため、女性の農業士を育成します。
46	○女性の営農に対する支援（機械整備事業）	農政課	女性の営農に対する支援制度について、チラシなどで広報を行います。
47	○農村女性グループ育成事業	農政課	地域の農村女性が、特産品育成開発等を軸とした女性団体を結成し、活動することに対して支援を行います。
48	○女性認定農業者 ³⁹ の促進	農政課	認定農業者に関する広報等による啓発を行います。
49	○家族経営協定 ⁴⁰ の促進	農業委員会事務局	家族経営協定に関する案内をホームページに掲載し、啓発を行います。

³⁷ D-e g g

同志社大学京田辺キャンパス内に立地し、独立行政法人中小企業基盤整備機構、京都府、京田辺市、同志社大学が運営している起業家育成施設。同志社大学のシーズや地域資源を活用し、大学発ベンチャーの起業、中小企業等の新規事業展開を支援している。

³⁸ 農業士

自らが農業のプロとして優れた農業経営を営むとともに、地域の農業振興のリーダーとして担い手の育成や農村地域活動に積極的に参加している農業者のこと。

³⁹ 認定農業者

農業を営む人が、自分の農業経営について改善する必要があるものを掲げ、5年後の経営目標を達成するための方法を「農業経営改善計画認定申請書」として提出し、市町村が基本構想に資すると認定した農業者のこと。

⁴⁰ 家族経営協定

家族経営の農業において、家族の皆が話しあって方針、報酬、労働時間、休日、経営の移譲などの世帯員相互間のルールを取り決めたものをいう。

(2) 男女が共に参画する家庭生活

男女一人ひとりのライフスタイルが多様化する中で、男女が共に家族や地域の一員としての責任を担って行くためには、特に男性が従来の職場中心の意識やライフスタイルから、仕事と家庭生活、地域生活等のバランスのとれたライフスタイルへ転換することが求められています。

男女が共に仕事や家庭生活、地域生活等の仕事以外の生活を両立し、各々が希望する形で家庭生活や地域社会に関わることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性に関する啓発と情報提供を推進するとともに、固定的な性別役割分担意識を解消するため、男性の家庭生活への積極的な参画を支援する環境づくりを進めます。

① ワーク・ライフ・バランスの促進

仕事と家庭の両立の必要性について、企業などへの理解促進に努めます。また、男女が共に仕事と家庭の両立ができ、地域活動を含めた余暇活動が充実するよう、セミナーや講座の開催による意識啓発を行っていくとともに、文化・スポーツ活動の振興を図ります。

【重点取組】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
50	○男女いきいき地域セミナーの開催 (再掲3(1)①96)	人権啓発推進課	区・自治会が男女共同参画に関係するテーマでセミナーを開催する際に、講師を派遣します。ライフスタイルの変化等に合わせた男女共同参画などのテーマを加えます。			
			指標	参加者への効果度	現状 目標	－ 70%
51	○京たなべ男女共同参画週間事業 (再掲1(1)①1)	人権啓発推進課	毎年度、男女共同参画週間に、男女共同参画社会基本法の趣旨とともに、ワーク・ライフ・バランスやライフスタイルの変化等に合わせた男女共同参画について、市民の理解を深めるための啓発を行います。			
			指標	フォーラム参加者の満足度	現状 目標	95.8% 95%
52	○男女共同参画推進のための講座の開催 (再掲1(2)①16)	人権啓発推進課	市民の男女共同参画への意識を高め、各家庭、職場、地域などにおいて男女共同参画がより一層推進されることをめざし、男女共同参画に関連する身近なテーマの講座を開催します。			
			指標	参加者の満足度	現状 目標	97.9% 90%

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
53	○情報紙によるワーク・ライフ・バランスの啓発	人権啓発推進課	「女性交流支援ルームだより」や「男女共同参画推進員情報」を通じて、ワーク・ライフ・バランスに向けた情報提供を行います。
54	○中央市民大学の開催	社会教育課	市民の生涯学習の機会として、中央公民館において連続講座を開催します。
55	○多様な生涯学習講座の開催	社会教育課	中央公民館・住民センター等において市民の生涯学習のきっかけづくりとしてさまざまな講座を開催します。
56	○「生涯学習だより」の発行	社会教育課	市民の生涯学習意欲向上のため、多くの情報を掲載し、より見やすく活用していただけるよう工夫をするとともに、PRに努めます。
57	○学習成果の発表会への参加促進	文化・スポーツ振興課	市民まつりを開催し、市民の学習成果の発表の場や機会を提供します。
58	○スポーツ活動の奨励とスポーツに関する相談	文化・スポーツ振興課	トレーニングルームの利用において健康体力相談を実施します。
59	○スポーツ教室・大会の開催	文化・スポーツ振興課	市民の健康増進、スポーツに親しむ機会を増やすため、スポーツ教室・大会を開催します。
60	○京たなべ・同志社ヒューマンカレッジの開催	社会教育課	京田辺市と同志社大学が協力しながら公開講座等を通して市民の生涯学習を支援し、心豊かな自己と生き生きとした文化的な地域づくりを目指します。
61	○市公募展の開催	文化・スポーツ振興課	本市の文化の発展に寄与することを目的として、芸術家の創作活動の振興を図るとともに、市民に鑑賞機会を提供します。

② 男性の家庭生活への参画促進

男性が参加できる各種教室や講座を開催するなど、男性自身の性別役割分担意識の見直しを図り、男女が家事や育児、家庭教育等を共に担う家庭づくりを推進します。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
62	○男性の家庭生活向上講座の開催	人権啓発推進課	ワーク・ライフ・バランスを実現するため、男性の家事及び育児の学習機会を設けます。また、家庭生活での実践に結びつくよう企画内容を検討します。			
			指標	参加者への効果度	現状 目標	100% 90%
63	○パパママセミナーの開催 (再掲4(3)①166)	子育て支援課	男性の参加を促すため、体験編を3回/年、歯科編を1回/年、土曜日に開催します。			
			指標	男性の受講率	現状 目標	48.8% 50%

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
64	○市男性職員の育児参加促進	職員課	男性職員の育児休業等経験者の体験談を紹介するなど、育児休業、特別休暇等について「キララアップ通信」等で啓発を行います。
65	○父子手帳の交付	子育て支援課	妊娠届出者全員に父子手帳を配付し、夫の子育てへの参加を促します。
66	○父親の地域交流参加促進	子育て支援課	地域子育て支援拠点施設において、子育て中の父親同士が交流する場や機会を設けます。
67	○消費生活講座への参加促進	産業振興課	男女問わず関心の持てるテーマを設定し、講座を実施します。若い世代も参加しやすいよう、講座のスタイルを工夫していきます。

(3) 多様なライフスタイルに応じた子育て・介護の支援

子育てや介護の負担が女性に集中することのないよう、多様なニーズに対応する各種サービスや子育て・介護に関する相談等が求められています。そのため、お互いに不安や悩みを語り合うことができるような交流の場や、子育てや介護に関する情報の提供、相談体制の充実など、地域全体で支援していく必要があります。

地域において男性と女性がお互いに支え合い、協力し合いながら、家庭や地域で生じる様々な問題の解決に主体的に取り組めるよう、一人ひとりの異なる状態やニーズに合わせて各種サービスの質と量を確保していきます。

① 子育て支援

子育て世代のニーズを把握し、必要とする人が必要とするサービスを受けられるようサービスの充実を図ります。また、子育てにかかる不安や負担の解消に向けて、活動団体の育成やネットワーク化を図るとともに、セミナーの開催による交流の促進や相談機能の充実を図ります。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
68	○保育サービスの充実	保育幼稚園課	子育て家庭の保育ニーズに合わせた多様な保育サービスの提供に努めます。また、市立幼保連携型認定こども園 ⁴¹ の整備など、保育サービスの充実を図ります。			
			指標	年度当初の待機児童数	現状	0人
					目標	0人
69	○一時的保育事業 ⁴²	保育幼稚園課	保育ニーズの増加・多様化に伴い、一時的保育事業の需要増加が見込まれることから、さらなる受け皿の拡大や運営方法の改善を行っていきます。			
			指標	実施箇所数	現状	6箇所
					目標	5箇所

⁴¹ 幼保連携型認定こども園

幼稚園の機能と保育所の機能をあわせ持つ単一の施設で、小学校就学前のこどもの教育・保育、地域における子育て支援を一体的に提供する施設。

⁴² 一時的保育事業

保護者の就労等、その他保護者がこどもの面倒を見ることのできないときに、一日や時間単位で一時的に保護者に代わってこどもを預かるサービスのこと。

番号	取組	担当課名	取組の概要			
70	○病児保育事業	保育幼稚園課	保護者が安心して就労ができるよう、集団保育のできない病児・病後児を預かります。			
			指標	利用者	現状	概ね希望者全員の受け入れ
					目標	希望者全員の受け入れ
71	○乳児保育促進事業	保育幼稚園課	乳児を預ける必要のある保護者のニーズに対応していきます。			
			指標	利用者	現状	希望者全員の受け入れ
					目標	希望者全員の受け入れ
72	○幼稚園預かり保育事業	保育幼稚園課	子育てを支援するため、通常教育時間の前後等に園児の保育を行います。			
			指標	利用者数	現状	25,913人
					目標	28,000人
73	○ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	子育ての援助を受けたい人を援助したい人が支えることで、地域での子育て世帯への支援に繋がります。			
			指標	会員登録者数	現状	677人
					目標	690人
74	◎留守家庭児童会の運営	社会教育課	学校の放課後等に就労などで家庭に保護者がいない留守家庭の児童を保護し、その健全な育成を図ります。また、待機児童を出さないためにも民間事業所への委託や、施設整備、指導員体制の強化を図ります。			
			指標	待機児童数	現状	78人
					目標	0人

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
75	○子育て支援拠点事業の推進	子育て支援課	地域における子育て親子の居場所を確保し、地域での子育てに関する総合的な支援を行います。
76	◎こども家庭センター ⁴³ における相談 (再掲4(1)②139、4(2)①153、4(2)②159)	子育て支援課	妊産婦や子育て中の方およびおおむね18歳までの児童からの相談に応じ、助言・支援などを行います。
77	◎子育て支援医療費助成事業	子育て支援課	子育て支援施策の一環として、高校生の年齢までのこどもが医療機関を受診した際の保険診療に係る医療費負担を軽減します。
78	○自立支援制度(療育サービス)の提供	子育て支援課	障がい等のある就学前の児童に対し、集団療育、日常生活における基本動作の指導を児童の発達上の課題に応じて実施します。
79	○特別児童扶養手当の支給(国制度)	子育て支援課	障がいのある20歳未満のこどもを扶養している保護者への支援として、手当の支給を行います。
80	○心身障害児童特別手当・特定心身障害等児童特別手当の支給	子育て支援課	18歳未満の障がいのある児童を養育し、その児童と共に本市の住民基本台帳に引き続き1年以上登録されている場合に、その保護者に本市独自の手当の支給を行います。
81	○育児サークル支援事業	子育て支援課	地域の育児サークルの活動を支援するため、サークルの事業へ地域子育て支援センター職員を派遣したり、サークル活動で必要な物品の貸し出しを行います。
82	○育児サークルのネットワーク化の支援	子育て支援課	育児サークル代表者同士の交流を通して、サークル運営や内容の見直しの手がかりとし、今後のサークル活動の活性化、ネットワーク化を図ります。
83	○子育て支援事業の支援	社会福祉課	各单位民生児童委員協議会 ⁴⁴ 主催により、親子で楽しめる場や相談の場を提供します。

⁴³ こども家庭センター

従来の子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点が有してきた機能を引き継ぎ、妊産婦・子育て世帯・こどもへの一体的な相談支援にあたる。

⁴⁴ 民生児童委員協議会

民生委員・児童委員を会員とする組織であり、個々の委員活動を支える役割を果たす。月に1回以上の定例会を開催し、会員である民生委員・児童委員同士の連携を図るとともに、困難な課題を抱える世帯への支援の方法等についての検討を行っている。

番号	取組	担当課名	取組の概要
84	◎妊産婦への支援	子育て支援課	妊産婦を対象に、家事や育児に支援を要する家庭に対して訪問支援員を派遣する子育て世帯訪問支援事業や、助産師が家庭訪問して相談支援、実技指導などを行う産後ケア事業を行います。
85	○家庭児童相談室における相談	子育て支援課	18歳未満の児童に関するさまざまな問題について、家庭や関係機関等からの相談に応じ、助言・指導などを行います。
86	○地域子育てセミナーの開催	社会教育課	家庭教育のあり方を見つめ直し、さまざまな年代に応じ子育てについて考える機会を提供するため、子育てを支援するセミナーを開催します。
87	★地域の居場所づくり事業	社会教育課	地域コミュニティの活性化や放課後のこどもの居場所づくりのため、分館公民館で行う地域の居場所づくりを支援します。
88	○地域子育て井戸端会議の開催	社会教育課	家庭教育のあり方を見つめ直し、さまざまな年代に応じ子育てについて考える機会を提供するため、子育てを支援するセミナーを開催します。
89	○子育て相談の推進	社会福祉課	新生児訪問事業（赤ちゃん訪問事業）や子育てサロン、その他訪問により、民生児童委員・主任児童委員による子育て相談を行います。
90	★事業所への男女共同参画に関する情報提供 (再掲2(1)①34、2(3)②94)	人権啓発推進課	事業所における男女共同参画の推進に役立つ情報（企業への補助制度等の周知・セミナーの開催援助等の周知）をホームページなどで提供します。

② 介護支援

介護が必要になった場合においても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、良質な介護サービスの提供を行うとともに、介護する家族の負担を軽減するための介護支援の充実に努めます。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
91	○家族介護支援事業	高齢者支援課	家族介護教室や介護者相互の交流会の実施により、介護者の介護負担軽減を図ります。			
			指標	交流会等参加者数	現状	403人
					目標	250人／年

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
92	○認知症サポーター ⁴⁵ 養成事業	高齢者支援課	認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせる環境づくりを行います。
93	○訪問型サービスA従事者研修事業	高齢者支援課	高齢者の自宅で掃除や買い物などの生活支援を行う「訪問型サービスA」の業務に従事することができる人の養成研修を実施します。
94	★事業所への男女共同参画に関する情報提供 (再掲2(1)①34、2(3)①90)	人権啓発推進課	事業所における男女共同参画の推進に役立つ情報（企業への補助制度等の周知・セミナーの開催援助等の周知）をホームページなどで提供します。

⁴⁵ 認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。

一人ひとりの取組 ～家庭・地域・職場で～

- 家族一人ひとりの個性や生き方、考え方を尊重し、家事や育児、介護などを家族みんなで協力しましょう。
- 身近に育児や介護に不安を感じている人がいるときは、関係機関に相談するように勧めましょう。
- 家事や育児、介護に関するサービスについての情報を積極的に収集し、活用しましょう。
- 企業や事業所は、ワーク・ライフ・バランスへの取組を進めるなど、育児や介護を担う労働者が働き続けやすい職場環境の整備に努めましょう。

基本目標 3 共に支え合い活躍することができる地域の実現

(1) 男女が共に参画することによる地域活性化

近年、女性の社会進出が進みつつありますが、政策や方針決定過程への女性の参画は、まだ十分とは言えません。また、事業所や市民団体においても、経営陣や役職者等は、男性が占めている傾向がまだまだ見受けられます。

男女が共にさまざまな分野に参画し、多様な主体が連携・協働することで地域の活性化にもつながります。市民一人ひとりの意識改革を図り、実践的な活動を行うことができるよう、意思決定過程への女性の参画を促進していくとともに、地域の課題解決や活動を担う人材の発掘・育成に力を入れていきます。

また、国の第6次男女共同参画基本計画においても、重点分野の一つに「防災・復興における男女共同参画の推進」が位置づけられ、意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画、災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮した取組の推進などがあげられていることを踏まえ、市でも取組を推進します。

① 政策・方針決定過程への女性の参画

審議会等における政策や方針決定過程の場において、さまざまな立場の人が意思を表明することで、誰もが暮らしやすい社会をつくることにつながることから、さまざまな組織で男女がバランスよく参画し、活躍できるよう啓発を進めます。

【重点取組】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
95	○審議会等における女性登用率の向上	人権啓発推進課	審議会等の登用率の向上に向けて、継続的な調査を行い、調査結果を踏まえた関係機関への働きかけを行います。			
			指標	女性委員の割合	現状	41.5%
					目標	40%
96	○男女いきいき地域セミナーの開催 (再掲2(2)①50)	人権啓発推進課	区・自治会が男女共同参画に関係するテーマでセミナーを開催する際に、講師を派遣します。ライフスタイルの変化等に合わせた男女共同参画などのテーマを加えます。			
			指標	参加者への効果度	現状	—
					目標	70%

番号	取組	担当課名	取組の概要			
97	○男女いきいき実践セミナーの開催 (再掲2(1)①33)	人権啓発推進課	事業所及び市民団体が男女共同参画に関係するテーマでセミナーを開催する際に、講師を派遣します。ライフスタイルの変化等に合わせた働き方などのテーマを加えます。			
			指標	参加者への効果度	現状	93.9%
					目標	70%

② 地域活動・市民活動の活性化

誰もが積極的に地域活動へ参画できる体制づくりを推進するため、各種団体の育成を図るとともに、団体同士での意見交換や交流ができるような仕組みづくりを推進します。

また、誰もが積極的にボランティア活動へ参画できるよう、ボランティアの養成を図るとともに、各種研修を実施し、団体の育成・充実を図ります。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
98	○女性交流支援ルーム情報ボックス等利用団体の活動支援	人権啓発推進課	男女共同参画の実現をめざし、情報ボックス等利用団体が主催する事業との協働により市民向けの事業を開催します。			
			指標	団体主催事業	現状	実施
					目標	実施
99	○女性交流支援ルーム情報ボックス等利用団体交流会の開催	人権啓発推進課	情報ボックス等利用団体の活動が活性化するための学習会と交流会を開催し、支援を継続します。			
			指標	交流会	現状	2回／年
					目標	2回／年
100	◎市民による主体的な地域課題解決の仕組みづくり	市民参画課	協働によるまちづくりの担い手である区・自治会、市民活動団体等が、それぞれの強みを生かしながら活動が行えるよう、まちづくり協議会などへの支援を通して市民協働を推進します。			
			指標	地域ごとの仕組みづくり	現状	実施
					目標	実施

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
101	○市民活動講座の開催	市民参画課	市民活動の意義や活動を活性化するための方策などを学ぶ講座を開催します。
102	○市民活動の活性化支援	市民参画課	市内で主体的に地域の活性化に寄与する活動を行う団体に対し、支援を行います。
103	○ボランティア養成・団体・グループの育成、研修の充実	社会福祉課	社会福祉協議会におけるボランティアの調整、新登録者の育成の支援を行います。
104	○ボランティア活動における男性の参画促進	社会福祉課	社会福祉協議会における男性ボランティア、若年ボランティアの登録の呼びかけを支援します。
105	○生涯学習指導者の積極的な派遣	社会教育課	人材バンクへ登録していただいた指導者を地域活動や市民活動へ派遣します。
106	○スポーツ団体・サークルの育成	文化・スポーツ振興課	京たなべ・同志社スポーツクラブ（KDSC） ⁴⁶ の活動を支援します。
107	◎住民センターの利用促進	市民参画課	余暇を楽しむため、市民が集まり交流を深めるとともに、社会参加のきっかけづくりとします。多様な地域住民が普段から気軽に集える場所を提供し、地域活動の参加を促します。
108	○文化協会への支援	文化・スポーツ振興課	文化協会の活動に対する補助を行い、市民の文化活動活性化と文化振興を図ります。
109	○NPO ⁴⁷ 法人京田辺市社会体育協会への支援	文化・スポーツ振興課	市民スポーツ活動の活性化を図るため、市民総合体育大会や地域スポーツ大会、駅伝大会などの開催にあたって支援を行います。
110	○「やさしい日本語」研修会の開催	市民参画課	在住外国人への「やさしい日本語」による行政情報発信に取り組むため、市職員向け研修会を開催します。

⁴⁶ 京たなべ・同志社スポーツクラブ（KDSC）

京田辺市と同志社大学が連携し、地域活性化、地域住民のスポーツ振興、大学の地域貢献、学生教育などを目的として、平成20年（2008年）に発足した総合型地域スポーツクラブ。各種スポーツ教室の開催、スポーツサークルの運営などを行っている。

⁴⁷ NPO（Non-Profit Organization）

行政・企業とは別に教育、文化、医療、福祉、国際協力など、さまざまな社会的活動を行う非営利・非政府の民間組織のこと。

③ 人材発掘とリーダーの育成

地域コミュニティや生涯学習活動等における固定的な性別役割分担意識を見直し、男女共同参画の視点で地域づくり等に参画する新しい人材の発掘や担い手（リーダー）の育成など、積極的に市民の主体的な参画を促進し、地域力の向上に努めます。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
111	○男女共同参画推進員の募集・支援 (再掲2(1)①31)	人権啓発推進課	事業所及び市民団体における男女共同参画を推進するため、事業所等に男女共同参画推進員の設置を進めるとともに、推進員を対象として研修及び情報提供を行います。			
			指標	推進員設置	現状	76箇所
					目標	100箇所

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
112	○人材バンクへの登録の促進	社会教育課	生涯学習指導者となる人材を発掘し、登録を促進します。
113	○スポーツ指導者の養成・確保	文化・スポーツ振興課	地域リーダー研修会、スポーツリーダー研修会、ボランティア養成講習会の開催など、スポーツ指導者を養成・確保します。

④ 男女で共に取り組む防災

過去の災害対応において、被災者に対する物資の提供や避難所の運営等に関して、男女共同参画の視点からさまざまな問題が浮かび上がってきました。そのような問題が発生した要因の一つとして、事前の備えが十分でなかったことが挙げられています。

地域の暮らしの改善に直接つながる分野でありながら、これまで女性の参画が少なかった防災分野への女性の参画を促進し、男女が共同して活力ある社会づくりを進めます。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
114	★防災啓発・訓練の実施	安心まちづくり室	男女共同参画の視点による防災啓発や訓練を実施します。			
			指標	実施	現状	1回／年
					目標	1回／年

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
115	○自主防災組織 ⁴⁸ の育成	安心まちづくり室	男女共同参画の視点による自主防災組織の設置補助、育成を行います。
116	○男女共同参画の視点による備蓄品等の整備	安心まちづくり室	男性だけでなく女性の意見やニーズも取り入れた設備・備蓄品の整備を行います。
117	○女性消防吏員の確保	消防総務課	女性消防吏員採用に向け、施設環境の整備を図るとともに、広報PRに工夫していきます。
118	○女性消防団員の確保	消防総務課	消防団本部所属の女性消防団員と共に本団役員、事務局が一体となって入団促進活動を実施します。

⁴⁸ 自主防災組織

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織のこと。地域（町内会・自治会・その他地域内の活動組織）単位で組織される。

(2) 誰もが社会参加できる環境

高齢化社会の到来に対応し、活力ある社会を築くためには、高齢者も主体的に活動し、男女が共に社会を担う一員として重要な役割を担えるよう支援して行くことが必要です。

すべての住民が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、年齢や障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの異なる状態やニーズに合わせた各種支援を行います。

また、近年離婚件数の増加により、ひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭では、経済的な不安を抱えるなど、支援が必要な家庭は少なくありません。自立に向けた支援として、親の就労に向けた技能習得のための教育訓練を優先的に進めるとともに、医療費や教育費等に関する利用可能な支援制度についての情報提供を行うなど、それぞれの家庭の状況に応じた生活の安定と自立を支援しています。

① 高齢者・障がいのある人の社会参加支援

性別にかかわらず高齢者や障がいのある人がその意欲や能力に応じて地域社会に参画し、いきいきと生活ができるよう環境整備を図ります。

【重点取組】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
119	○高齢者いきいきポイント事業	高齢者支援課	高齢者にボランティア活動の場を提供することにより社会参加の機会を広げるとともに、生きがいつくりの支援をします。			
			指標	登録者数	現状	338人
					目標	350人

【関連する取組】

番号	取組	担当課名	取組の概要
120	○老人クラブ活動の支援	高齢者支援課	老人クラブが活動するための必要な支援を行います。
121	○シルバー人材センターの支援	高齢者支援課	シルバー人材センターが活動するために必要な支援を行います。
122	○高齢者スポーツ活動の支援	文化・スポーツ振興課	ゲートボール、タナベースボール ⁴⁹ などの高齢者スポーツ活動を支援します。

⁴⁹ タナベースボール

平成2年（1990年）4月に京田辺市体育指導委員が生み出した本市発祥のニュースポーツ。

番号	取組	担当課名	取組の概要
123	○高齢者の身近な居場所づくり支援事業	高齢者支援課	高齢者が住み慣れた地域で支え合い、心豊かで生きがいを持ち、安全で快適に暮らすことができる地域づくりを推進します。
124	○障害者生活支援センター「ふらっと」における男女の相談員配置	障がい福祉課	障がいのある人が地域で自立した社会生活が営めるよう相談支援を行うにあたり、男女の相談員を配置します。
125	○男女の障害者相談員の配置	障がい福祉課	障がいのある人やその家族の相談に応じ、必要な援助を行う男女の障害者相談員を配置します。

② ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対し、相談を実施することで不安の軽減を図り、自立に必要な情報提供・支援を行います。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要					
126	○ひとり親への情報提供・相談支援	子育て支援課	ひとり親に関する制度を案内するとともに、関係機関と連携し、ひとり親からの相談に応じます。					
			<table border="1"> <tr> <td>指標</td><td>母子・父子自立支援員による相談支援</td><td>現状</td><td>実施</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>目標</td><td>実施</td></tr> </table>	指標	母子・父子自立支援員による相談支援	現状	実施	
指標	母子・父子自立支援員による相談支援	現状	実施					
		目標	実施					

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
127	○ひとり親家庭交流会への支援	子育て支援課	母子会や社会福祉協議会が実施するひとり親家庭交流会への支援を行います。
128	○母子会活動の支援	子育て支援課	母子会が実施する事業へ職員を派遣するとともに、市と共催で「新入学児童を祝い励ます会」を実施します。
129	○児童扶養手当の支給	子育て支援課	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進のため、手当の支給を行います。
130	○特別児童福祉手当の支給	子育て支援課	ひとり親家庭で中学生以下の児童を養育し、その児童と共に本市の住民基本台帳に引き続き1年以上登録されている場合に、その保護者に本市独自の手当の支給を行います。
131	○福祉医療（ひとり親）費助成事業	国保医療課	広報紙を通じて制度案内を継続して行うほか、福祉医療が的確に受給できるようにするため、児童扶養手当担当課と緊密に連携していきます。

一人ひとりの取組 ～家庭・地域・職場で～

- 性別に関係なく市政に関心を持ち、自分の意見を反映するために審議会などの政策・方針決定の場に積極的に参加しましょう。
- 自治会など地域における団体の方針の立案や決定に、自身が参加しやすい方法で男女が共に積極的に関わるよう努めましょう。
- 地域の避難所運営訓練などに積極的に参加し、女性や子育て家庭など多様な意見を反映させましょう。
- 年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人が社会に参画し、活躍できるよう支援しましょう。
- 介護はみんなの問題としてとらえ、仕事や地域活動と両立できるよう支え合いながら家庭や地域で協力し合いましょう。

基本目標 4 安全・安心で健やかな暮らしの実現

(1) あらゆる暴力の防止（配偶者暴力防止基本計画）

暴力は、性別や年齢、加害者と被害者の対象を問わず、決して許されるものではありませんが、特にDVやハラスメントなどの暴力は潜在化しがちであり、これまで個人的問題として捉えられがちでした。

人権擁護という観点からも、男女間の暴力や児童、高齢者、障がいのある人などへの虐待等、あらゆる暴力の予防と根絶の基盤づくりを進めるとともに、暴力の形態に応じた幅広い被害者支援に向けた取組を行います。

また、被害の拡大を防ぐため、暴力等を受けた人がいつでも安心して相談ができる相談機関の周知徹底を行うとともに、相談・支援に携わる職員のスキルアップなど相談体制を充実し、緊急一時保護施設との連携を図るなど、被害を受けた人のその後の生活も確保できるよう、暴力根絶のためのネットワークの整備を図ります。

① DV等防止のための啓発

暴力は許されない犯罪であるという認識を持ち、加害者にも被害者にもならないよう、さまざまな機会を通じて意識啓発を行います。また、若年層への教育、啓発にも努めます。

【重点取組】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
132	○デートDV防止のための教育・啓発事業	人権啓発推進課	若い世代を対象とした交際相手からの暴力防止のため、高校生や大学生を対象とした啓発事業を行います。			
			指標	啓発事業参加者の理解度	現状	97%
					目標	85%
133	○女性に対する暴力をなくす運動週間 ⁵⁰ 事業	人権啓発推進課	田辺警察署と連携し、さまざまな暴力への理解を深め、暴力に対する意識啓発（街頭啓発、講演会等）を実施します。			
			指標	講演会参加者の理解度	現状	100%
					目標	85%

⁵⁰ 女性に対する暴力をなくす運動週間

内閣府では、毎年11月12日から女性に対する暴力撤廃国際日である25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間と定め、国や地方公共団体、関係機関、市民活動団体などが連携して、女性に対する暴力を根絶するための取組を全国的に行っている。

番号	取組	担当課名	取組の概要			
134	○子どもへの虐待防止事業	子育て支援課	児童向けにＳＯＳカードの配布を行うとともに、幼稚園、保育所、小中学校と連携を図ります。また、児童虐待防止推進月間 ⁵¹ において、啓発活動を重点的に行います。			
			指標	実施	現状	実施
					目標	実施

【関連する取組】

番号	取組	担当課名	取組の概要
135	○女性に対する暴力防止職員研修	人権啓発推進課	女性に対する暴力の問題を抱える市民を支援するための知識や方法の習得及び良好な職場環境を保つための知識の習得を目的に実施します。
136	○民生委員・児童委員等関係団体に対する研修	社会福祉課	京都府や関係機関開催の研修に参加し、DV等への対応や理解を深めます。

② 相談体制の充実と被害者保護の推進

被害の拡大を防ぐため、暴力等を受けた人が速やかに相談し、早期発見・早期解決につながられるよう、庁内の関係課や警察等の関係機関、地域住民などと連携しながら、相談窓口の充実や被害者への支援を行います。

【重点取組】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
137	○女性の相談室 (再掲4(1)③146、 4(2)①152)	人権啓発推進課	女性のための相談(専門相談、法律相談、一般相談)を実施し、女性が生きていく中でのさまざまな悩みを聴き、共に考え、次の一步を踏み出すための支援をします。専門相談においては、定期相談に加え、午前相談、夜間相談を行い、相談の機会の充実を図ります。			
			指標	実施	現状	実施
					目標	実施

⁵¹ 児童虐待防止推進月間

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施している。

番号	取組	担当課名	取組の概要			
138	○DV等相談関係機関との連携 (再掲4(2)②158)	人権啓発推進課	DV等相談に係る関係機関及び庁内関係課担当者の会議を開催し、相互の連携協力をさらに強化します。 個々の事案について、それぞれの立場で考え得る対応を積極的に共有し、適切に対処できる仕組みを構築します。			
			指標	会議開催回数	現状 目標	2回／年 2回／年
139	◎こども家庭センターにおける相談 (再掲2(3)①76、 4(2)①153、4(2)②159)	子育て支援課	妊産婦や子育て中の方およびおおむね18歳までの児童からの相談に応じ、助言・支援などを行います。			
			指標	実施	現状 目標	実施 実施
140	○男性のための相談	人権啓発推進課	男性のさまざまな悩みを解消するために、男性のための電話相談を実施します。			
			指標	相談回数	現状 目標	4回／年 4回／年

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
141	○相談の広域連携 (再掲4(2)②161)	人権啓発推進課	相談の広域連携のため、京都府南部7市男女共同参画担当職員研究会と京阪奈DV被害者支援連絡会に出席し、情報交換等連携を深めます。
142	○庁内相談窓口担当者会議の開催 (再掲4(2)②162)	人権啓発推進課	庁内相談窓口担当者会議として関係課と情報交換やケース検討を行い、連携を深めます。
143	○近隣市の相談窓口相互利用 (再掲4(2)②163)	人権啓発推進課	京都府南部7市及び京阪奈北近隣6市での女性相談窓口の相互利用を促進します。
144	★相談窓口の周知 (再掲4(2)①155)	人権啓発推進課 子育て支援課	相談や支援を求めることができることをSNSによる情報発信や広報紙、相談カード等により周知を図ります。
145	★各種専門研修や会議への参加	人権啓発推進課 子育て支援課	相談・支援に携わる職員のスキルアップを図ります。

③ ハラスメントの防止

あらゆる場面におけるハラスメント（嫌がらせ）の問題を根絶するための基盤整備を行うとともに、相談しやすい体制づくりに努め、必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図っていきます。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
146	○女性の相談室 (再掲4(1)②137、 4(2)①152)	人権啓発推進課	女性のための相談（専門相談、法律相談、一般相談）を実施し、女性が生きていく中でのさまざまな悩みを聴き、共に考え、次の一步を踏み出すための支援をします。専門相談においては、定期相談に加え、午前相談、夜間相談を行い、相談の機会の充実を図ります。			
			指標	実施	現状	実施
					目標	実施

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
147	○なやみごと相談	人権啓発推進課	人権擁護委員 ⁵² ・行政相談委員 ⁵³ によるなやみごと相談を実施します。
148	○ハラスメントに関する情報提供	人権啓発推進課	あらゆるハラスメント防止のため、情報スペースにおいて関係図書、チラシを配架し、情報を提供します。 また、ハラスメントの防止に関して市内事業所への周知・啓発に努めます。
149	○ハラスメント防止・服務公務員倫理研修	職員課	市職員として、ハラスメントや公務員倫理に対する正しい認識を持つとともに、ハラスメントや不正を生まない職場づくりのための必要な能力を身につけます。
150	○ハラスメント苦情相談員のスキルアップ	職員課	ハラスメント苦情相談員が適切な対応を取り、働きやすい職場環境にするために、相談員のスキルアップとなる研修を実施します。

⁵² 人権擁護委員

人権擁護委員法に基づき、人権相談を受けて問題解決のサポートを行ったり人権の考えを広めたりする活動を行う法務大臣が委嘱する民間の方々のこと。

⁵³ 行政相談委員

行政相談委員法に基づき、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどの相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知などを行う総務大臣が委嘱する民間の方々のこと。

(2) 困難な問題を抱える女性への支援

(困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画)

女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、複雑化しています。そのため、困難な問題を抱える女性の意思を尊重しながら、抱えている問題及び背景、心身の状況等により、日常生活または社会生活を営む上でそれぞれの困っていることに対して相談・支援窓口を充実することが重要となります。

困難な問題を抱える女性が、安心して暮らせるよう関係機関や各課と連携しながら、包括的な支援体制の整備を進めていきます。

また、気軽に相談できる居場所や支援窓口の周知に努め、民間団体とも協働し、女性支援の充実を図ります。

① 居場所の提供・相談支援の充実

女性が安心して立ち寄れる居場所や相談窓口を整備し、日常生活や子育て、仕事、家庭内の悩みなど多様な相談に対応します。また、高齢や障がい、生活困窮などの各分野の関係機関が連携した重層的支援体制を整備し、必要な支援を円滑に提供できる環境を構築します。

【重点取組】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
151	★女性交流支援ルームポケットひろばの開催	人権啓発推進課	女性が気軽に立ち寄れる居場所や女性同士が交流できる場を提供します。			
			指標	実施	現状	実施
152	★女性の相談室 (再掲4(1)②137、 4(1)③146)	人権啓発推進課	女性のための相談(専門相談、法律相談、一般相談)を実施し、女性が生きていく中でのさまざまな悩みを聴き、共に考え、次の一步を踏み出すための支援をします。専門相談においては、定期相談に加え、午前相談、夜間相談を行い、相談の機会の充実を図ります。			
			指標	実施	現状	実施
					目標	実施

番号	取組	担当課名	取組の概要			
153	★こども家庭センターにおける相談 (再掲2(3)①76、4(1)②139、4(2)②159)	子育て支援課	妊産婦や子育て中の方およびおおむね18歳までの児童からの相談に応じ、助言・支援などを行います。			
			指標	実施	現状	実施
					目標	実施
154	★重層的支援体制整備事業 (再掲4(2)②160)	社会福祉課	高齢、障がい、子育て、生活困窮などの各福祉分野関係機関が連携し、重層的な支援体制の仕組みを作ります。			
			指標	実施	現状	実施
					目標	実施

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
155	★相談窓口の周知 (再掲4(1)②144)	人権啓発推進課 子育て支援課	相談や支援を求めることができることをSNSによる情報発信や広報紙、相談カード等により周知を図ります。
156	★女性のための相談に関する会議や専門研修への参加	人権啓発推進課 子育て支援課	女性に対する相談・支援に携わる職員のスキルアップを図ります。

② 関係機関等との連携

困難な問題を抱える女性への相談や支援において、庁内関係課や福祉・医療・教育機関、民間団体などの関係機関と密に連携し、情報共有やケース検討を行います。広域連携や相互利用も活用し、必要な支援を迅速かつ適切に提供できる体制を整えます。

【重点取組】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
157	★各相談担当課・関係機関等との連携	人権啓発推進課	困難な問題を抱える女性のための相談に係る庁内関係課担当者及び関係機関等と連携し、対応します。			
			指標	実施	現状	実施
					目標	実施
158	★DV等相談関係機関との連携 (再掲4(1)②138)	人権啓発推進課	DV等相談に係る関係機関及び庁内関係課担当者の会議を開催し、相互の連携協力をさらに強化します。 個々の事案について、それぞれの立場で考え得る対応を積極的に共有し、適切に対処できる仕組みを構築します。			
			指標	会議開催回数	現状	2回／年
					目標	2回／年
159	★こども家庭センターにおける相談 (再掲2(3)①76、4(1)②139、4(2)①153)	子育て支援課	妊産婦や子育て中の方およびおおむね18歳までの児童からの相談に応じ、助言・支援などを行います。			
			指標	実施	現状	実施
					目標	実施
160	★重層的支援体制整備事業 (再掲4(2)①154)	社会福祉課	高齢、障がい、子育て、生活困窮などの各福祉分野関係機関が連携し、重層的な支援体制の仕組みを作ります。			
			指標	実施	現状	実施
					目標	実施

【関連する取組】

番号	取組	担当課名	取組の概要
161	★相談の広域連携 (再掲4(1)②141)	人権啓発推進課	相談の広域連携のため、京都府南部7市男女共同参画担当職員研究会と京阪奈DV被害者支援連絡会に出席し、情報交換等連携を深めます。

番号	取組	担当課名	取組の概要
162	★庁内相談窓口担当者 会議の開催 (再掲4(1)②142)	人権啓発推進課	庁内相談窓口担当者会議として関係課 と情報交換やケース検討を行い、連携 を深めます。
163	★近隣市の相談窓口相互 利用 (再掲4(1)②143)	人権啓発推進課	京都府南部7市及び京阪奈北近隣6市で の女性相談窓口の相互利用を促進しま す。

(3) 生涯を通じた心身の健康

生活様式の多様化や高齢者社会の進展など、社会環境の変化は住民の健康にも急激な変化をもたらしています。生涯にわたって健康で快適な生活を送ることは、誰もが望むことであり、そのためには住民一人ひとりが自らの心身の状態を理解し、健康保持や増進に向けて積極的に取り組んで行かなければなりません。

一人ひとりが心身の健康についての的確な知識や情報を身につけ、自らの健康を維持することができるよう、ライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、健診や相談体制を整備していきます。

① 妊娠・出産期の健康支援

女性が自らの心と身体の健康管理を行い、妊娠や出産に関して自ら主体的に判断できるよう、また男性にとってもパートナーの妊娠や出産について考えるための機会となるよう、検診やセミナーの開催により情報を提供します。

【重点取組】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
164	○妊産婦の健康診査の充実	子育て支援課	1回の妊娠につき基本健診14回分と各種血液検査等、併せて産婦健診2回分を公費助成します。 対象者全員へ受診券を発行し、妊産婦健康診査の受診を促します。			
			指標	実施	現状	実施
					目標	実施
165	○妊婦歯科健診の充実	子育て支援課	1回の妊娠につき1回、歯科検診を公費助成します。 対象者全員へ受診券を発行し、妊婦歯科健康診査の受診を促します。			
			指標	実施	現状	実施
					目標	実施

【関連する取組】

番号	取組	担当課名	取組の概要
166	○パパママセミナーの開催 (再掲2(2)②63)	子育て支援課	男性の参加を促すため、体験編を3回／年、歯科編を1回／年、土曜日に開催します。

番号	取組	担当課名	取組の概要
167	○母子健康管理指導事項連絡カードの配布と情報提供	子育て支援課	働く妊産婦が主治医から受けた指導事項の内容を勤務先に的確に伝えられるよう、母子手帳発行時に対象者全員に配布します。

② ライフステージに応じた健康づくり

ライフステージに応じて、自らの健康を適切に管理できるよう、各種相談や健康教育を進めるとともに、健康維持・増進に向けた健康づくり事業を推進します。

【重点取組】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
168	○健康相談・訪問指導	健康推進課	一般健康相談、こころの健康相談、各種健康教室時の健康相談、訪問など保健指導を充実します。			
			指標	健康相談	現状	44回
					目標	45回／年
169	○健康教育の推進	健康推進課	健美セミナー（30歳代）、楽歩塾、地域への健康教室、がん検診などでの健康教室を充実します。			
			指標	実施回数	現状	28回
					目標	30回／年
170	○健幸パスポート事業	健康推進課	住民が主体的に健康づくり事業を知り、参加することで、自分自身の健康についての意識を高めることを目指します。			
			指標	応募者数	現状	410人
					目標	500人 (応募率0.7%)

【関連する取組】

番号	取組	担当課名	取組の概要
171	○母子保健事業の推進	子育て支援課	児童の健やかな発達を促し、育児をする家庭をサポートします。
172	○健（検）診事業	健康推進課	健康診査（16歳から39歳までの男女・生活保護世帯）・肝炎ウイルス検診・歯周疾患検診などの健（検）診を推進します。

番号	取組	担当課名	取組の概要
173	○がん検診事業	健康推進課	がんの死亡率を減少させることを目的として、がん予防及び早期発見の推進を図ります。
174	★テクテクたなウォークの開催	健康推進課	健康づくりのきっかけにしてもらえるよう、ウォーキングイベントを実施します。
175	○国保保健事業	国保医療課	メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し健診結果を基に保健指導を行い、糖尿病等の生活習慣病の重症化予防に努めます。
176	○後期高齢者保健事業	国保医療課	生活習慣病を早期に発見し、健康寿命の延伸につなげます。
177	○H I V／エイズ ⁵⁴ について児童・生徒への教育の推進	こども・学校サポート室	各校の性に関する教育の指導計画に基づき保健の授業で実施します。
178	○H I V／エイズ、薬物乱用等の意識啓発	健康推進課	保健所など関係機関と連携し、庁内掲示及びホームページや広報による意識啓発を実施します。
179	★高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	健康推進課 国保医療課 高齢者支援課	地域への健康教室や、訪問による保健指導を実施し、健康寿命の延伸を図ります。

一人ひとりの取組 ～家庭・地域・職場で～

- 暴力や差別など、相手の心や身体を傷つけるようなことはやめましょう。
- あらゆる暴力は犯罪であるとともに、人権侵害であることを認識しましょう。
- D Vやハラスメントの被害については、ひとりで悩まず、我慢せず、関係機関に相談しましょう。
- D Vやハラスメントに限らず、困難な問題を抱えたときはひとりで抱え込まず、安心できる人や相談窓口にご相談しましょう。
- 妊娠中や子育て中で困りごとがある場合や、こどもへの虐待などが心配なときは、こども家庭センターなどの相談窓口を利用しましょう。
- 身近な人が被害にあったときは、相談するように勧めましょう。
- 年に1回は健康診断を受けるなど、自分や周りの人の健康に関心を持ちましょう。
- 生涯を通して健康で暮らすために、自分に合ったスポーツや趣味を持ちましょう。

⁵⁴ H I V／エイズ（Human immunodeficiency virus／acquired immune-deficiency syndrome）
H I Vウイルスに感染し、発病するとA I D S（後天性免疫不全症候群）という慢性難治性疾患になること。

第5章 計画の効果的な推進に向けて

1 計画の周知

男女共同参画の推進にあたっては、市民一人ひとりの取組や協力が重要となります。

そのため、より多くの市民に周知が図れるよう、本計画を広報紙や市のホームページなどの媒体やあらゆる機会を通じて積極的に周知します。

また、男女共同参画に関する情報提供を積極的に行い、市民及び事業者の理解を深め、主体的な取組を支援します。

2 市民や関係機関との連携・協力

(1) 男女共同参画審議会での審議

計画の推進にあたって、市民の意見を反映させるため、学識経験者、各種関係団体の代表者、教育・企業関係者及び公募市民で構成される「京田辺市男女共同参画審議会」を設置し、本計画の進捗状況を点検・評価し、計画推進に関する重要事項の調査審議を行っています。

また、市が実施する男女共同参画施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情及び意見への対応にあたって、必要があるときは、「京田辺市男女共同参画審議会」の意見を聴きます。

(2) 市民や事業所・市民団体との連携

行政だけでなく、広く市内全体で男女共同参画のまちづくりに取り組んでいくために、市民や地域の市民団体及び事業所とのパートナーシップを確立し、男女共同参画に関する意識の向上とそれぞれの主体的な取組の促進を図ります。

市は、事業所及び市民団体に対し、それぞれの活動における男女共同参画を推進するため、啓発その他の活動を中心となって取り組む「京田辺市男女共同参画推進員」の設置を促進し、推進体制を充実していきます。

なお、「京田辺市男女共同参画推進員」の設置について報告があったときは、当該推進員に対し、男女共同参画をより効果的に推進できるよう、情報の提供、研修の実施などの支援をします。

また、男女の自立と共同参画を推進する市民活動をはじめ、市民の多様な自主的活動への支援に努めます。

(3) 女性交流支援ルームの運営

男女共同参画社会の実現に資する施設である「京田辺市女性交流支援ルーム」では、男女共同参画に係る市民団体の交流支援、情報提供体制の整備、女性の相談室の充実などを進めています。

また、現在本市では、中核的拠点である JR 京田辺駅・近鉄新田辺駅周辺で、文化振興や行政サービス機能を併せ持つ複合型公共施設の整備に向けた取組を進めていることから、男女共同参画を推進する活動拠点としての機能強化が図れるよう検討を進めます。

3 総合調整機能の充実

本計画に基づいて、男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「京田辺市男女共同参画推進会議」を定期的で開催し、庁内の広範多岐にわたる関連施策の総合調整や進行管理を行います。

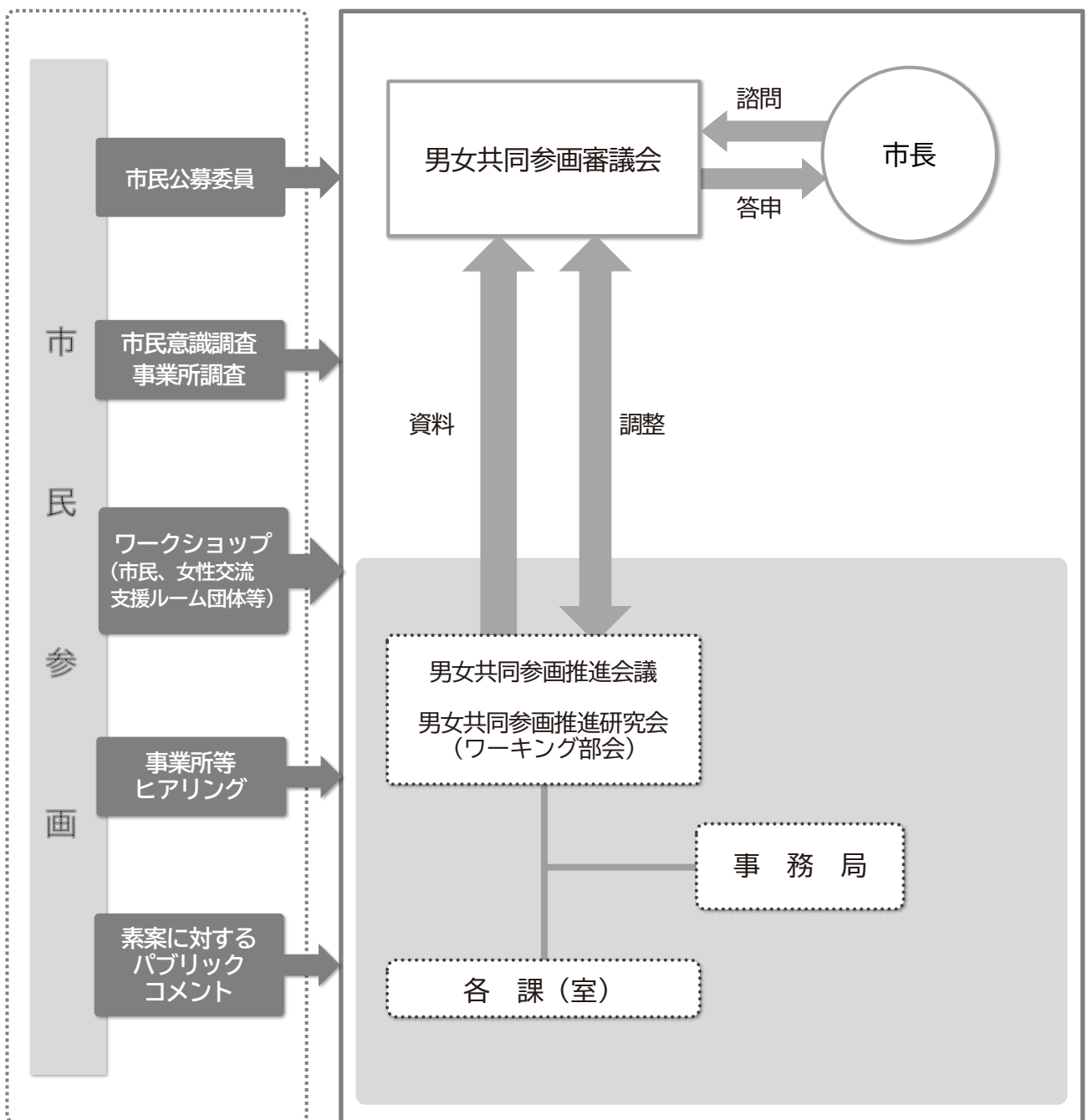
また、庁内各部署との連携強化を図り、全庁的な取組を推進します。

4 施策の進行管理・評価

計画の進捗状況を点検・評価するため、年度ごとに施策の実施状況について取りまとめ、「京田辺市男女共同参画推進会議」及び「京田辺市男女共同参画審議会」において、課題の整理・検討を行い、その結果を市民に公表します。

資料編

1 計画改訂に関する体制図



2024年度（令和6年度）		
2024年 （令和6年）	6月	○京田辺市男女共同参画推進研究会（第1回）
	7月	○京田辺市男女共同参画推進会議（第1回） ○京田辺市男女共同参画審議会（第1回） 市長から京田辺市男女共同参画審議会への諮問
	9月	○京田辺市男女共同参画推進研究会（第2回） ○京田辺市男女共同参画推進会議（第2回）
	10月	○京田辺市男女共同参画審議会（第2回）
	11月	○市民意識調査・事業所調査の実施
2025年 （令和7年）	3月	○京田辺市男女共同参画審議会（第3回）
2025年度（令和7年度）		
2025年 （令和7年）	5月	○市民ワークショップ開催
	7月	○京田辺市男女共同参画に関する事業所調査の結果に基づくヒアリング
	11月	○京田辺市男女共同参画推進研究会（第1回） ○京田辺市男女共同参画推進会議（第1回） ○京田辺市男女共同参画審議会（第1回） ○計画に掲載する具体的事業の調査
	12月	○京田辺市男女共同参画推進研究会（第2回） ○京田辺市男女共同参画推進会議（第2回） ○市議会総務常任委員協議会
2026年 （令和8年）	1月	○京田辺市男女共同参画審議会（第2回） ○市議会総務常任委員協議会 ○改訂案に対する市民意見募集（パブリックコメント）（1月～2月）
	3月	○京田辺市男女共同参画推進研究会（第3回） ○京田辺市男女共同参画推進会議（第3回） ○京田辺市男女共同参画審議会（第3回） 京田辺市男女共同参画審議会から市長への答申

3 市民参画の状況

計画の改訂にあたっては、多くの市民の方々に参画していただきました。

(1) 市民意識調査・事業所調査の実施

計画の改訂にあたって、より広範な市民のみなさんのご意見を反映させるため、男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査を実施しました。

調査の概要及び結果の抜粋は、第2章「2 市民意識調査等の結果からみる市の現状」を参照。

(2) ワークショップの開催（市民、女性交流支援ルーム団体等）

① 開催日程

2025年（令和7年）5月29日（木）16時～18時

② 参加者

市内で生活・学習・活動している方 延べ9名参加

③ テーマ及び意見概要

《テーマ》

タイトル：『豊かなライフスタイルの実現に向けて！』

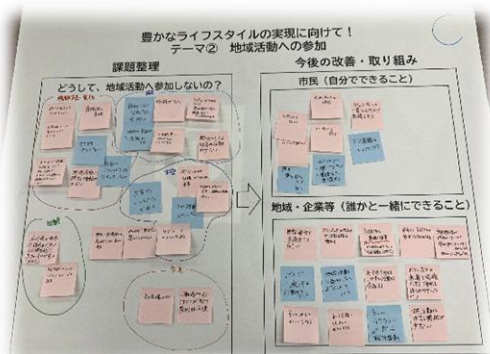
テーマ①：暮らしの実現

テーマ②：地域活動への参加

《意見概要》

テーマ①：暮らしの実現	
「市民（自分でできること）」	○家族と日常的に話し合う時間をつくる ○家庭菜園や体調管理を通じて暮らしの自立性を高める ○家族を“チーム”として家事を分担する意識づけ ○自分や家族の生き方について考える時間を確保する ○広報誌の情報を積極的にチェック・共有する ○外に出て活動したり、講座に参加することで知見を深める ○自分の悩みを周囲に共有することで孤立を防ぐ
「地域・企業等（誰かと一緒にできること）」	○ボランティア情報の告知強化（広報誌・SNS・チラシなど多媒体活用） ○同じ境遇の人と集まる機会づくり ○ファミリーサポート制度の利用促進 ○地域で声をかけ合う関係づくりによる孤立の予防

テーマ②：地域活動への参加	
「市民（自分でできること）」	○自治会や集まりに自分から参加してみる ○俳句投稿など気軽な参加型企画への関心を持つ ○広報紙やネットなどで地域情報を調べる ○イベントや活動で知り合った人と連絡先を交換する ○車の乗り合わせなど移動手段を工夫する ○自分がコミュニティの一員である意識を持つ ○同じ熱量・関心を持つ人とつながりをつくる ○こどもを起点にイベント参加のきっかけをつくる
「地域・企業等（誰かと一緒にできること）」	○情報発信の多様化（世代ごとに紙／デジタルを使い分け） ○活動を楽しくし、雑談や交流の場づくりを進める ○地域活動への参加を評価・ポイント化してモチベーションにする ○市民団体に対する補助や支援の強化 ○バス送迎や参加支援による交通面の課題解消 ○ボランティアコーディネーターの配置など支援体制の整備 ○高齢者にも参加しやすい活動を企画する ○こどもが参加したくなるようなイベントの充実 ○市民の声を吸い上げ、活動内容へ反映する仕組みをつくる



(3) 事業所等ヒアリングの実施

計画の改訂にあたって、男女共同参画を進めるうえでの課題を把握するため、事業所等のみなさんへのヒアリングを実施しました。

① 実施期間

2025年（令和7年）7月17日（木）～7月31日（木）

② 対象

京田辺市内の企業・学校・官公庁・その他の 59 件、有効回答数 17 件

③ 意見概要

課題解決に向けて、事業所等でできること	
女性の活躍推進	○育児・介護と仕事の両立支援体制の整備 ○セミナーや研修会の開催 ○育児・介護などのための欠勤が可能となる体制の構築 ○各事業所周辺にこどもを預ける場所の開設 ○働きやすい、魅力のある職場環境づくり など
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	○休暇制度の周知や体制整備に努め、休暇を取得しやすい風通しのよい職場環境づくり ○誕生日休暇や健康診断休暇等、確実に取得できる休暇制度 ○時間外労働削減に向けた取組の強化 ○IT 化の促進による業務の効率化 ○業務分担体制の整備、職員間でのフォロー、派遣社員の活用など代替要員の確保 ○福利厚生や休暇等の制度の周知 など
ハラスメント対策	○日常会話がよく飛び交う活発な職場環境づくり ○役職問わずコミュニケーションを取りやすい職場環境づくり ○定期的な職員向けコンプライアンス研修の実施 ○ハラスメントの被害者と加害者を分けた上での研修 ○ハラスメント相談窓口の設置 など
男女がともに働きやすい職場づくり	○男性の育児・介護休暇の取得促進 ○トイレや更衣室など、環境の整備・充実 ○様々な制度や補助金、支援制度に関する情報の周知や活用 ○情報の提示や、いつでも相談・質問できる時間を設ける ○「男女が働きやすい職場とは」従業員で考える機会を設ける など

課題解決に向けて、行政・他の事業所等と一緒にできること	
女性の活躍推進	○保育所等の整備 ○女性活躍に関する取組や成功事例等の意見交換会の実施 ○行政発行の男女共同参画のための指針等の配布 ○人材バンクの設置 ○人員不足時等にフォローし合える関係性づくり ○事務的な仕事や雑務等の委託や分担化 ○管理者向けの研修会や専門家の講演会の実施 など
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	○人事担当者向けセミナーの開催・参加 ○行政での職員募集の共同システムを構築 ○労働賃金の上昇 ○他施設との協力 ○行政全体で有給休暇取得促進の取組の推進 ○「京田辺市労働者リフレッシュ休暇取得制度」の推奨 など
ハラスメント対策	○広報誌や HP などでの情報発信 ○様々な業界における具体的事例の情報共有や意見交換会の実施 ○行政からセミナー講師の派遣 ○いつでも相談可能な専門機関の設置、周知 ○意識変容の促進を目的とし、ハラスメントに関する映像を協力して作成 など
男女がともに働きやすい職場づくり	○市役所からの積極的な情報発信 ○消費生活相談や図書館だよりのような、常設コーナーでの発信 ○活用できる補助金等の支援制度に関する情報提供の場の設置 ○同業者の取組事例等、情報の共有、意見交換会の実施 ○行政主催のイベント参加等による最新情報の収集 など

(4) 素案に対する市民意見募集（パブリックコメント）の実施

京田辺市男女共同参画審議会が、計画改訂にかかる答申の改訂過程において、公正の確保及び透明性の向上を図り、市民のみなさんのご意見等を考慮した意思決定を行うため、素案に対する市民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

＜意見募集の概要＞

意見募集期間	2026 年（令和 8 年）1 月 26 日（月）～ 2026 年（令和 8 年）2 月 25 日（水）
公表資料	第 3 次京田辺市男女共同参画計画改訂（案）
意見募集方法	ア 市ホームページに公表資料を掲載 イ 市主要公共施設（19 箇所）に公表資料を設置
意見提出者	4 名
意見の件数	28 件

京 人 第 7 1 号
令和6年(2024年)7月26日

京田辺市男女共同参画審議会

会 長 岡 田 ま り 様

京田辺市長 上 村 崇

第3次京田辺市男女共同参画計画の改訂について（諮問）

第3次京田辺市男女共同参画計画の改訂をしますので、京田辺市男女共同参画推進条例第9条第4項に基づき、意見を求めます。

令和8年(2026年)3月24日

京田辺市長

上 村 崇 様

京田辺市男女共同参画審議会

会 長 岡 田 ま り

第3次京田辺市男女共同参画計画の改訂について（答申）

令和6年（2024年）7月26日付け、京人第71号で諮問のありました上記のことについて、本審議会では慎重に審議した結果、別添のとおりまとめましたので、京田辺市男女共同参画推進条例第18条第1項に基づき答申します。

【2024年度（令和6年度）】	
2024年 (令和6年) 7月26日	京田辺市男女共同参画審議会（第1回） ○男女共同参画計画の改訂方針・スケジュールについて ○市民意識調査・事業所調査の概要について ○第3次京田辺市男女共同参画計画改訂の諮問
10月8日	京田辺市男女共同参画審議会（第2回） ○男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査の調査票（案）について
2025年 (令和7年) 3月28日	京田辺市男女共同参画審議会（第3回） ○男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査の結果速報について
【2025年度（令和7年度）】	
2025年 (令和7年) 11月27日	京田辺市男女共同参画審議会（第1回） ○市民意識調査・事業所調査の結果報告（概要版） ○第3次京田辺市男女共同参画計画改訂の骨子（案）について
2026年 (令和8年) 1月7日	京田辺市男女共同参画審議会（第2回） ○第3次京田辺市男女共同参画計画改訂に係るパブリックコメント（案）について
3月24日	京田辺市男女共同参画審議会（第3回） ○計画改訂（案）に対する市民意見とその対応について ○第3次京田辺市男女共同参画計画改訂（案）について ○第3次京田辺市男女共同参画計画改訂（案）の答申

(1) 学識経験者

(敬称略、順不同)

	氏 名	職 名 等
会 長	岡 田 ま り	立命館大学産業社会学部現代社会学科教授
副会長	分 部 り か	弁護士
	草 野 謙太郎	京田辺市小中学校校長会
	林 孝 二	京田辺市社会教育委員
	河 村 初 美	人権擁護委員
	三 宅 えり子	同志社女子大学現代社会学部社会システム学科元教授

(2) 各種関係団体の代表者

(敬称略、順不同)

	氏 名	職 名 等
	北 川 秀 樹	地域活動団体精通者
	五月女 智 美	男女共同参画・子育て団体活動精通者
	上 島 竜太郎	京田辺市商工会
	畠 山 智 子	男女共同参画・子育て団体活動精通者

(3) その他市長が認める者

(敬称略、順不同)

	氏 名	職 名 等
	浅 山 貴 宏	公募委員
	沼 井 哲 男	公募委員
	小 野 博 富	市内民間企業

年次	京田辺市の動き	京都府の動き	日本の動き	世界の動き
1975年 (昭和50年)			●「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」公布 ●婦人問題企画推進本部設置 ●婦人問題企画推進本部に参与を設置 ●婦人問題企画推進本部会議開催	●国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ●国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択
1977年 (昭和52年)		●京都府議会「婦人の地位向上のための請願」趣旨採択 ●女性政策担当窓口設置 ●京都府婦人関係行政連絡会設置 ●京都府婦人問題協議会設置	●「国内行動計画」策定 ●「国立女性教育会館」設置	
1979年 (昭和54年)		●京都府婦人問題協議会が「提言」提出 ●「京都府婦人大学」開設 ●「京都府婦人対策推進会議」設置 ●「京都府婦人の意識・生活実態調査」実施		●国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択
1980年 (昭和55年)			●「女子差別撤廃条約」の署名	●「国連婦人の十年」－平等、発展、平和－中間年世界会議（コペンハーゲン） ●「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択
1981年 (昭和56年)		●京都府議会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准促進に関する意見書の提出 ●「京都府婦人の船」実施 ●「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」策定、公表	●民法一部改正施行 ●「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改正 ●「国内行動計画後期重点目標」策定	●「男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約（家庭的責任条約＝ILO156号条約）」ILO総会で採択
1982年 (昭和57年)		●京都府立婦人教育会館開館 ●「京都府婦人海外研修」実施		

年次	京田辺市の動き	京都府の動き	日本の動き	世界の動き
1984年 (昭和59年)				●「国連婦人の十年」－平等、発展、平和の成果を検討し評価するための世界会議のためのエスキュープ地域政府間準備会議（東京）
1985年 (昭和60年)		●ナイロビ世界会議NGOフォーラムへ女性を派遣 ●国連婦人の十年最終年記念大会－京都女性のフォーラム’85－開催	●「国籍法」及び「戸籍法」の改正、施行 ●「男女雇用機会均等法」公布 ●「女子差別撤廃条約」批准	●「国連婦人の十年」－平等、発展、平和－ナイロビ世界会議（西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
1986年 (昭和61年)			●婦人問題企画推進本部 拡充：構成を全省庁に拡大、任務も拡充 ●婦人問題企画推進有識者会議開催 ●「男女雇用機会均等法」施行 ●「国民年金法」の一部改正、施行	
1987年 (昭和62年)		●「婦人問題に関する意識・実態調査」実施 ●京都婦人関係行政推進会議発足 ●京都府婦人問題検討会議設置	●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 ●婦人問題企画推進本部 参与拡充	
1988年 (昭和63年)		●京都府婦人問題検討会議が、「男女共同参加の21世紀社会をめざす京都府行動計画」に関する提言を知事へ提出		
1989年 (平成元年)		●「KY0のあけぼのプラン」策定、公表 ●女性政策課設置 ●女性政策推進本部設置 ●京都府女性政策推進専門会議設置 ●「KY0のあけぼのフェスティバル」事業開始、「京都府あけぼの賞」創設	●学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必修等）	
1990年 (平成2年)	●女性行動計画策定準備 ・女性問題に関する住民アンケート調査実施 ・庁内策定検討委員会設置 ・田辺町女性問題懇談会設置 ・福祉部社会課に女性福祉係設置			●国連婦人の地位委員会 拡大会期 ●国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択

年次	京田辺市の動き	京都府の動き	日本の動き	世界の動き
1991年 (平成3年)	●「田辺町女性行動計画」策定		●「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定 ●「育児休業法」公布（施行1992）	
1992年 (平成4年)	●かがやきプラン推進会議設置		●婦人問題担当大臣設置	
1993年 (平成5年)			●「パートタイム労働法」公布	
1994年 (平成6年)	●女性団体育成事業制度創設	●京都府女性政策推進専門家会議開催 ●「KY0のあけぼのプラン改定についての提言」提出	●男女共同参画室設置 ●男女共同参画審議会設置（政令） ●男女共同参画推進本部設置	●「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ）「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択
1995年 (平成7年)	●かがやきプラン推進懇話会設置	●「京の女性史」発刊 ●第5回世界女性会議NGOフォーラムへ代表団を派遣	●「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化） ●「ILO156号条約」批准	●「女性に対する暴力をなくす決議」国連人権委員会で採択 ●第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択
1996年 (平成8年)	●女性問題に関する住民アンケート調査実施 ●女性週間事業開催	●「KY0のあけぼのプラン」改定 ●京都府女性総合センター設置	●「男女共同参画ビジョン」答申 ●男女共同参画推進連携会議発足 ●「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年 (平成9年)	●南部6市女性政策担当職員研究会発足 ●福祉部児童福祉課女性係に変更		●男女共同参画審議会設置（法律） ●「男女雇用機会均等法」改正 ●「労働基準法」改正 ●「介護保険法」公布	
1998年 (平成10年)	●女性問題職員研修開催 ●地域リーダー養成事業「京都府女性の船」参加助成		●「男女共同参画社会基本法－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり－」答申	
1999年 (平成11年)	●お茶くみ問題アンケート調査実施 ●女性週間事業を実行委員会形式で開催	●男女共同参画社会に関する府民意識調査の実施	●「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ●「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	●エスキャップハイレベル政府間会議（バンコク）
2000年 (平成12年)	●政策推進課女性政策係へ移管 ●京田辺市男女共同参画推進会議設置（下部組織ワーキング部会） ●京田辺市男女共同参画推進懇話会設置 ●男女共同参画に関する市民・職員アンケート	●「新京都府女性行動計画策定に向けての提言」提出	●男女共同参画審議会が「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ●「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」について男女共同参画審議会答申	●国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）

年次	京田辺市の動き	京都府の動き	日本の動き	世界の動き
	調査実施		●「ストーカー行為等の規制に関する法律（ストーカー規制法）」成立 ●「男女共同参画基本計画」閣議決定	
2001年 (平成13年)	●「京田辺市男女共同参画に関する市民アンケート調査結果」ダイジェスト版発行	●「京都府男女共同参画計画－新KY0のあけぼのプラン」策定	●「男女共同参画会議」を内閣府に設置 ●「男女共同参画局」設置 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」施行	
2002年 (平成14年)	●「京田辺市男女共同参画計画」策定			
2003年 (平成15年)	●「女性の相談室」開設		●「次世代育成支援対策推進法」施行 ●「少子化社会対策基本法」施行	
2004年 (平成16年)		●「京都府男女共同参画推進条例」施行	●「児童虐待防止法」改正 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
2005年 (平成17年)			●「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定	●「第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）」閣僚級会合（ニューヨーク）
2006年 (平成18年)	●市民参画課男女共同参画係へ移管 ●「京田辺市女性交流支援ルーム」開設	●「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定 ●「新KY0のあけぼのプラン」後期施策の重点項目と目標数値を設定	●「男女雇用機会均等法」改正	●第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京）
2007年 (平成19年)			●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ●「パートタイム労働法」改正 ●「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	●第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合（ニューデリー）
2008年 (平成20年)			●「次世代育成支援対策推進法」改正 ●男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」策定	

年次	京田辺市の動き	京都府の動き	日本の動き	世界の動き
2009年 (平成21年)	●京田辺市男女共同参画推進懇話会に「(仮称)京田辺市男女共同参画推進条例(案)の制定に関する提言」依頼	●「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定		
2010年 (平成22年)	●男女共同参画に関する市民意識調査実施・報告書発行 ●「京田辺市男女共同参画推進条例」制定 ●京田辺市男女共同参画審議会設置	●京都府家庭支援総合センター開所 ●マザーズジョブカフェ開設	●「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 ●「育児・介護休業法」改正	●「第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)」記念会合(ニューヨーク)
2011年 (平成23年)	●「第2次京田辺市男女共同参画計画」策定	●「京都府男女共同参画計画-KY0のあけぼのプラン(第3次)」策定 ●「京都ワーク・ライフ・バランスセンター」開設		●UN Women 正式発足
2012年 (平成24年)		●京都女性起業家賞(アントレプレナー)開始		●第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択
2013年 (平成25年)			●日本再興戦略の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	
2014年 (平成26年)	●京田辺市男女共同参画審議会に「第2次京田辺市男女共同参画計画の改訂について」諮問	●「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第3次)」策定	●「男女雇用機会均等法」改正 ●「パートタイム労働法」改正 ●「次世代育成支援対策推進法」改正	●第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択
2015年 (平成27年)	●男女共同参画に関する市民意識調査実施	●輝く女性応援京都会議発足、行動宣言採択 ●京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(愛称:京都SARA(サラ))開所	●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ●「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定	●「第59回国連婦人の地位委員会(北京+20)」記念会合(ニューヨーク) ●第3回国連防災世界会議「仙台防災枠組」採択(仙台)
2016年 (平成28年)	●京田辺市男女共同参画審議会が「第2次京田辺市男女共同参画計画の改訂について」答申 ●「第2次京田辺市男女共同参画計画」改訂	●「京都府男女共同参画計画-KY0のあけぼのプラン(第3次)」施策見直し ●女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」開設	●「育児・介護休業法」改正 ●「男女雇用機会均等法」改正	●第60回国連婦人の地位委員会 ●G7伊勢志摩サミットの首脳会合及びすべての関係閣僚会合において「女性活躍推進」をアジェンダに設定(ジェンダー主流化)

年次	京田辺市の動き	京都府の動き	日本の動き	世界の動き
2017年 (平成29年)		●輝く女性応援京都会議（地域会議）設置 ●「京都ストーカー相談支援センター（K S C C）」開設	●「働き方改革実現会議」において「働き方改革実行計画」を決定 ●「育児・介護休業法」改正	●第1回G7男女共同参画担当大臣会合
2018年 (平成30年)			●「子ども・子育て支援法」一部改正 ●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布 ●「働き方改革関連法案」成立	●第2回G7男女共同参画担当大臣会合
2019年 (平成31年 令和元年)	●京田辺市男女共同参画審議会に「第3次京田辺市男女共同参画計画の策定について」諮問 ●男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査実施	●「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」策定	●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正	●W20サミット（日本）開催（第5回WAW!と同時開催） ●第3回G7男女共同参画担当大臣会合
2020年 (令和2年)	●人権啓発推進課男女共同参画係へ移管		●「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定	●国連「第4回世界女性会議25周年記念ハイレベル会合」 ●W20サミット開催（サウジアラビア）
2021年 (令和3年)	●京田辺市男女共同参画審議会が「第3次京田辺市男女共同参画計画の策定について」答申 ●「第3次京田辺市男女共同参画計画」策定	●「京都府男女共同参画計画－KY0のあけぼのプラン（第4次）」策定		
2022年 (令和4年)			●A V出演被害防止・救済法成立・施行 ●改正介護・育児休業法が一部施行	
2023年 (令和5年)			●刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行	●広島県広島市においてG7サミット開催
2024年 (令和6年)	●京田辺市男女共同参画審議会に「第3次京田辺市男女共同参画計画の改訂について」諮問 ●男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査実施		●困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行 ●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律施行	

年次	京田辺市の動き	京都府の動き	日本の動き	世界の動き
			●育児・介護休業法の一部を改正する法律施行 ●子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律施行	
2025年 (令和7年)			●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律施行	
2026年 (令和8年)	●京田辺市男女共同参画審議会が「第3次京田辺市男女共同参画計画の改訂について」答申 ●「第3次京田辺市男女共同参画計画」改訂	●「京都府男女共同参画計画－KY0のあけぼのプラン（第4次）」改訂中	●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行 ●「第6次男女共同参画基本計画」閣議決定	

(1) 京田辺市男女共同参画推進条例

公布日 平成 22 年 9 月 29 日
京田辺市条例第 17 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 8 条）

第 2 章 基本的施策（第 9 条－第 15 条）

第 3 章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限（第 16 条・第 17 条）

第 4 章 京田辺市男女共同参画審議会（第 18 条）

第 5 章 雑則（第 19 条）

附則

私たちのまち京田辺は、緑豊かな美しい自然を守り、育みながら、大都市への高い利便性を兼ね備えたまちとして発展を続けている。

ここに住む私たちの願いは、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、いのちと健康を大切にするとともに、ゆとりとうるおいのある恵まれた環境の下で、男女が家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において対等な立場で、責任を担いながら、希望と生きがいに満ち、満足感のある生活を営むことができるまちを創り、次代に継承していくことである。

こうした思いの中で、私たちはこれまで男女共同参画社会基本法の下、京田辺市男女共同参画計画を策定し、様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今日においてもなお、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が依然として存在しているばかりでなく、仕事と生活とが調和した社会生活を営むことが難しい環境にもあり、男女共同参画社会を実感するに至っていない。

そこで、市はもとより、市民や事業者、市民団体、教育に携わる者が互いに連携し、世代を越えて価値観を共有しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組をより一層総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会について、男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行っている個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 市民団体 市内において自発的な社会活動を行う非営利の団体をいう。
- (6) 教育に携わる者 市内において学校教育、社会教育、家庭教育その他の教育に携わる者をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること及び性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に及ぼす影響をできる限り中立的なものとする。

- (3) 男女が、対等な構成員として、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び意思決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と仕事、地域活動その他の社会生活における活動を両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (6) 男女共同参画の形成が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下で行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的に策定し、効果的に実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者、市民団体、教育に携わる者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、職場における活動と家庭、地域等における活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、その活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第8条 教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念にのっとり、教育を行うよう努めなければならない。

2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(京田辺市男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、京田辺市男女共同参画計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、あらかじめ京田辺市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者の意見を反映させるものとする。

3 市長は、計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、計画を変更する場合について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮するものとする。

2 市は、施策の立案、決定その他の機会において男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、積極的改善措置を講ずるものとする。

3 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他の教育において、男女共同参画が推進されるよう支援するものとする。

(啓発活動等)

第11条 市は、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者が、男女共同参画についての理解を深めるため、啓発活動、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画施策を効果的に実施するため、調査研究を行うものとする。

(男女共同参画施策の実施状況の公表)

第13条 市長は、毎年度、男女共同参画施策の実施状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(推進体制)

第14条 市は、男女共同参画施策を推進するために、必要な体制及び施設を整備するものとする。

2 市は、事業者及び市民団体に、それぞれの活動における男女共同参画を推進するため、啓発その他の活動を行う京田辺市男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）の設置を要請するものとする。

3 事業者及び市民団体は、前項に規定する推進員を設置したときは、市に報告するものとする。

4 市は、前項の規定による報告があったときは、当該推進員に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(苦情、相談等への対応)

第15条 市は、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情及び意見があったときは、適切に対応するものとする。

2 市は、前項に規定する苦情及び意見の対応に当たって、特に必要があると認めるときは、京田辺市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市は、性別による権利侵害その他の男女共同参画を阻害する行為に係る相談について、関係機関と協力して適切に対応するため、相談体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第16条 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメントその他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

2 何人も、配偶者その他の親密な関係にある者（過去において親密な関係にあった者を含む。）に対し、身体的、精神的又は経済的な苦痛を与えるような暴力的行為（以下「暴力的行為」という。）を行ってはならない。

(情報に関する留意)

第17条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間における暴力的行為等を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第4章 京田辺市男女共同参画審議会

(京田辺市男女共同参画審議会)

第18条 第9条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）及び第15条第2項に規定する事項のほか、市長の諮問に応じ男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議を行うため、京田辺市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、男女共同参画についての知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(2) 男女共同参画社会基本法

公布日 平成 11 年 6 月 23 日
法律第 78 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条－第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条－第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第10条の2 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第18条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第18条の2 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）

第18条の3 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第19条 国は、前3条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第20条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第 1 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 4 条第 1 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第 23 条第 1 項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第 4 条第 2 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 5 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第 3 項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第 24 条第 1 項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第 3 項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号） 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

附 則 （令和 7 年 6 月 27 日法律第 80 号）

（施行期日）

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和 7 年法律第 79 号）の施行の日から施行する。ただし、第 1 条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

公布日 平成 13 年 4 月 13 日
法律第 31 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（第 2 条の 2・第 2 条の 3）

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条―第 5 条の 4）

第 3 章 被害者の保護（第 6 条―第 9 条の 2）

第 4 章 保護命令（第 10 条―第 22 条）

第 5 章 雑則（第 23 条―第 28 条）

第 5 章の 2 補則（第 28 条の 2）

第 6 章 罰則（第 29 条―第 31 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

（1）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

（3）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

（4）前 3 号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)
- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

- 第4条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

- 第5条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

- 第5条の2 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第5項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第 3 項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第 5 条の 3 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 5 条の 4 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 3 章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第 6 条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治 40 年法律第 45 号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前 2 項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第 7 条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第 3 条第 3 項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第 8 条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第 8 条の 2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第 15 条第 3 項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第 8 条の 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第 9 条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第 9 条の 2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令 (接近禁止命令等)

- 第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第12条第1項第3号及び第4号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第12条第1項第2号から第4号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して1年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。
- (1) 面会を要求すること。
 - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第6項第1号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
 - (9) その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第11号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
 - (10) その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。
 - (11) その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第1項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠と

している住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身邊につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第2号から第11号までに掲げる行為(同項第5号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身邊につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第2項第4号及び第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

(1) 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第1号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第10条の2 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第18条第1項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者。以下この条、第12条第2項第2号及び第18条第1項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して2月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成16年法律第123号)第2条第22号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、6月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第11条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

(1) 申立人の住所又は居所の所在地

(2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

(1) 申立人の住所又は居所の所在地

(2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第12条 接近禁止命令及び第10条第2項から第4項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

(1) 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

(2) 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

- (3) 第 10 条第 3 項の規定による命令（以下この号並びに第 17 条第 3 項及び第 4 項において「3 項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該 3 項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - (4) 第 10 条第 4 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
 - (2) 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
 - (3) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前 2 号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前 2 項の書面（以下「申立書」という。）に第 1 項第 5 号イからニまで又は前項第 3 号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第 1 項第 1 号から第 4 号まで又は前項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治 41 年法律第 53 号）第 53 条第 1 項又は第 59 条第 3 項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第 13 条 裁判所は、接近禁止命令、第 10 条第 2 項から第 4 項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第 14 条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第 12 条第 1 項第 5 号イからニまで又は同条第 2 項第 3 号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第 14 条の 2 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第 14 条の 3 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

- 第14条の4 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第4項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第3項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。
- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第1項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第1項の規定によりされた申立て等が第3項に規定するファイルに記録されたときは、第1項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第1項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまで又は同条第2項第3号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第 10 条第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第 6 項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 3 項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して 6 月を経過した日又は当該 3 項命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該 3 項命令を発した裁判所に対し、第 10 条第 3 項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該 3 項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る 3 項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。

5 第 3 項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第 3 項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、第 1 項から第 3 項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第 18 条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 2 項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第 3 号中「事項に」とあるのは「事項及び第 18 条第 1 項本文の事情に」と、同条第 3 項中「事項に」とあるのは「事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第 20 条 削除

(民事訴訟法の準用)

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 1 編から第 4 編までの規定（同法第 71 条第 2 項、第 91 条の 2、第 92 条第 9 項及び第 10 項、第 92 条の 2 第 2 項、第 94 条、第 100 条第 2 項、第 1 編第 5 章第 4 節第 3 款、第 111 条、第 1 編第 7 章、第 133 条の 2 第 5 項及び第 6 項、第 133 条の 3 第 2 項、第 151 条第 3 項、第 160 条第 2 項、第 185 条第 3 項、第 205 条第 2 項、第 215 条第 2 項、第 227 条第 2 項並びに第 232 条の 2 の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 112 条第 1 項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第 112 条第 1 項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第 113 条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第 111 条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた

第 133 条の 3 第 1 項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第 151 条第 2 項及び第 231 条の 2 第 2 項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第 160 条第 1 項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第 160 条第 3 項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第 160 条第 4 項	第 2 項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第 160 条の 2 第 1 項	前条第 2 項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第 160 条の 2 第 2 項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第 205 条第 3 項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第 215 条第 4 項	事項又は第 2 項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第 231 条の 3 第 2 項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第 261 条第 4 項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - (3) 第4条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
 - (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市町村は、第4条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市町村が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第10条第1項から第4項まで、第10条の2、第11条第2項第2号及び第3項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで並びに第2項第1号及び第2号並びに第18条第1項	配偶者	特定関係者
第10条第1項、第10条の2並びに第12条第1項第1号及び第2項第1号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項まで及び第10条の2の規定によるものを含む。第31条において同じ。)に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処する。

第30条 第3条第5項又は第5条の3の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第31条 第12条第1項若しくは第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項若しくは第2項(第28条の2において準用する

第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 7 条、第 9 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 平成 14 年 3 月 31 日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第 12 条第 1 項第 4 号並びに第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第 3 条 この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号）

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第 10 条第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第 18 条第 1 項の規定の適用については、同項中「2 月」とあるのは、「2 週間」とする。

(検討)

第 3 条 新法の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号）抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

附 則 （平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号）抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第 2 条並びに附則第 3 条、第 7 条から第 10 条まで、第 12 条及び第 15 条から第 18 条までの規定 平成 26 年 10 月 1 日

附 則 （令和元年 6 月 26 日法律第 46 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 4 条、第 7 条第 1 項及び第 8 条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第 4 条 前 2 条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第 8 条 政府は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 6 条第 1 項及び第 2 項の通報の対象となる同条第 1 項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第 1 項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和 4 年 5 月 25 日法律第 52 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次条並びに附則第 3 条、第 5 条及び第 38 条の規定 公布の日

（政令への委任）

第 38 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 509 条の規定 公布の日

附 則 （令和 5 年 5 月 19 日法律第 30 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 7 条の規定 公布の日

(2) 第 21 条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号。附則第 3 条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第 2 条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第 10 条及び第 10 条の 2 の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第 11 条第 2 項及び第 3 項並びに第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第 18 条第 1 項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第 3 条 新法第 14 条の 2 から第 14 条の 4 までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第 1 条第 2 号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第 21 条の規定の適用については、同条中「第 71 条第 2 項、第 91 条の 2、第 92 条第 9 項及び第 10 項、第 92 条の 2 第 2 項、第 94 条、第 100 条第 2 項、第 1 編第 5 章第 4 節第 3 款、第 111 条、第 1 編第 7 章、第 133 条の 2 第 5 項及び第 6 項、第 133 条の 3 第 2 項、第 151 条第 3 項、第 160 条第 2 項、第 185 条第 3 項、第 205 条第 2 項、第 215 条第 2 項、第 227 条第 2 項並びに第 232 条の 2 の規定を除く。」を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の

下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第 87 条の 2 の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第 4 条 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第 30 条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第 7 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第 8 条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和 5 年 6 月 14 日法律第 53 号） 抄

この法律は、公布の日から起算して 5 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 32 章の規定及び第 388 条の規定 公布の日

(2) 第 1 条中民事執行法第 22 条第 5 号の改正規定、同法第 25 条の改正規定、同法第 26 条の改正規定、同法第 29 条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第 91 条第 1 項第 3 号の改正規定、同法第 141 条第 1 項第 3 号の改正規定、同法第 181 条第 1 項の改正規定、同条第 4 項の改正規定、同法第 183 条の改正規定、同法第 189 条の改正規定及び同法第 193 条第 1 項の改正規定、第 12 条、第 33 条、第 34 条、第 36 条及び第 37 条の規定、第 42 条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第 39 条第 2 項の改正規定、第 45 条の規定（民法第 98 条第 2 項及び第 151 条第 4 項の改正規定を除く。）、第 47 条中鉄道抵当法第 41 条の改正規定及び同法第 43 条第 3 項の改正規定、第 48 条及び第 4 章の規定、第 88 条中民事訴訟費用等に関する法律第 2 条の改正規定、第 91 条の規定、第 185 条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 12 条第 3 項の改正規定、第 198 条の規定並びに第 387 条の規定 公布の日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 （令和 7 年 12 月 10 日法律第 84 号）

この法律は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。

(4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

公布日 平成 27 年 9 月 4 日
法律第 64 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）
- 第 2 章 基本方針等（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 事業主行動計画等
 - 第 1 節 事業主行動計画策定指針（第 7 条）
 - 第 2 節 一般事業主行動計画等（第 8 条－第 18 条）
 - 第 3 節 特定事業主行動計画（第 19 条）
 - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表（第 20 条・第 21 条）
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 22 条－第 29 条）
- 第 5 章 雑則（第 30 条－第 33 条）
- 第 6 章 罰則（第 34 条－第 39 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第 15 条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 12 条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第 11 条の規定により第 9 条の認定を取り消すとき。
- (2) 第 12 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第 13 条第 2 項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第 12 条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第 16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 5 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 5 条の 5、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 42 条、第 48 条の 3 第 1 項、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 2 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 2 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 17 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第 18 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第 3 節 特定事業主行動計画

第 19 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

- 第20条 第8条第1項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- (1) その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異
 - (2) その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - (4) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる情報
 - (2) 前項第3号に掲げる情報又は同項第4号に掲げる情報の少なくともいずれか一方
- 3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報のうち少なくとも(1)の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

- 第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- (1) その任用する職員の男女の給与の額の差異
 - (2) その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - (4) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

- 第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第 23 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第 24 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第 25 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 26 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 27 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第 22 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 22 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 28 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 29 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 30 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第 7 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかったとき。
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反したとき。

第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- (4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、令和18年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日
- (2) ・(3) 略
- (4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年3月31日法律第12号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中職業安定法第32条及び第32条の11第1項の改正規定並びに附則第28条の規定 公布の日
- (2) 略
- (3) 第1条中雇用保険法第10条の4第2項及び第58条第1項の改正規定、第2条の規定(第1号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第48条」を「第47条の3」に改める部分に限る。)、同法第5条の2第1項の改正規定及び同法第4章中第48条の前に1条を加える改正規定を除く。)並びに第3条の規定(職業能力開発促進法第10条の3第1号の改正規定、同条に1項を加える改正規定、同法第15条の2第1項の改正規定及び同法第18条に1項を加える改正規定を除く。)並びに次

条並びに附則第 5 条、第 6 条及び第 10 条の規定、附則第 11 条中国国家公務員退職手当法第 10 条第 10 項の改正規定、附則第 14 条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和 45 年法律第 98 号)第 4 条第 2 項及び第 18 条の改正規定並びに同法第 33 条の改正規定(「、第 11 条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第 5 条の 5 第 1 項」とあるのは「船員職業安定法第 15 条第 1 項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第 15 条から第 22 条まで、第 24 条、第 25 条及び第 27 条の規定 令和 4 年 10 月 1 日

(政令への委任)

第 28 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 509 条の規定 公布の日

附 則 (令和 7 年 6 月 11 日法律第 63 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 4 条に 1 項を加える改正規定及び同法第 38 条第 1 項の改正規定(「及び第 2 項」を「、第 2 項及び第 4 項」に改める部分に限る。)、第 3 条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第 2 項(見出しを含む。)の改正規定(「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 18 年 3 月 31 日」に改める部分に限る。)並びに第 4 条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 2 条第 1 項の改正規定、同法第 5 条第 2 項第 3 号の改正規定及び同法附則第 2 条第 1 項の改正規定並びに次条並びに附則第 3 条、第 7 条、第 8 条の 2 及び第 16 条の規定 公布の日

(2) 第 1 条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第 4 条の規定(同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 12 条の改正規定を除く。)並びに附則第 6 条の規定及び附則第 13 条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)第 47 条の 4 の改正規定(「昭和 41 年法律第 132 号」の下に「第 27 条の 3 第 1 項、」を加える部分に限る。) 令和 8 年 4 月 1 日

(女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置)

第 6 条 第 4 条の規定(附則第 1 条第 2 号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第 1 項及び第 2 項の規定による情報の公表から適用する。

(政令への委任)

第 7 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 8 条の 2 政府は、特定受託事業者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和 5 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。)が受けた業務委託(同法第 2 条第 3 項に規定する業務委託をいう。)に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者(同条第 2 項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。)が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(5) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

公布日 令和 4 年 5 月 19 日
法律第 52 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）
- 第 2 章 基本方針及び都道府県基本計画等（第 7 条・第 8 条）
- 第 3 章 女性相談支援センターによる支援等（第 9 条－第 15 条）
- 第 4 章 雑則（第 16 条－第 22 条）
- 第 5 章 罰則（第 23 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第 3 条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- (3) 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第 4 条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第 5 条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第 6 条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 2 条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 13 条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 3 条第 1 項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第2章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第7条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- (3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第3章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第9条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第5号まで及び第12条第1項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (3) 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
- (4) 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第3項第2号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第3項第2号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第3項第2号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第10条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第11条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第20条第1項（第4号から第6号までを除く。）並びに第22条第1項及び第2項第1号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第20条第2項及び第22条第2項第2号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第12条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第13条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第14条 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和25年法律第204号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成7年法律第86号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第15条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第9条第7項又は第12条第2項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (1) 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - (2) 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第4章 雑則

(教育及び啓発)

第16条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第17条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第18条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第19条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第20条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第1号から第3号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- (1) 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - (2) 女性相談支援センターが行う第9条第3項第2号の一時保護（同条第7項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - (3) 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
 - (4) 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
 - (5) 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - (6) 第13条第1項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第13条第2項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第21条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の4分の3以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第13条第1項又は第2項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第1項第6号の委託及び同条第3項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第22条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
- (1) 都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第5号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第3号に掲げるものに限る。）
 - (2) 市町村が第20条第2項の規定により支弁した費用

- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第 20 条第 1 項の規定により支弁した費用のうち同項第 6 号に掲げるもの及び市町村が同条第 3 項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第 2 項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第 5 章 罰則

第 23 条 第 9 条第 8 項又は第 15 条第 5 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次条並びに附則第 3 条、第 5 条及び第 38 条の規定 公布の日
- (2) 附則第 34 条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）の公布の日のいずれか遅い日
- (3) 略
- (4) 附則第 36 条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第 2 条 政府は、この法律の公布後 3 年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第 3 条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第 4 項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定により定められ、同条第 4 項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第 10 条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第 11 条 旧婦人補導院法第 12 条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第 19 条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第 38 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和 4 年 6 月 15 日法律第 66 号） 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第 7 条、第 8 条及び第 17 条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第 16 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

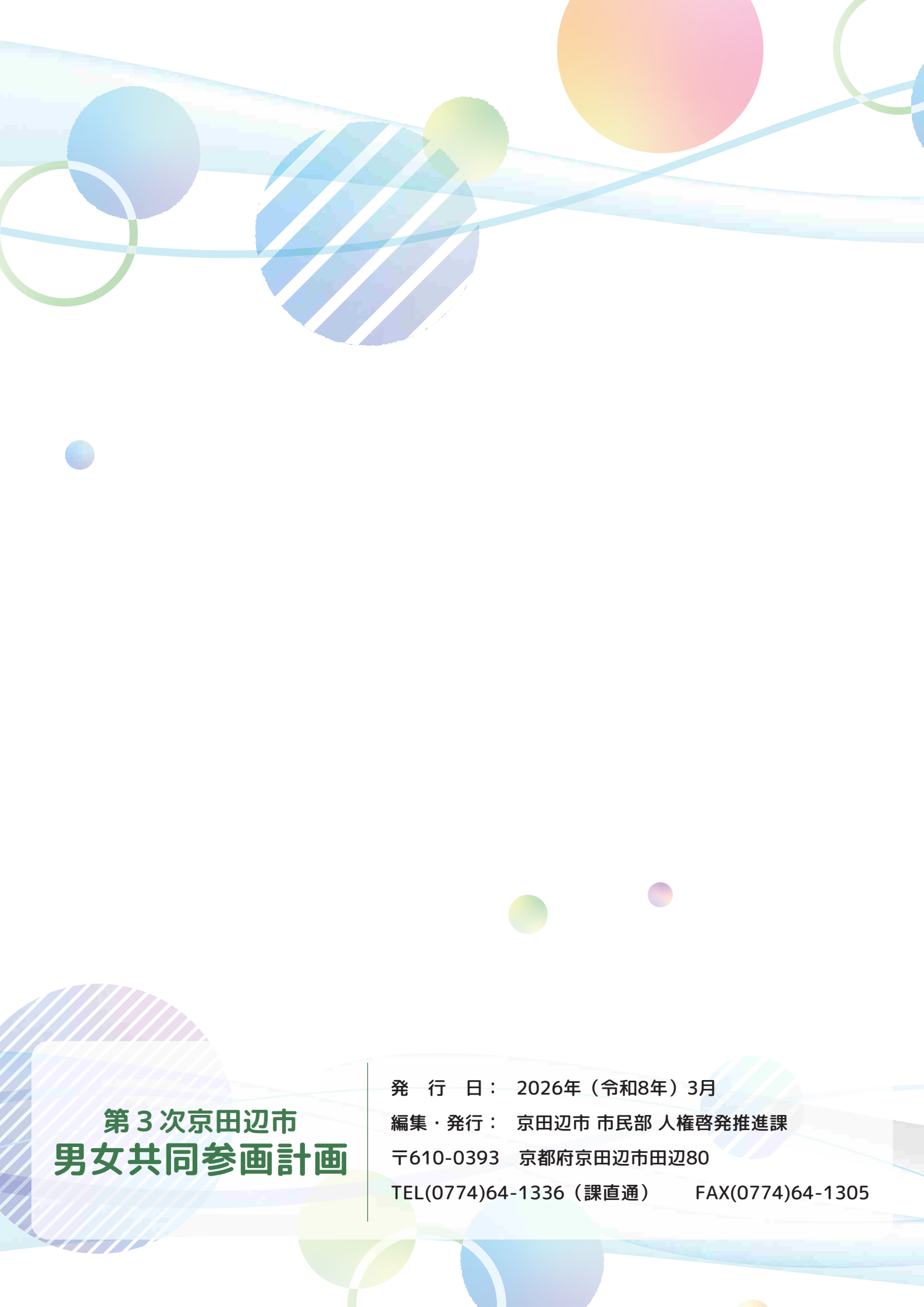
第 17 条 附則第 3 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 （令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 509 条の規定 公布の日



第3次京田辺市 男女共同参画計画

発行日：2026年（令和8年）3月

編集・発行：京田辺市 市民部 人権啓発推進課

〒610-0393 京都府京田辺市田辺80

TEL(0774)64-1336（課直通）

FAX(0774)64-1305